

(仮称) 北千里駅前地区第一種市街地再開発事業

環境影響評価提案書

令和4年(2022年)10月

吹田市

はじめに

本事業に係る環境影響評価手続きについて

本事業は、民間施行の市街地再開発事業を予定しており、その実施においては都市計画に定める必要があり、実際の建築物等の設計は都市計画決定後に行うこととなる。

また、吹田市環境まちづくり影響評価条例（平成10年3月31日条例第7号）に基づき、都市計画に先立って環境影響評価を実施する必要があるため、民間の住宅開発などとは異なり、環境影響評価の手続き時点では詳細の事業計画は未定である（下図参照）。

そのため、本手続きにおいては、環境に及ぼす影響が最大限となる概略の事業計画について、環境影響評価を実施するものとする。

なお、工事着工から施設供用にかけて実施する事後調査及び事後調査報告書の提出については、事業主体である市街地再開発組合が実施するものとする。

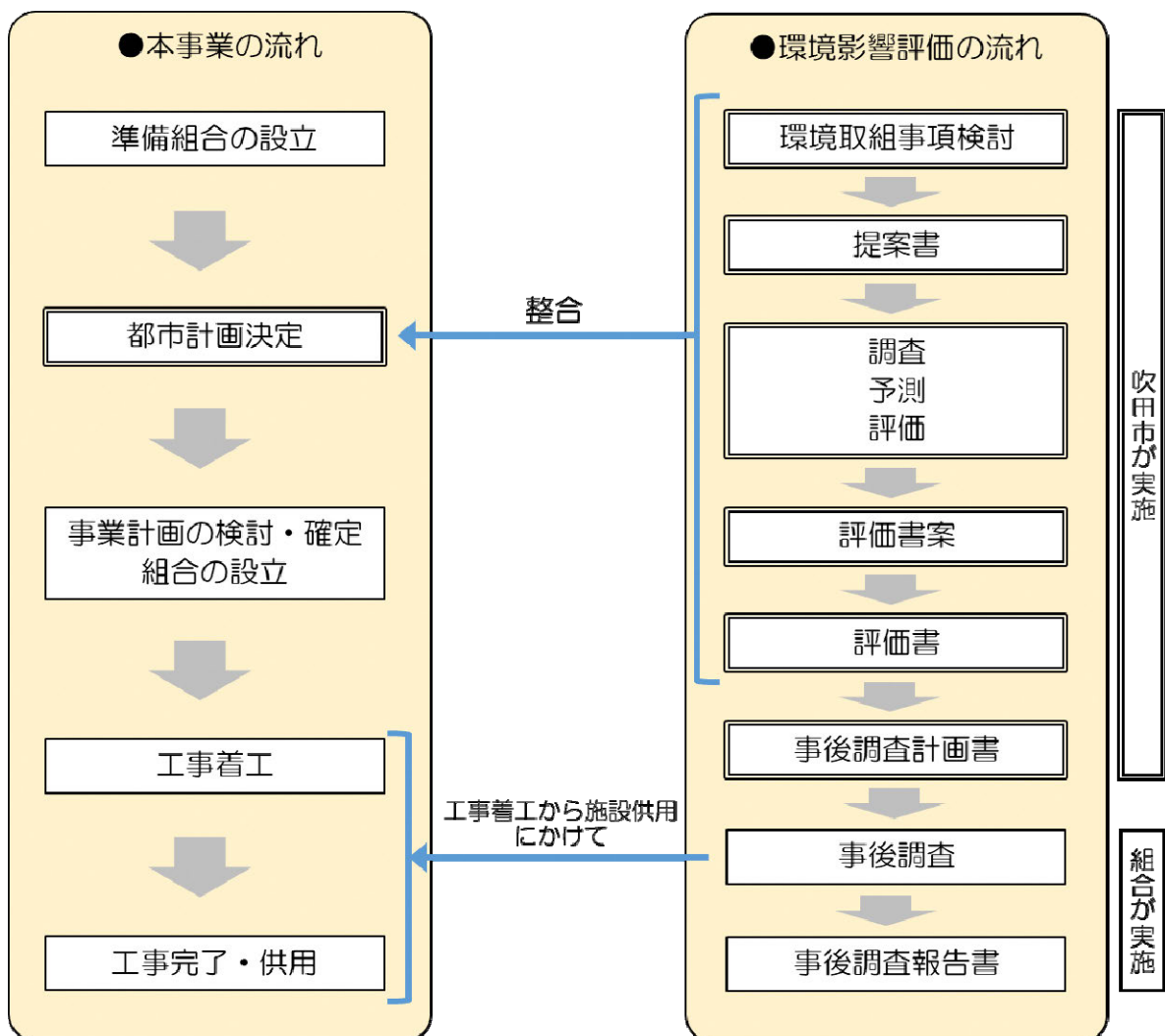


図 本事業と環境影響評価の関係性（イメージ図）

【目 次】

1 事業者（都市計画決定権者）の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	1-1
2 事業者の環境に対する取組方針	2-1
3 事業の名称、目的及び内容	3-1
3.1 事業の名称	3-1
3.2 事業の目的	3-1
3.3 事業の内容	3-1
3.3.1 事業の種類	3-1
3.3.2 事業の規模	3-1
3.3.3 事業の実施場所	3-1
3.3.4 事業計画の概要	3-3
(1) 土地利用計画	3-3
(2) 建築物の計画概要	3-6
(3) 緑化計画	3-7
(4) 交通計画	3-7
(5) 供給処理施設等	3-10
(6) 廃棄物処理計画	3-10
3.3.5 工事計画	3-10
3.3.6 環境影響要因の概要	3-11
3.3.7 事業計画の複数案の検討経緯	3-12
4 環境影響評価を実施しようとする地域の範囲及びその概況	4-1
4.1 地域の範囲	4-1
4.2 地域の概況	4-3
4.2.1 社会的概況	4-3
(1) 人 口	4-3
(2) 土地利用	4-5
(3) 産 業	4-8
(4) 交 通	4-11
(5) 水域とその利用	4-15
(6) 環境の保全について配慮を要する施設	4-16
(7) 関係法令による規制等	4-19
4.2.2 自然条件	4-50
(1) 気 象	4-50
(2) 水 象	4-51
(3) 地 象	4-53
4.2.3 環境の概況	4-56
(1) 大気汚染	4-56
(2) 水質汚濁	4-68
(3) 騒 音	4-75
(4) 振 動	4-77
(5) 悪 臭	4-78
(6) 地盤沈下	4-79
(7) 日照障害、電波障害	4-79

(8) 動植物	4-80
(9) 人と自然とのふれあいの場	4-97
(10) 景観	4-99
(11) 文化財	4-100
(12) 廃棄物	4-102
(13) 地球環境	4-102
(14) 防災・安全	4-103
4.2.4 周辺事業の有無	4-114
5 本事業における環境に対する取組方針	5-1
6 本事業における環境取組内容	6-1
(1) 工事中	6-1
(2) 施設の存在、供用時	6-1
7 環境要素、調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点	7-1
7.1 環境影響評価の項目	7-1
7.1.1 環境影響要因の抽出	7-1
7.1.2 環境要素の選定	7-1
7.1.3 調査・予測項目から除外した環境要素及びその理由	7-3
7.2 調査、予測及び評価の方法	7-4
7.2.1 調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点	7-4
7.2.2 評価の方法	7-14
8 その他の事項	8-1

1 事業者（都市計画決定権者）の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

事業者（都市計画決定権者）の名称 : 吹田市
代表者の氏名 : 吹田市長 後藤 圭二
主たる事務所の所在地 : 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

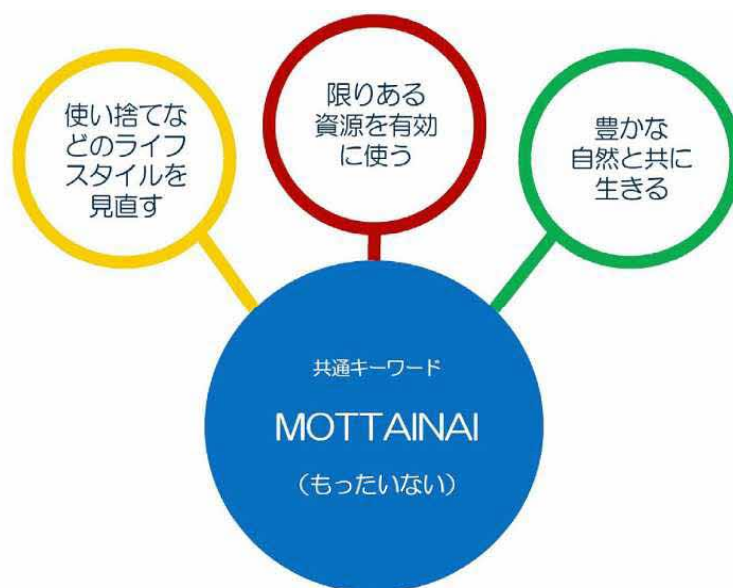
〔 本事業の実施に当たっては、環境影響評価は都市計画決定権者である吹田市が実施するものである。 〕

2 事業者の環境に対する取組方針

地球温暖化をはじめ、ヒートアイランド現象や生物多様性の衰退、深刻なエネルギー不足など様々な環境問題に直面する今、健全で豊かな環境を守り引継ぎ、持続可能な社会を構築していくためには、市民、事業者、行政がそれぞれの立場での役割を果たすとともに、パートナーシップによる取組を積極的に進めていかなければならない。そのため、吹田市では「吹田市第3次環境基本計画」（令和2年（2020年）2月）を定め、下記の考え方を基本理念として施策や取組を推進していくものとしている。

<基本理念>

- ①使い捨てなどのライフスタイルを見直す
- ②限りある資源を有効に使う
- ③豊かな自然と共に生きる



さらに、環境基本計画では、施策や取組を推進していく基本方針として以下の考えを持つこととしている。

【基本方針】

- ・安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保する
- ・エネルギーや資源を大切に使い、循環する社会を目指す
- ・市民、事業者、行政の協働で、持続可能な社会づくりを進める

また、「吹田市都市計画マスタープラン（平成27年（2015年）3月）」では、環境まちづくり方針の基本的考え方として、「環境負荷の少ないライフスタイルや事業活動の転換促進」、「健康で快適な生活環境の保全」、「快適な都市環境の創造」を示している。

これらの背景を踏まえ、「環境まちづくり影響評価条例」や「環境まちづくりガイドライン（開発・建築版）」に基づき、環境に配慮した事業実施を進める方針とする。

3 事業の名称、目的及び内容

3.1 事業の名称

(仮称) 北千里駅前地区第一種市街地再開発事業

3.2 事業の目的

北千里駅前の千里北地区センターは、青山台、藤白台、古江台の近隣3住区に対する商業や公的サービスの機能を有する住民の生活や地域活動の拠点であり、開業から50年以上もの間、店舗リニューアル（平成6年（1994年））などを行ってきたが、施設の老朽化や、社会情勢・周辺環境の変化により、様々な課題が顕在化し、更新が望まれている。

この様な背景のもと、行政や市民の皆が共有できる将来像の検討に着手し、まちづくりの道しるべとなる「北千里駅周辺活性化ビジョン」を策定（平成28年（2016年）4月）した。

現在、そのビジョンにおけるめざすべき姿である、「地域の生活を支える地区センター」、「多様な世代が楽しめる地区センター」、「交流の核となる地区センター」、「千里ニュータウンのまちに調和する地区センター」の具現化のため、地権者を中心とした民間施行の市街地再開発事業の実現に向けて取り組みを進めている。

3.3 事業の内容

3.3.1 事業の種類

事業の種類は、「住宅団地の建設」と「商業施設の建設」であり、本事業は「吹田市環境まちづくり影響評価条例」（平成10年3月31日条例第7号（最終改正：平成23年12月27日条例第44号））第2条に規定する要件に該当する。

3.3.2 事業の規模

敷地面積：全体面積約3.5ha

商業・公益・住宅敷地約2.4ha、公共用地（駅前交通広場等）約1.1ha

延床面積：全体概算 約122,000㎡

高さ：商業・公益棟 約30m

住宅・商業棟 約123m

住宅戸数：約700戸

3.3.3 事業の実施場所

事業の実施場所は図3.3.1に示すとおりであり、古江台4丁目に位置する。

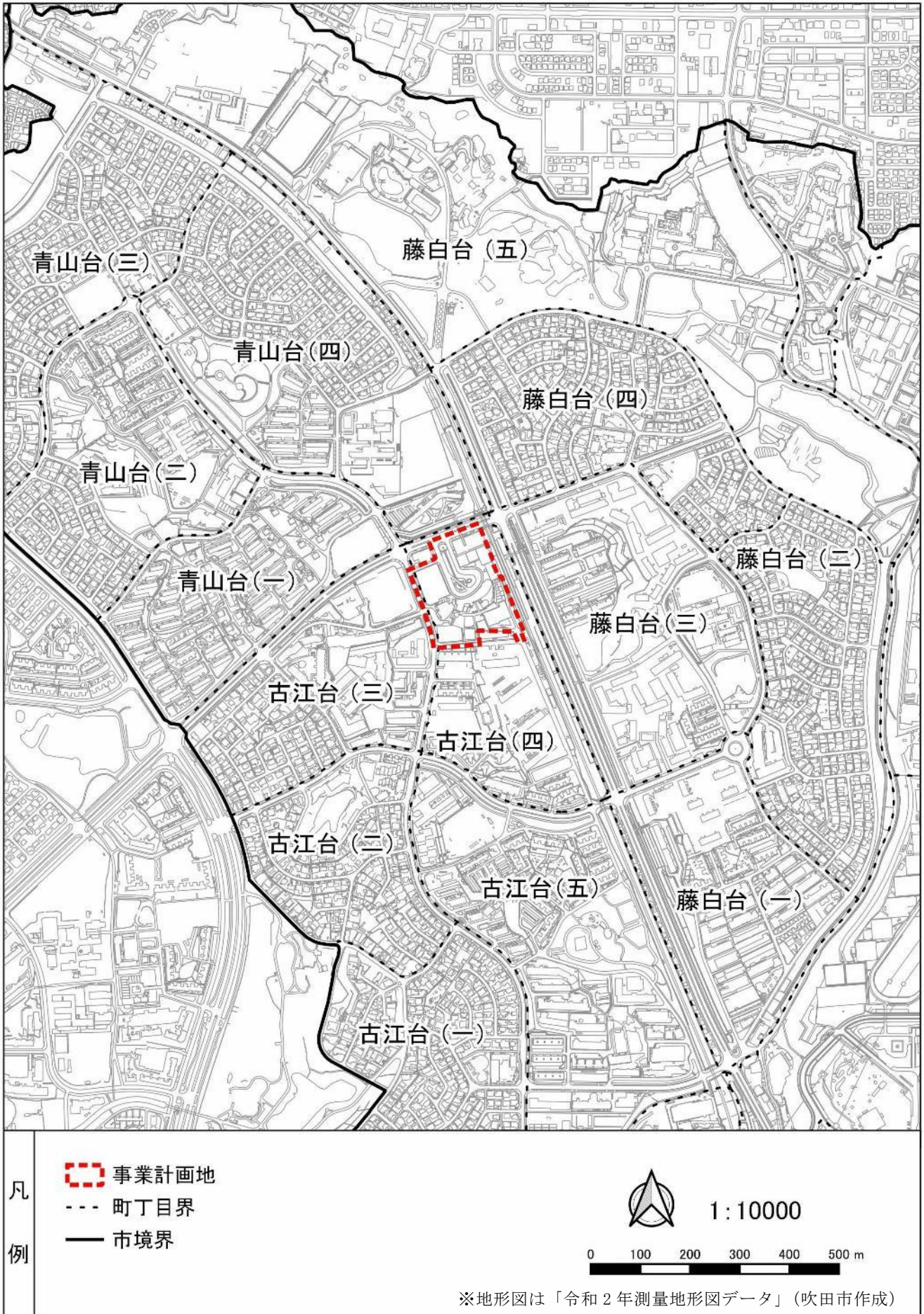


図 3.3.1 事業計画地の位置

3.3.4 事業計画の概要

(1) 土地利用計画

土地利用計画は、表 3.3.1 に示すとおりである。

事業計画地の面積 35,010 m² (約 3.5ha) のうち、商業・住宅等 (宅地) で 69.4%、駅前交通広場・道路等 (公共施設) で 30.6%を計画している。また、現況の土地利用は図 3.3.2 に示すとおりである。

表 3.3.1 土地利用計画

土地利用区分	現況		計画	
	面積 (m ²)	構成比 (%)	面積 (m ²)	構成比 (%)
商業・住宅等 (宅地)	24,630	70.4	24,300 ※3,000 m ² 程度の歩行者広場を確保の想定	69.4
駅前交通広場・道路等 (公共施設)	10,380	29.6	10,710	30.6
合計	35,010	100.0	35,010	100.0

土地利用計画の商業・公益棟や駅前交通広場等の配置については、以下の考え方を踏まえ検討し、その結果を図 3.3.3 に示す。

- ・駅前交通広場は交通量の多い幹線道路と接し、出入り口を設ける。
- ・人の通行・滞留・にぎわいの広場を地区センターの中心に配置し、駅舎前面の土地利用について交通広場から歩行者広場に転換する。
- ・西側の隣接街区に位置するまちなかりビルと一体的に利用が可能となるよう、商業・公益棟を配置する。
- ・商業・公益棟、住宅・商業棟共に事業の成立が見込まれる規模を確保する。
- ・歩行者通路や広場等ゆとりある空間を創出するため、計画地南側の住宅・商業棟エリアで高度利用を図る。

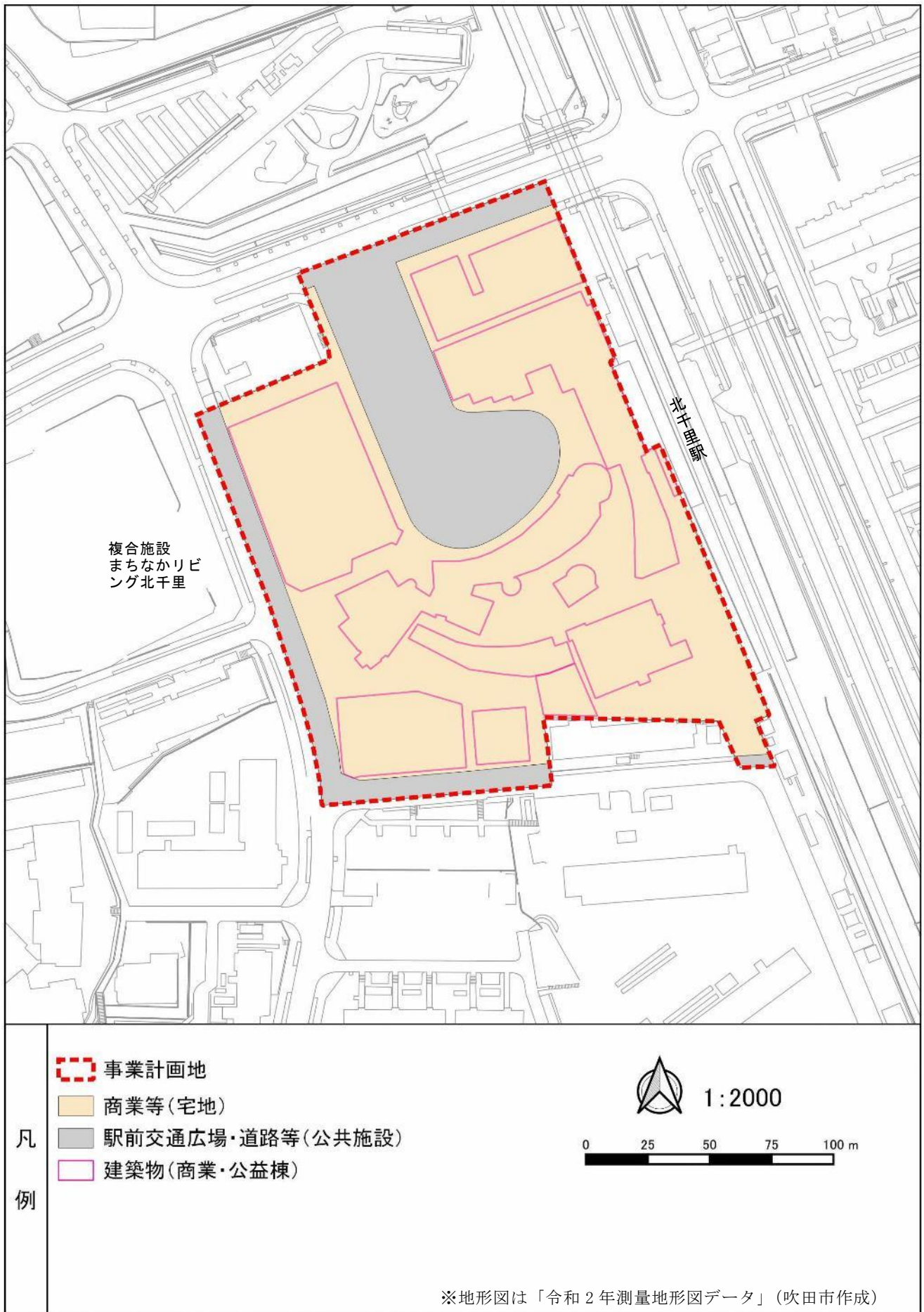
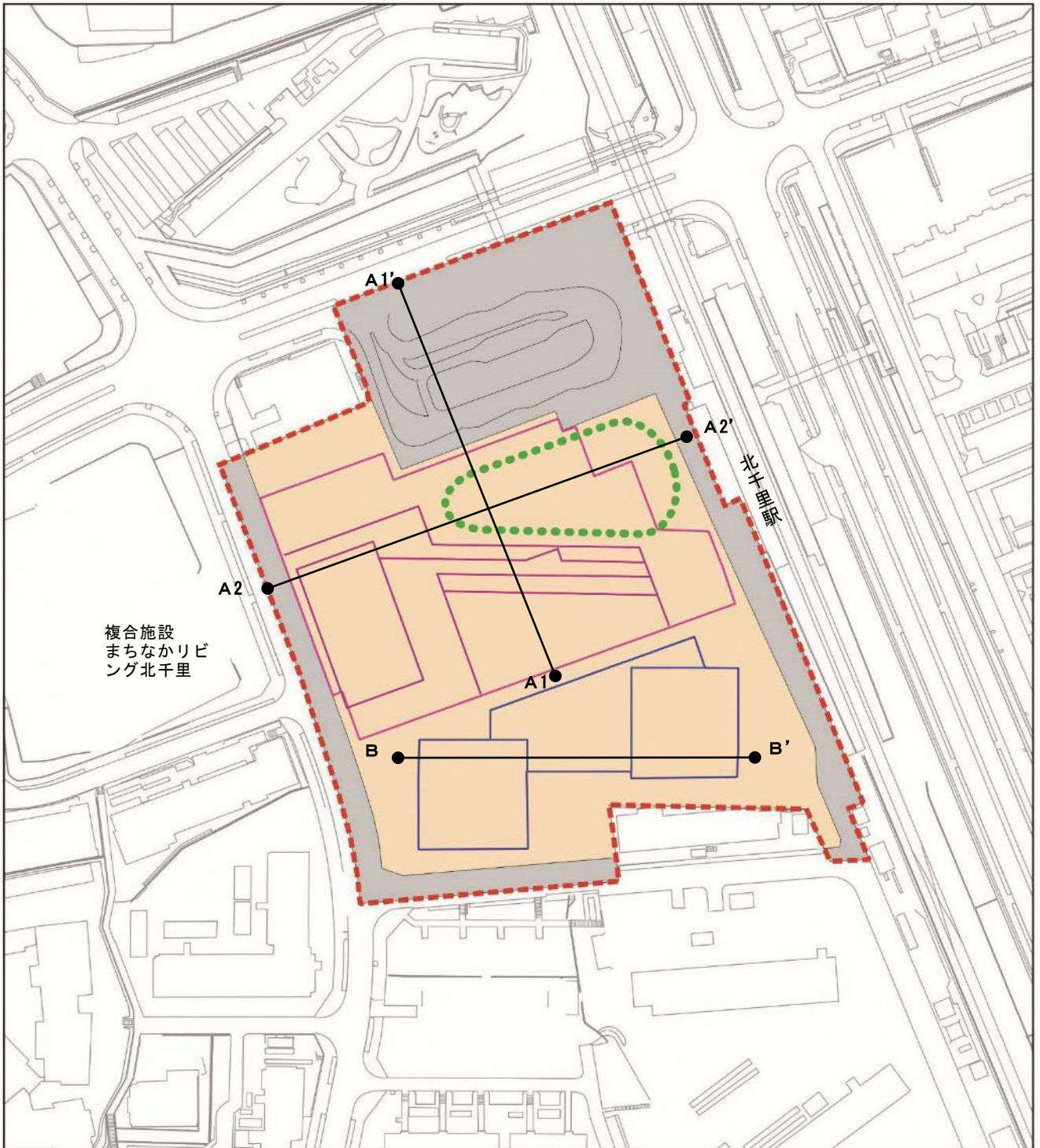


図 3.3.2 現況の土地利用図



凡 例	 事業計画地	 1:2000 
	 商業・住宅等(宅地)	
	 駅前交通広場・道路等(公共施設)	
	 建築物(商業・公益棟)	
	 建築物(住宅・商業棟)	
	 歩行者広場	
注) 断面模式図は図 3.3.4 に記載		
		※地形図は「令和2年測量地形図データ」(吹田市作成)

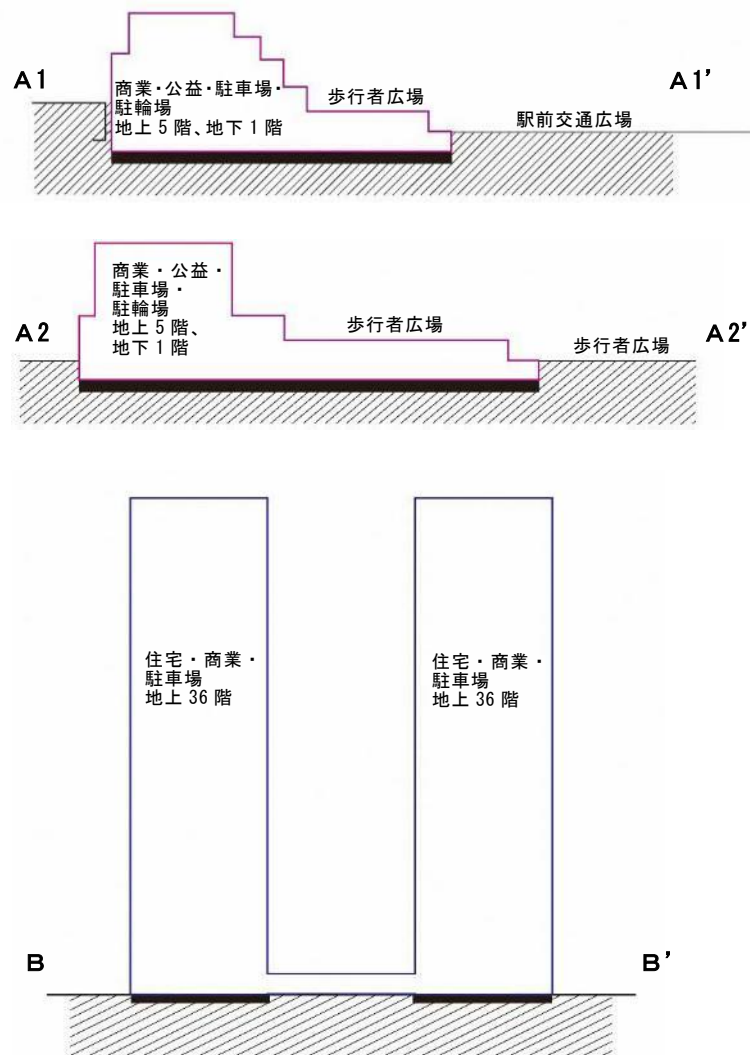
図 3.3.3 土地利用計画図 (イメージ図)

(2) 建築物の計画概要

環境に及ぼす影響が最大限となる概略の事業計画は表 3.3.2 に示すとおりである。また、建築物断面模式図を図 3.3.4 に示す。商業・公益棟が地下 1 階、地上 5 階で延床面積が約 40,400 m²、高さ約 30m、住宅・商業棟が 36 階建てのツインタワー形状で、延床面積が約 82,000 m²、高さ約 123m を想定している。また、今回の環境影響評価の結果を踏まえ、今後事業計画の検討の中で実際の建築物の計画を策定する。

表 3.3.2 建築物の計画概要

	商業・公益棟	住宅・商業棟
建築敷地面積	約 14,000 m ²	約 10,300 m ²
建築面積	約 11,100 m ²	約 4,700 m ²
延床面積	約 40,400 m ²	約 82,000 m ²
高さ	約 30m	約 123m
主要な用途	商業、業務、公益施設、駐車場	住宅、商業、駐車場



※断面位置は図 3.3.3 に記載

図 3.3.4 建築物断面模式図（イメージ図）

(3) 緑化計画

緑化にあたっては、駅前交通広場を中心に現状よりも緑の多い景観形成に努めるものとする。

商業・公益棟やその周辺では、歩行者が通行する空間を中心とした緑化や、屋上緑化などに努めるものとする。住宅・商業棟やその周辺では、創出された歩行者通路や広場等の空間に連続的に緑を配置するなどの植栽に努めるものとする。

(4) 交通計画

交通計画案を図 3.3.5 及び図 3.3.6 に示す。工事車両の主要な走行ルートは、主に府道箕面摂津線及び市道千里北公園古江線（地区以西側）が想定される。また、供用後の主要な走行ルートは、主に府道箕面摂津線及び市道千里北公園古江線が想定される。

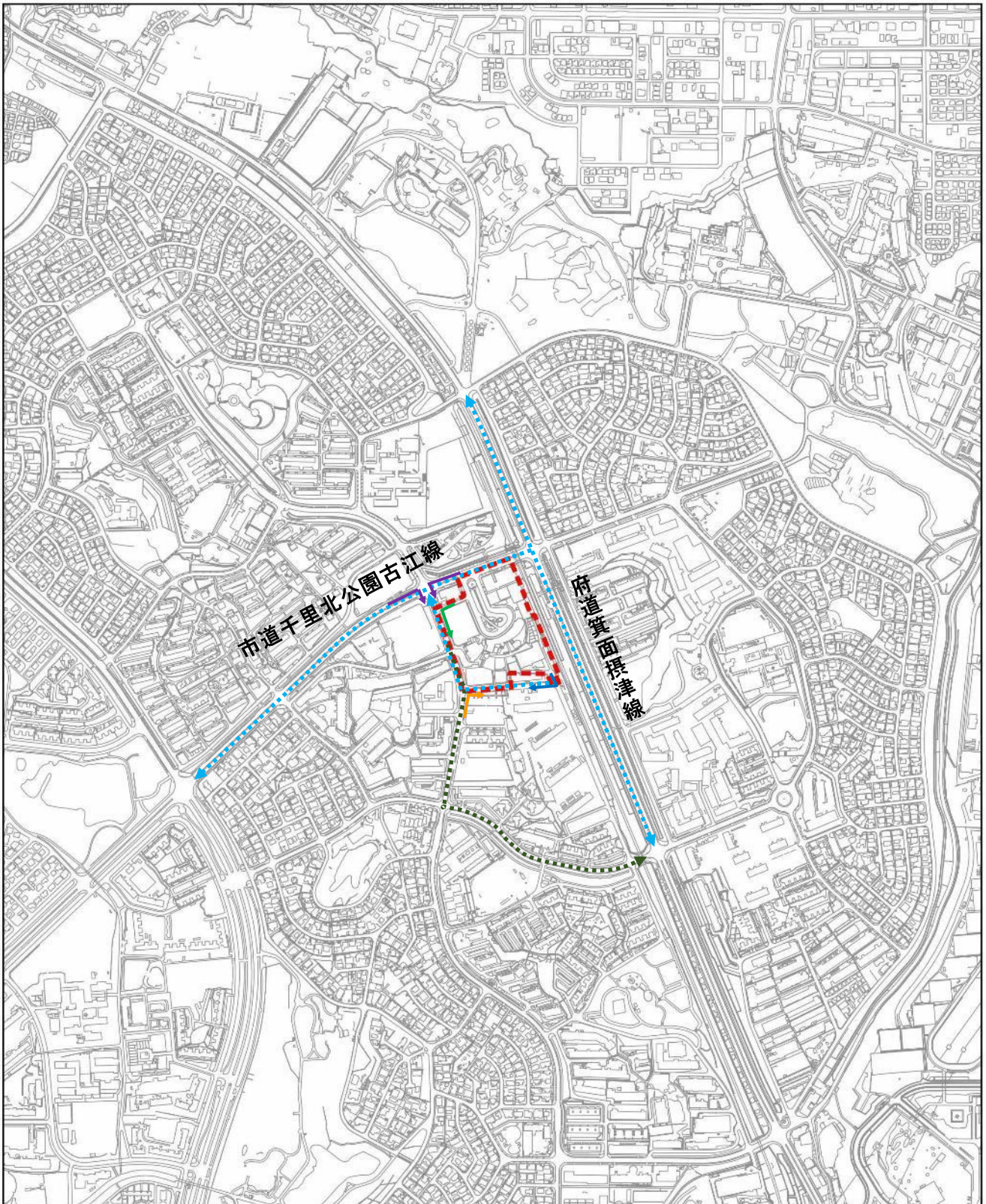


図 3.3.5 交通計画 (工事中)

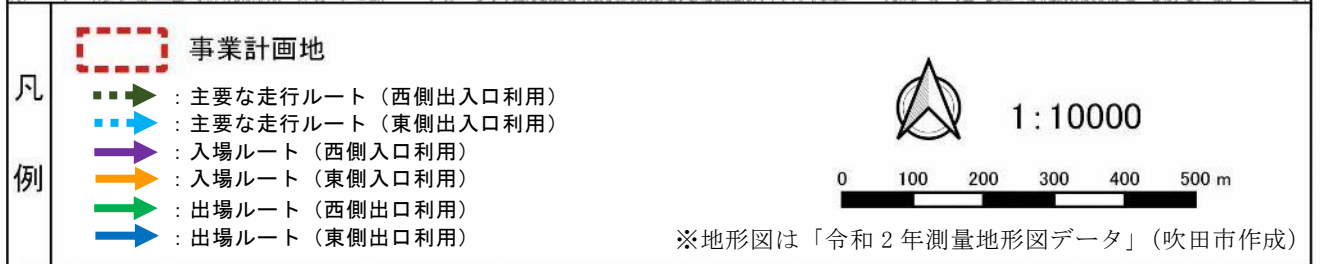
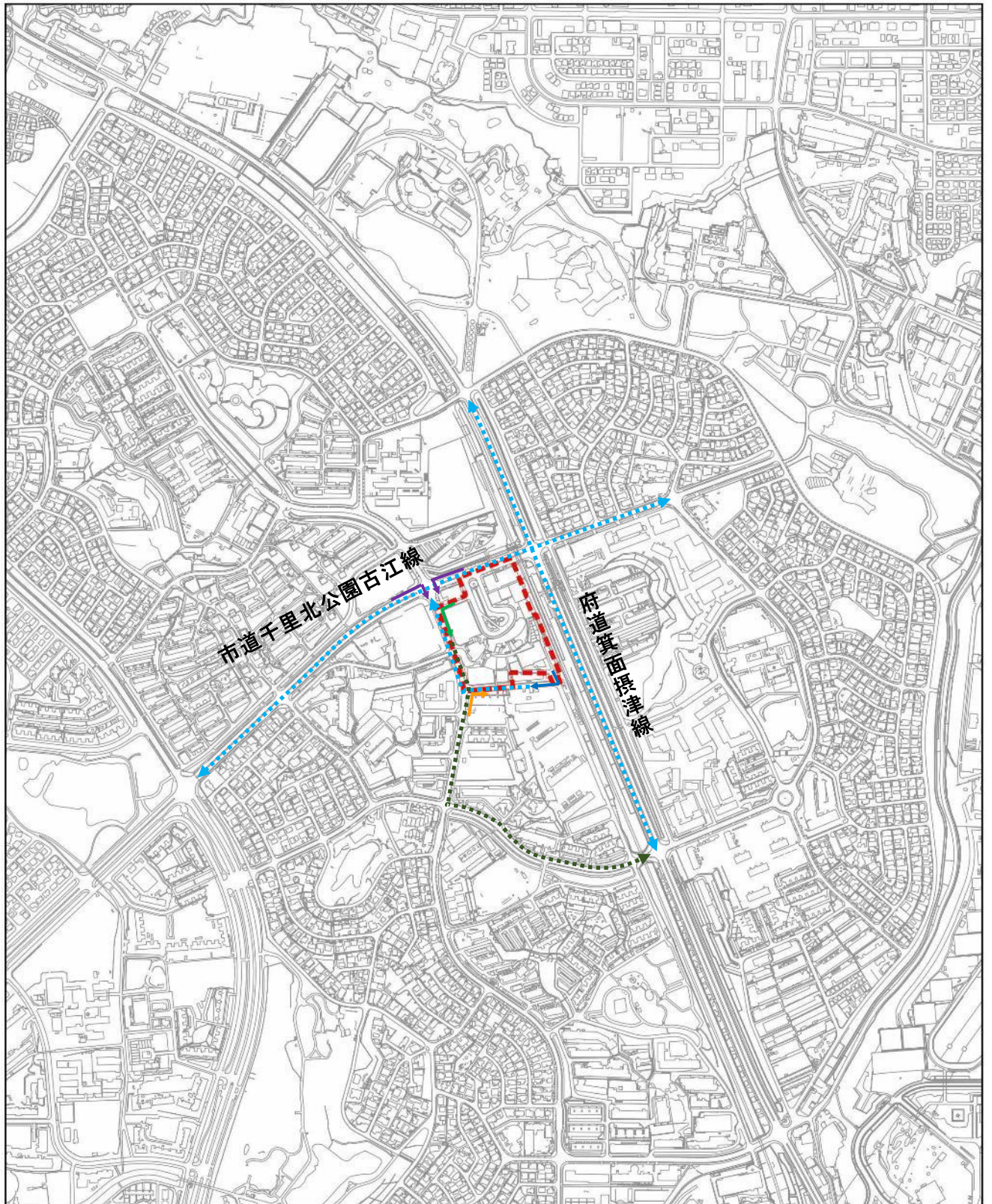


図 3.3.6 交通計画 (供用後)

(5) 供給処理施設等

ア 上水道

上水道については、吹田市水道部より給水を受ける予定である。

イ 下水道

当該地区は分流式の流域関連公共下水道の中央処理区に位置し、汚水は汚水排水経路から大阪府の中央水みらいセンターで処理し、雨水は雨水排水経路から公共用水域（山田川）に放流する予定である。

ウ ガス・電気

ガス・電気は、それぞれの公益事業者である大阪ガス株式会社及び関西電力株式会社から供給を受けることを想定している。

(6) 廃棄物処理計画

工事に発生する廃棄物は、可能な限り分別や再資源化を図り、廃棄物の減量に努めるものとする。また、その他処分が必要なものについても、産業廃棄物処理業の許可を有する処理業者に委託し、適正に処理する予定である。

施設の具体的な店舗等は未定であるが、供用開始後の廃棄物については、可能な限り削減・リサイクルするよう求めていくものとし、事業系一般廃棄物は、吹田市分別収集計画に従い、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみに分別し、吹田市の一般廃棄物収集運搬委託業者に収集運搬を委託する。また、その他処分が必要なものについても、産業廃棄物処理業の許可を有する処理業者に委託し、適正に処理する予定である。

3.3.5 工事計画

商業・交通機能等を一定維持するため、段階的に既存施設の解体と建設工事を実施予定である。また、今後事業計画の検討の中で実際の工事計画を策定する。

表 3.3.3 工事スケジュール（案）

	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度	令和13年度 2031年度	令和14年度 2032年度	令和15年度 2033年度	令和16年度 2034年度
解体工事	■			■	■	■			
建設工事		■	■	■	■	■	■	■	■

3.3.6 環境影響要因の概要

本事業の実施により、環境に影響を及ぼす可能性のある要因（環境影響要因）は、①工事、②存在、③供用に区分でき、以下に示す事項が考えられる（詳細は、「7.1 環境影響評価の項目」に記載）。

①工事

- ・建設機械の稼働（既設構造物撤去工事、土木造成工事、建築工事等）
- ・工事用車両の走行（資材運搬や工事関係者の通勤車両の走行）
- ・工事の影響（産業廃棄物・建設発生土・悪臭等の発生）

②存在

- ・緑のある景観形成（駅前交通広場等への植栽による新たな緑の整備）
- ・建築物等の存在（新たな建築物等の出現）

③供用

- ・人口の増加（廃棄物、エネルギー使用量の増加）
- ・施設の供用（設備の稼働、廃棄物、悪臭等の発生）
- ・冷暖房施設の稼働（商業・公益施設及び住宅の供用による設備の稼働）
- ・駐車場の利用（商業施設への来店退店、住宅の供用）
- ・施設関連車両の走行（商品等運搬車両、廃棄物収集車両の走行）
- ・歩行者の往来（商業・公益施設利用者、住民の往来）

3.3.7 事業計画の複数案の検討経緯

商業・公益棟や住宅・商業棟等の配置について、A案とB案の2案により比較検討を行った。

A案は、歩行者広場を駅の出口や駅前交通広場と同じレベルで連続させ、地区南東部に整形な敷地を確保し1棟の住宅・商業棟を検討した。また、まちなかりビング北千里との連続性を考慮し、地区西側に商業・公益棟を配置するものとした。

B案では、地区センターの核機能となる商業・公益棟を地区の中心に配置し、歩行者広場を商業・公益棟の屋上も活用して配置することにより、建築物の高さを抑え階段状にする施設計画を検討した。また、住宅・商業棟は、ツインタワー形状とし、ボリュームを分散させるとともに、棟間に空間を設け、圧迫感を軽減することで周辺環境へ配慮したものとした。

A案とB案を表3.3.4に整理し比較した結果、B案を採用することとした。

表 3.3.4 事業計画の複数案の検討

	A 案	B 案
<p>地区センターとしての機能の検討</p>	<p>× 商業・公益棟が駅舎から離れるため、B案と比較すると地区センターと駅の機能連絡は不利となる。また、一層あたりの床面積が小さく、階数も多くなるため、上下移動などによりB案と比較すると利用者の利便性が劣る。</p>	<p>○ 商業・公益棟が駅舎と近接するため、A案と比較すると地区センターと駅との相互利用の増進が見込まれる。また、1、2階の商業床面積が増え、平面的に移動できるため、A案と比較すると利用者の利便性は勝る。</p>
<p>建築物の圧迫感軽減による周辺環境への配慮 (商業・公益棟)</p>	<p>× 商業・公益棟の敷地が南北に細長くなり、歩行者広場側から見て建築物が壁状となるため、B案と比較すると圧迫感がある。</p>	<p>○ 商業・公益棟の敷地を広く確保でき、建築物の高さを抑え、階段状にするなどの工夫により、A案と比較すると圧迫感を軽減することができる。</p>
<p>建築物の圧迫感軽減による周辺環境への配慮 (住宅・商業棟)</p>	<p>× 1棟の場合、ひとかたまりの大きな壁面が発生し、B案と比較すると周辺に圧迫感を与える。</p>	<p>○ 2棟に分棟することにより、ボリュームが分散されるとともに、棟間に空間を設けることができるため、A案と比較すると圧迫感が軽減する。あわせて、A案と比べ、高さの低減も可能となる。</p>
<p>事業スケジュール検討に対する柔軟性</p>	<p>× 住棟部分が1棟のみとなり、B案と比較すると住宅の分譲時期が限定される。ひいては、急激な人口増加につながる恐れがある。</p>	<p>○ 住棟部分が2棟となり、A案と比較すると住宅分譲の時期の工夫が可能となる。ひいては、人口増加の分散に寄与する可能性がある。</p>
<p>事業に対する経済性</p>	<p>○ 建築面積から考慮すると、共用部(EV、階段)をまとめて計画できる、壁面積の量が抑えられることなどから、B案と比較すると経済的に有利となる。</p>	<p>× 建築面積から考慮すると、共用部(EV、階段)が複数必要となる、壁面積が増加することなどから、A案と比較すると経済的に不利となる。</p>

※複数案は環境に及ぼす影響が最大限となる概略の事業計画を想定して比較したものであり、今後事業計画の検討の中で確定する。

4 環境影響評価を実施しようとする地域の範囲及びその概況

4.1 地域の範囲

環境影響評価を実施する地域の範囲の考え方については、環境要素の特性、事業の内容及び地域の概況を考慮して環境要素ごとに設定することを基本とする。

このような観点から、本事業における環境影響評価を実施する地域の範囲は、図 4.1.1 に示すとおり、原則として事業計画地からおおむね 500m 以内とし、事業計画地と周辺の藤白台 1 丁目～5 丁目、古江台 2 丁目～5 丁目、青山台 1 丁目～2 丁目、4 丁目の範囲とする。

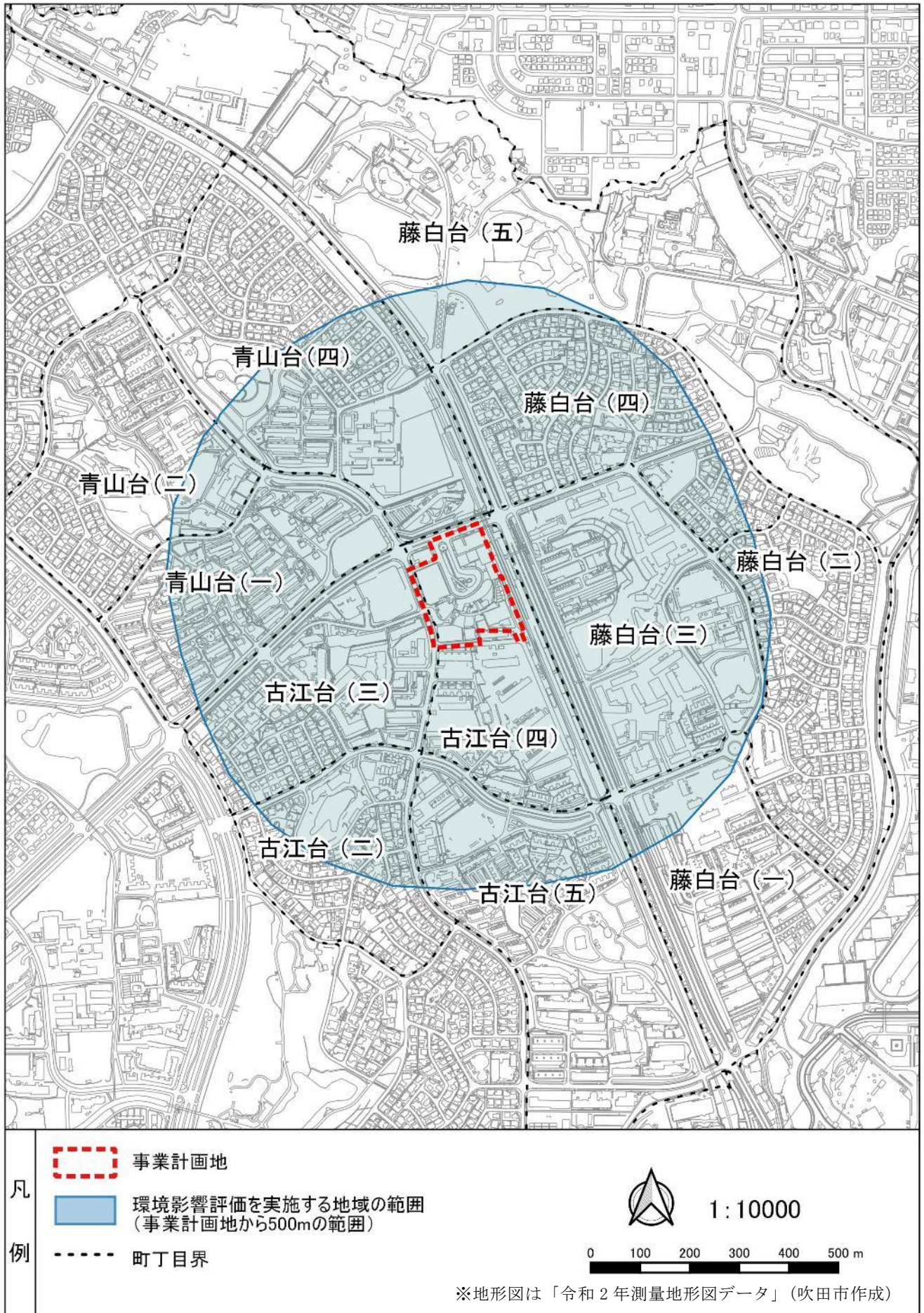


図 4.1.1 環境影響評価を実施する地域の範囲

4.2 地域の概況

4.2.1 社会的概況

(1) 人口

平成29年から令和3年における吹田市の人口、世帯数及び人口密度は、表4.2.1(1)に示すとおりである。令和3年の人口総数は378,485人、世帯数は178,479世帯、人口密度は10,487人/㎢である。

平成29年から令和3年の推移をみると、人口、世帯数及び人口密度はやや増加傾向を示している。

また、令和3年における事業計画地及びその周辺の町丁別の人口、世帯数及び人口密度は、表4.2.1(2)に示すとおりである。

表 4.2.1 (1) 吹田市の人口、世帯数及び人口密度

年	人口(人)			世帯数 (世帯)	人口密度 (人/㎢)
	総数	男	女		
平成29年	370,365	177,756	192,609	169,790	10,262
平成30年	371,753	178,293	193,460	171,500	10,301
令和元年	372,948	178,672	194,276	173,280	10,334
令和2年	375,522	179,877	195,645	175,466	10,405
令和3年	378,485	181,016	197,469	178,479	10,487

(注) 1. 各年9月30日現在

2. 住民基本台帳の人口数である。

3. 面積は、36.09 ㎢である。

出典：「吹田市統計書 令和3年(2021年)版」(令和4年(2022年)3月、吹田市)

表 4.2.1 (2) 町丁別の人口、世帯数及び人口密度（令和 3 年）

（令和 3 年 9 月 30 日現在）

町丁名	人口（人）			世帯数 （世帯）	人口密度 （人／km ² ）
	総数	男	女		
藤白台 1 丁目	2,916	1,351	1,565	1,271	17,566
藤白台 2 丁目	1,160	525	635	481	6,988
藤白台 3 丁目	4,637	2,113	2,524	2,061	21,290
藤白台 4 丁目	922	423	499	400	4,605
藤白台 5 丁目	113	57	56	42	267
古江台 2 丁目	636	304	332	264	6,373□
古江台 3 丁目	2,875	1,349	1,526	1,138	22,745□
古江台 4 丁目	1,336	521	815	731	8,597
古江台 5 丁目	4,213	1,908	2,305	1,888	14,389□
青山台 1 丁目	1,877	868	1,009	1,180	11,887□
青山台 2 丁目	1,835	840	995	838	11,577
青山台 4 丁目	1,512	675	837	803	5,343

出典：「吹田市統計書 令和 3 年（2021 年）版」（令和 4 年（2022 年）3 月、吹田市）

(2) 土地利用

ア 土地利用の状況

吹田市の土地利用状況は、表 4.2.2 に示すとおりである。住宅地や商業・工場地などの市街地が 65.0%、公園・緑地・学校・社寺などの普通緑地が 19.9%、農地が 1.6%、その他の山林・水面・道路・鉄道などが 13.5%であり、市域の大部分が都市的土地利用で占められている。

表 4.2.2 吹田市の土地利用状況

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

項目	面積 (ha)	総面積に対する割合 (%)
市街地	2,345.5	65.0
一般市街地	2,007.9	55.7
商業業務地	207.2	5.7
官公署	12.2	0.3
工場地	118.2	3.3
普通緑地	717.5	19.9
公園・緑地	311.2	8.7
運動場・遊園地	110.9	3.1
学校	282.1	7.8
社寺敷地・公開庭園	12.5	0.3
墓地	0.8	0.0
農地	58.1	1.6
田・休耕地	11.0	0.3
畑	47.1	1.3
山林	18.4	0.5
水面	64.5	1.8
低湿地・荒無地	26.3	0.7
公共施設	67.4	1.9
道路・鉄軌道敷	293.3	8.1
その他の空地	18.0	0.5
計	3609.0	100.0

(注) 1. 項目及び面積は、都市計画基礎調査（令和 2 年度（2020 年度））の分類及び数値である。

2. 面積は、おおむね 0.5ha 以上のまとまりのあるものを測定している。

3. 値は四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

出典：「吹田市統計書 令和 3 年（2021 年）版」（令和 4 年（2022 年）3 月、吹田市）

イ 「都市計画法」に基づく地域地区等の指定状況

吹田市の用途地域の指定面積は、表 4.2.3 に示すとおりであり、住居系地域が 84.6%、商業系地域が 7.8%、工業系地域が 7.6%である。

事業計画地及びその周辺の用途地域の指定状況は図 4.2.1 に示すとおりであり、事業計画地は商業地域に指定している。

表 4.2.3 吹田市の用途地域の指定面積

(令和3年3月31日現在)

分類	面積 (ha)	総面積に対する割合 (%)
第1種低層住居専用地域	473	13.8
第2種低層住居専用地域	7	0.2
第1種中高層住居専用地域	1,123	32.8
第2種中高層住居専用地域	553	16.1
第1種住居地域	430	12.6
第2種住居地域	286	8.4
準住居地域	24	0.7
近隣商業地域	161	4.7
商業地域	107	3.1
準工業地域	184	5.4
工業地域	77	2.2
計	3,425	100.0

(注) 面積については、最終変更(平成25年(2013年)8月12日告示)の数値である。

出典:「吹田市統計書 令和3年(2021年)版」(令和4年(2022年)3月、吹田市)

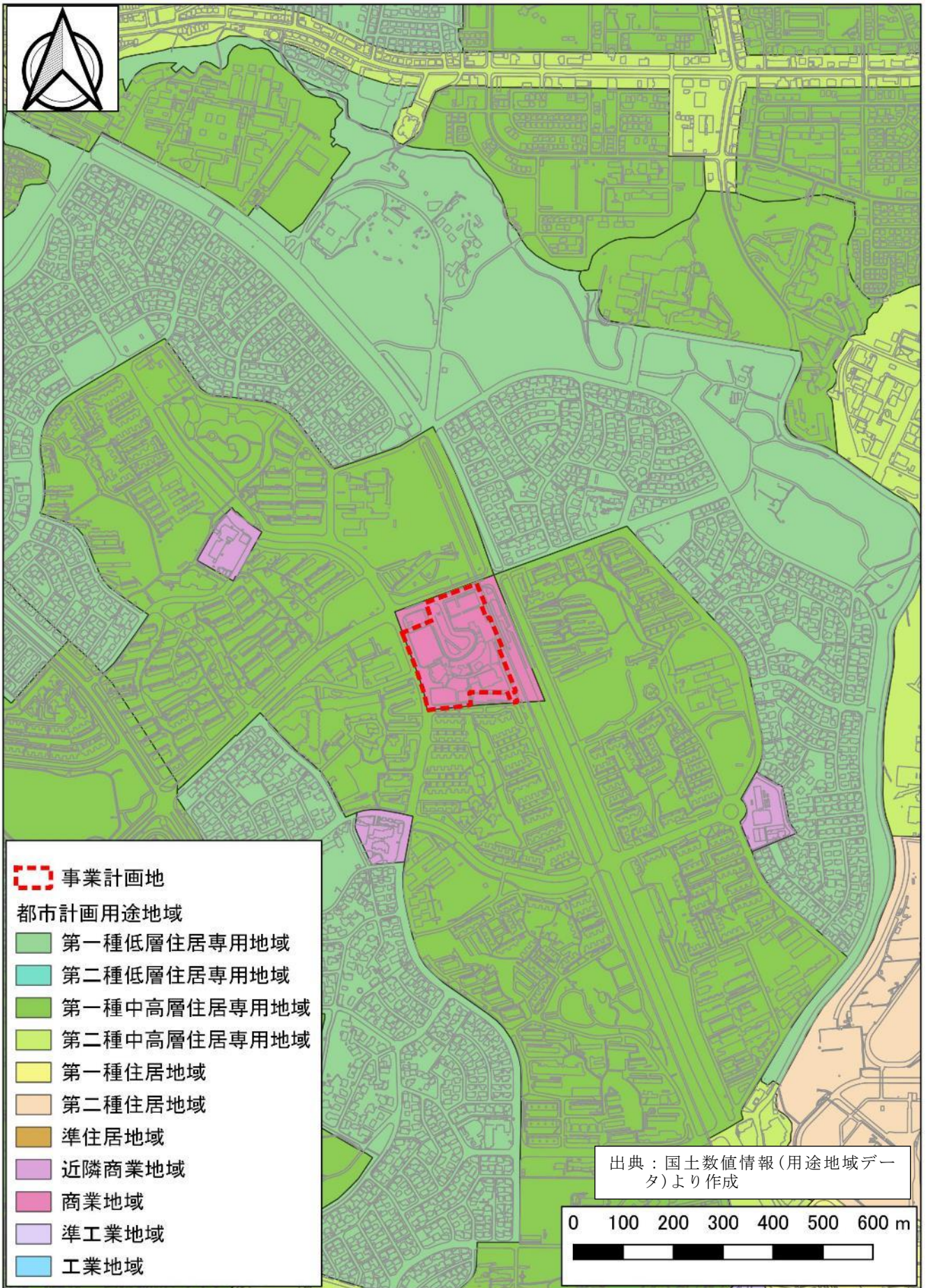


図 4.2.1 事業計画地及びその周辺における用途地域の指定状況

(3) 産 業

ア 産業別従業者数

平成 28 年における吹田市の産業別事業所数及び従業者数は、表 4.2.4 に示すとおりであり、産業分類別事業所数及び従業者数の総数は、それぞれ 11,526 所、144,593 人である。産業別では、卸売業、小売業が事業所数 3,236 所（全体の 28.0%）、従業者数 36,510 人（全体の 25.3%）であり、最も多くなっている。

平成 26 年から平成 28 年の推移をみると、事業所数及び従業者数の総数はともにやや減少している。

表 4.2.4 吹田市の産業分類別事業所数及び従業者数

産業分類	平成 26 年		平成 28 年	
	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)
農林漁業	6	36	5	38
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	879	8,278	824	7,621
製造業	477	8,016	441	6,968
電気・ガス・熱供給・水道業	17	468	7	114
情報通信業	202	4,520	189	2,960
運輸業、郵便業	248	6,814	222	5,715
卸売業、小売業	3,217	35,796	3,236	36,510
金融業、保険業	144	2,565	140	2,308
不動産業、物品賃貸業	1,425	5,391	1,234	5,165
学術研究、専門・技術サービス業	537	6,648	526	6,120
宿泊業、飲食サービス業	1,397	12,852	1,354	13,219
生活関連サービス業、娯楽業	988	7,414	978	7,772
教育、学習支援業	614	16,735	487	14,805
医療、福祉	1,306	24,649	1,263	25,603
複合サービス事業	42	655	42	669
サービス業（他に分類されないもの）	613	8,768	578	9,006
公務（他に分類されるものを除く）	27	2,190	—	—
計	12,139	151,795	11,526	144,593

(注) 1. 平成 26 年は平成 26 年 7 月 1 日現在、平成 28 年は平成 28 年 6 月 1 日現在である。

2. 「—」は、該当数字がないことを示す。

3. 「平成 28 年経済センサス - 活動調査」（総務省統計局）では、国・地方公共団体に属する事業所は調査の対象から除かれている。

出典：「吹田市統計書 令和 3 年（2021 年）版」（令和 4 年（2022 年）3 月、吹田市）

イ 農 業

吹田市の専業・兼業別農家数及び主副業別経営体数は、表 4.2.5 及び表 4.2.6 に示すとおりである。なお、令和 2 年度より統計手法が変更になっている。

専業・兼業別農家数としては、平成 27 年の農家の総数は 69 戸であり、構成比をみると専業農家が 29.0%、兼業農家が 71.0%である。また、主副業別統計となった令和 2 年度では、農家の総数は 52 戸で、構成比は主業 1.9%、準主業 25.0%、副業 73.1%である。経年的な変化としては、平成 12 年から令和 2 年までで、農家の総数は 128 戸から 52 戸まで減少している。

表 4.2.5 吹田市における専業・兼業別農家数

(単位：戸)

年	項目	総 数	専 業	兼 業		
				総 数	第 1 種兼業	第 2 種兼業
平成 12 年		128 (100.0%)	22 (17.2%)	106 (82.8%)	3 (2.3%)	103 (80.5%)
平成 17 年		96 (100.0%)	20 (20.8%)	76 (79.2%)	1 (1.1%)	75 (78.1%)
平成 22 年		80 (100.0%)	18 (22.5%)	62 (77.5%)	—	62 (77.5%)
平成 27 年		69 (100.0%)	20 (29.0%)	49 (71.0%)	1 (1.4%)	48 (69.6%)

(注) 1. 上段は農家数、下段は構成比を示す。

2. 農家とは、経営耕地面積が 10a 以上（昭和 60 年以前は 5a 以上）の農業を営む世帯、又は経営耕地面積が 10a 未満（昭和 60 年以前は 5a 未満）であっても、調査期日の前 1 年間の農産物販売金額が 15 万円以上（昭和 60 年は 10 万円以上）あった世帯である。

3. 専業農家とは、世帯員中に兼業従事者が 1 人もいない農家であり、兼業農家とは、世帯員中に兼業従事者が 1 人以上いる農家である。

4. 第 1 種兼業とは、農業所得を主とする兼業農家であり、第 2 種兼業とは、農業所得を従とする兼業農家である。

5. 平成 12 年・平成 17 年・平成 22 年・平成 27 年の数値は、経営耕地面積が 30a 以上、又は農産物販売金額が 50 万円以上の販売農家の数値である。

出典：「吹田市統計書 令和 3 年（2021 年）版」（令和 4 年（2022 年）3 月、吹田市）

表 4.2.6 吹田市における主副業別経営体数（個人経営体）

(単位：戸)

年 度	総数	主業	準主業	副業的
令和 2 年	52 (100.0%)	1 (1.9%)	13 (25.0%)	38 (73.1%)

(注) 1. 上段は農家数、下段は構成比を示す。

2. 個人経営体とは、非法人の家族経営体のことである。

3. 平成 27 年（2015 年）分までは「専業・兼業別農家数」を掲載していたが、主副業別統計が定着してきたことから、2020 年農林業センサスより専業・兼業別農家数の把握が廃止されたため、今後は主副業別経営体数を掲載する。

出典：「吹田市統計書 令和 3 年（2021 年）版」（令和 4 年（2022 年）3 月、吹田市）

ウ 工 業

吹田市の工業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は、表 4.2.7 に示すとおりである。令和 2 年の事業所数は 122 所、従業者数は 4,941 人、製造品出荷額等は 2,671 億円である。また、平成 28 年から令和 2 年の推移をみると、事業所数、製造品出荷額等はやや減少傾向である。

表 4.2.7 吹田市の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等（従業者 4 人以上）

年 \ 項目	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
平成 28 年	172	4,961	29,252,957
平成 29 年	132	4,858	28,178,242
平成 30 年	129	4,631	27,367,291
令和元年	123	4,725	27,130,896
令和 2 年	122	4,941	26,712,165

(注) 1. 平成 28 年度については、経済センサス-活動調査より抜粋している。

2. 平成 28 年は 10 月 1 日現在、平成 29 年から令和 2 年は各年 6 月 1 日現在である。

出典：「吹田市統計書 令和 3 年（2021 年）版」（令和 4 年（2022 年）3 月、吹田市）

エ 商 業

吹田市の卸売・小売業の事業所数、従業者数及び年間販売額は、表 4.2.8 に示すとおりである。平成 28 年の事業所数は 2,445 所、従業者数は 28,448 人、年間販売額は 1 兆 9,199 億円である。平成 26 年と平成 28 年を比較すると、事業所数、従業者数、年間販売額、ともに増加している。

表 4.2.8 吹田市の卸売・小売業の事業所数、従業者数及び年間販売額（飲食店を除く）

年 \ 項目	事業所数 (所)	従業者数 (人)	年間販売額 (万円)
平成 26 年	2,111	23,436	151,751,432
平成 28 年	2,445	28,448	191,987,500

(注) 1. 平成 26 年は 7 月 1 日現在、平成 28 年は 6 月 1 日現在である。

2. 商業統計調査は平成 30 年に廃止されたため、平成 28 年分より経済センサス-活動調査産業別集計（卸売業、小売業に関する集計）の公表結果を掲載している。

出典：「吹田市統計書 令和 3 年（2021 年）版」（令和 4 年（2022 年）3 月、吹田市）

(4) 交通

ア 道路

事業計画地周辺における主要道路の交通量を表 4.2.9 に、「地域の主要渋滞箇所」の一覧を表 4.2.10 に、道路網及び交通量調査地点、主要渋滞箇所の位置を図 4.2.2 に示す。

事業計画地の東側には、箕面摂津線が南北に通っている。東側に 500m 程度離れると山田上小野原線が南北に通っており、西側に 500m 程度離れると吹田箕面線が南北に通っている。事業計画地周辺の主要渋滞箇所としては、箕面摂津線と一般国道 171 号の合流点が挙げられる。

表 4.2.9 事業計画地周辺における交通量

図中番号	路線名	交通量観測地点名	平日昼間 12 時間 (7~19 時) 自動車類交通量 (台)			平日 24 時間 自動車類交通量 (台)		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
1	中国自動車道	大阪中央環状線中国吹田 IC ～ 大阪中央環状線中国豊中 IC	28,718	17,942	46,660	39,621	35,954	75,575
2	一般国道 423 号	豊中市新千里北町 1 丁目	29,648	3,125	32,773	41,125	3,978	45,103
3	一般国道 423 号	箕面市坊島 4 丁目	23,078	2,175	25,253	30,841	4,008	34,849
4	大阪中央環状線	吹田市万博記念公園 進歩橋	51,648	9,948	61,596	75,422	15,270	90,692
5	箕面摂津線 (千里けやき通り)	吹田市古江台 4 丁目	5,200	217	5,417	6,398	270	6,668
6	山田上小野原線	吹田市藤白台 1 丁目	6,687	129	6,816	8,305	143	8,448
7	吹田箕面線	豊中市新千里北町 3 丁目	5,132	443	5,575	6,351	518	6,869
8	南千里茨木停車場線	—	7,686	405	8,091	9,780	819	10,599
—	一般国道 171 号	高槻市今城町	19,402	3,374	22,776	27,612	4,733	32,345

出典：「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表 大阪府」

(国土交通省ホームページ)

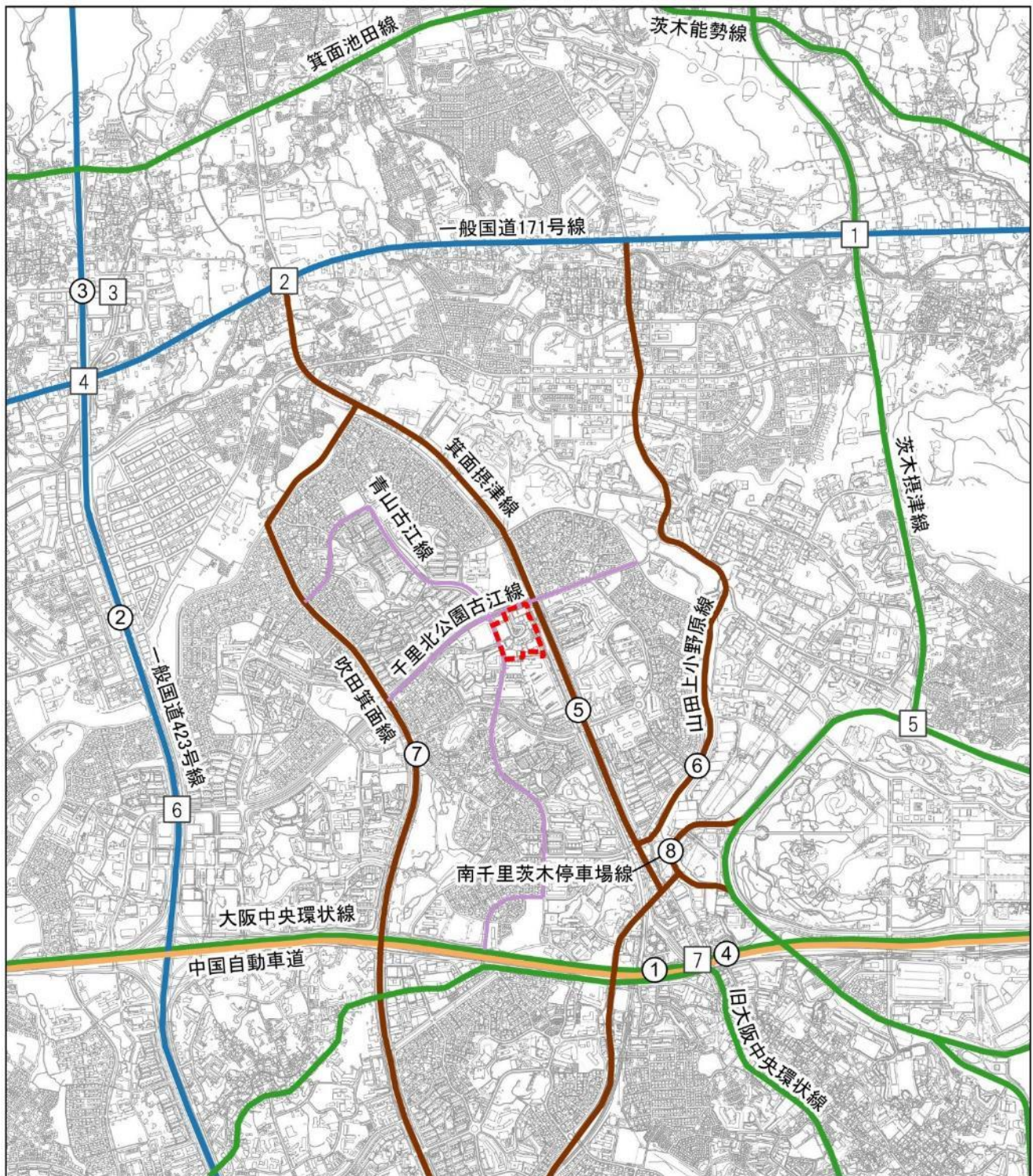
「全国道路・街路交通情勢調査表 (道路交通センサス)」

(平成 27 年 6 月、大阪府都市整備部)

表 4.2.10 事業計画地周辺における地域の主要渋滞箇所

箇所名	
1	清水
2	今宮
3	坊島四丁目
4	萱野
5	みのり橋南
6	新千里東町 1
7	山田北

出典：「地域の主要渋滞箇所」の公表について (国土交通省ホームページ)



※地形図は「令和2年測量地形図データ」(吹田市作成)

事業計画地

高速道路

①～⑧ 交通量調査地点



1:25000

一般国道

①～⑦ 主要渋滞箇所



主要地方道

一般府道

市道

凡例

出典：「全国道路・街路交通情勢調査表（道路交通センサス）」
「平成27年度 大阪府内道路交通情勢調査 自動車類（平日）交通量図」
（平成27年6月、大阪府都市整備部）
「地域の主要渋滞箇所」の公表について（国土交通省ホームページ）

図 4.2.2 事業計画地周辺における道路網

イ 鉄 道

事業計画地周辺における鉄道の乗降人員は表 4.2.11 に、鉄道網は図 4.2.3 に示すとおりである。

事業計画地内の東側には阪急電鉄千里線が南北に走っており、事業計画地は北千里駅のすぐ西側に位置する。北千里駅では、1 日当たりの乗車が 13,228 人、降車が 12,929 人である。なお、令和 2 年は新型コロナウイルスの影響で乗降人員が少ないことから、参考として令和元年度のデータも示す。

表 4.2.11 鉄道の乗降人員（令和 2 年）

路線名		駅名	乗車人員 (人/日)	降車人員 (人/日)
阪急電鉄千里線		北千里	13,228	12,929
		山田	11,107	11,488
北大阪急行電鉄		千里中央	38,037	37,181
大阪 モノレール	本線	千里中央	16,069	16,413
		山田	7,555	7,300
		万博記念公園	6,365	6,950
	彩都線	阪大病院前	3,340	3,392
		豊川	1,266	1,222

(注) 大阪モノレールは各年中の 1 日平均。阪急電鉄、北大阪急行電鉄は交通量調査による。

出典：「令和 3 年度 大阪府統計年鑑」（令和 4 年 3 月、大阪府）

表 4.2.12 鉄道の乗降人員（令和元年）（参考）

路線名		駅名	乗車人員 (人/日)	降車人員 (人/日)
阪急電鉄千里線		北千里	15,308	15,065
		山田	12,833	13,415
北大阪急行電鉄		千里中央	46,413	44,744
大阪 モノレール	本線	千里中央	21,186	21,784
		山田	9,857	9,449
		万博記念公園	10,761	11,461
	彩都線	阪大病院前	4,095	4,189
		豊川	1,542	1,491

(注) 大阪モノレールは各年中の 1 日平均。阪急電鉄、北大阪急行電鉄は交通量調査による。

出典：「令和 2 年度 大阪府統計年鑑」（令和 3 年 3 月、大阪府）

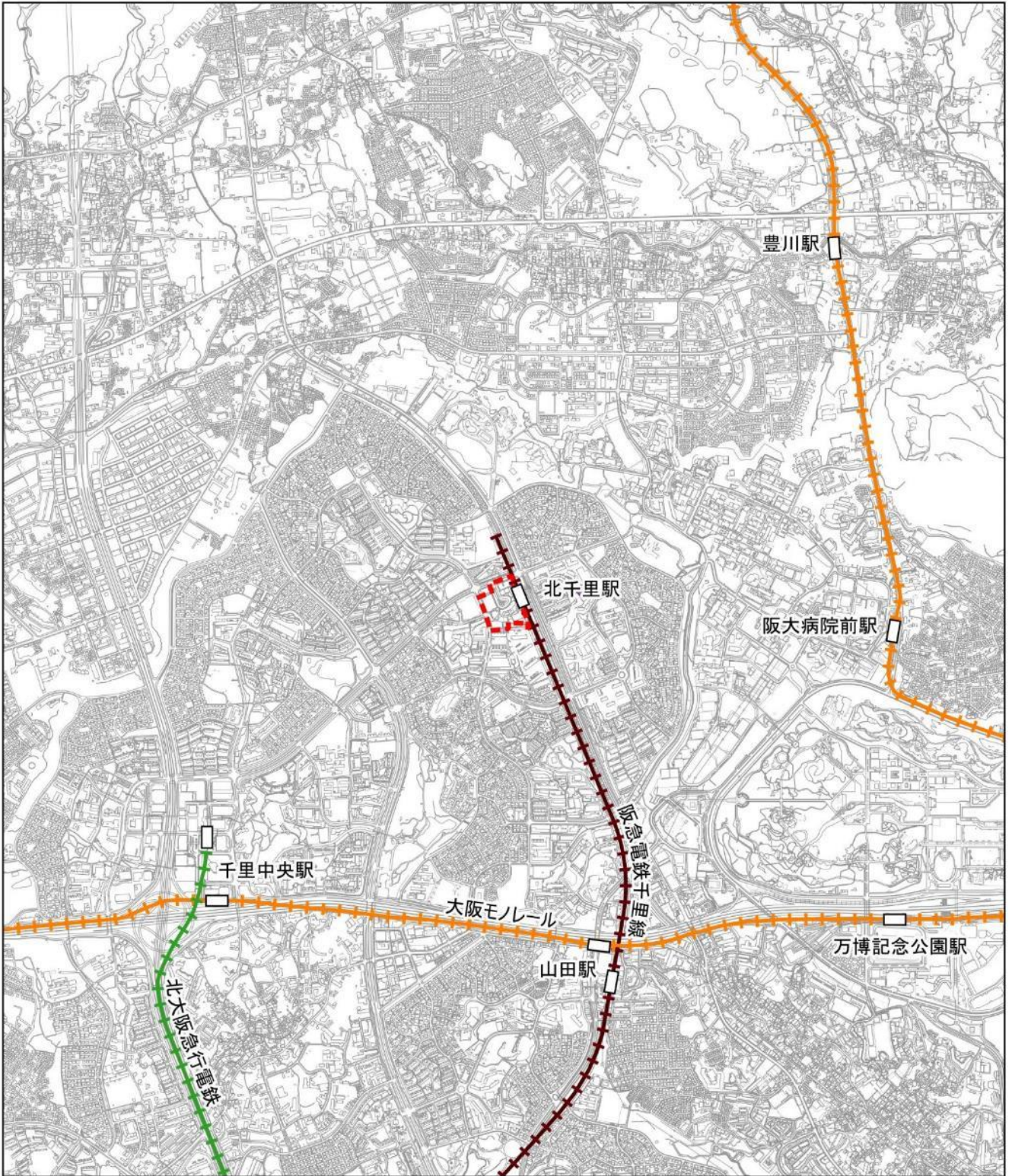


図 4.2.3 事業計画地周辺における鉄道網

(5) 水域とその利用

ア 上水道

吹田市の上水道の給水普及状況及び配水量は、表 4.2.13 に示すとおりである。

令和 2 年度の給水世帯数は 177,145 世帯、給水人口は 376,478 人、普及率は 99.9%、年間総配水量は 42,137,465 m³、1 人 1 日平均配水量は 307L である。また、平成 28 年度から令和 2 年度の推移をみると、給水世帯数及び給水人口は増加傾向、年間総配水量は令和元年度までは横ばいで、令和 2 年度にやや増加している。

表 4.2.13 吹田市の上水道の給水普及状況及び配水量

年 度	給水世帯数 (世帯)	給水人口 (人)	普及率 (%)	年間総配水量 (m ³)	1 人 1 日平均 配水量 (L)
平成 28 年度	168,817	369,040	99.9	41,763,521	310
平成 29 年度	170,237	369,590	99.9	41,663,190	309
平成 30 年度	171,842	370,537	99.9	41,758,437	309
令和元年度	174,215	373,515	99.9	41,411,787	303
令和 2 年度	177,145	376,478	99.9	42,137,465	307

出典：「吹田市統計書 令和 3 年（2021 年）版」（令和 4 年（2022 年）3 月、吹田市）

イ 下水道

吹田市の下水道の普及状況は、表 4.2.14 に示すとおりである。

令和 2 年度の都市計画決定面積は 3,582ha、処理面積は 3,500ha（普及率 97.7%）、処理人口は 376,695 人（普及率 99.9%）である。また、平成 28 年度から令和 2 年度の推移をみると、処理面積、処理人口ともに増加傾向である。

表 4.2.14 吹田市の下水道の普及状況

年 度	都市計画 決定面積 (ha)	処理面積		処理人口	
		(ha)	普及率 (%)	(人)	普及率 (%)
平成 28 年度	3,582	3,494	97.5	369,218	99.9
平成 29 年度	3,582	3,498	97.7	369,798	99.9
平成 30 年度	3,582	3,500	97.7	370,756	99.9
令和元年度	3,582	3,500	97.7	373,736	99.9
令和 2 年度	3,582	3,500	97.7	376,695	99.9

出典：「吹田市統計書 令和 3 年（2021 年）版」（令和 4 年（2022 年）3 月、吹田市）

ウ 地下水

吹田市の地下水採取量の状況は、表 4.2.15 に示すとおりである。

表 4.2.15 吹田市域における地下水採取量

年度	井戸設置事業所 (所)	井戸本数 (本)	採取量 (m ³ /日)			
			工業用	上水用	その他	計
平成 28 年度	24(3)	51(7)	354	16,248	3,435	20,037
平成 29 年度	25(3)	53(9)	336	14,867	3,468	18,610
平成 30 年度	26(3)	55(8)	308	14,012	4,264	18,584
令和元年度	27(3)	59(8)	281	13,552	4,468	18,301
令和 2 年度	25(2)	57(7)	279	13,368	3,470	17,117

(注) 1. 採取量は、365 日の平均値である。

2. () 内は、休止中の事業所または井戸本数である。

出典：吹田市地下水揚水量データ（吹田市環境保全指導課資料）

(6) 環境の保全について配慮を要する施設

事業計画地周辺における学校、病院等の特に環境の保全について配慮を要する施設の分布状況は表 4.2.16 及び図 4.2.4 にそれぞれ示すとおりである。

表 4.2.16 事業計画地周辺における環境の保全について配慮を要する施設

区分	No	名称	区分	No	名称	区分	No	名称
保育園	1	藤白台保育園	病院・診療所	26	泌尿器科くろだクリニック	老人福祉施設	51	ベルパージュ千里けやき通り
	2	フェアリーキッズ保育園北千里		27	(医)板垣眼科医院		52	サンライフケア北千里
	3	フェアリーキッズ保育園北千里プラス		28	(医)なかむら内科		53	特別養護老人ホームはるる
	4	ぬくもりのおうち保育古江台園		29	(医)博寿会千里古江台クリニック	児童福祉施設	54	大阪YWCAシャロン千里こども館
	5	きたせんり愛育保育園		30	(医)いのくち眼科			
幼稚園	6	ふじしろ		31	林田レディースクリニック	休日診療所	55	吹田市立休日急病診療所
	7	青山		32	(医)整形外科なりたクリニック			
	8	吹田市立はぎのきこども園		33	(医)健盛会あだちクリニック			
小学校・中学校・高等学校・大学	9	藤白台小学校		34	(医)えちごクリニック	病院・診療所		
	10	青山台小学校		35	(医)高橋脳神経外科クリニック			
	11	古江台小学校		36	クリニック千里の森			
	12	青山台中学校		37	ほそいがくこども診療所			
	13	金蘭千里中学校		38	塚原クリニック			
	14	金蘭千里高等学校		39	田中内科クリニック			
	15	北千里高等学校		40	(医)古江会高橋歯科医院			
	16	千里金蘭大学		41	あさの歯科医院			
病院・診療所	17	(医)積善会小林内科 心療内科		42	めいゆう矯正歯科			
	18	(医)前田クリニック		43	タカシマ歯科・矯正歯科			
	19	坂口眼科医院		44	森岡歯科			
	20	谷クリニック		45	(医)藤美会ふじた歯科			
	21	平賀医院		46	かじはら歯科クリニック			
	22	(医)田中泌尿器科医院 古江台診療所		47	にわデンタルクリニック			
	23	坂元クリニック		48	(医)こうつ歯科・矯正歯科			
	24	北島皮フ科クリニック		49	シャロン千里			
	25	(医)滝本耳鼻咽喉科		50	ケアビレッジ千里・古江台			

(注) No.は図 4.2.4 内の数字を示す。

出典：「公共施設一覧」(吹田市ホームページ)

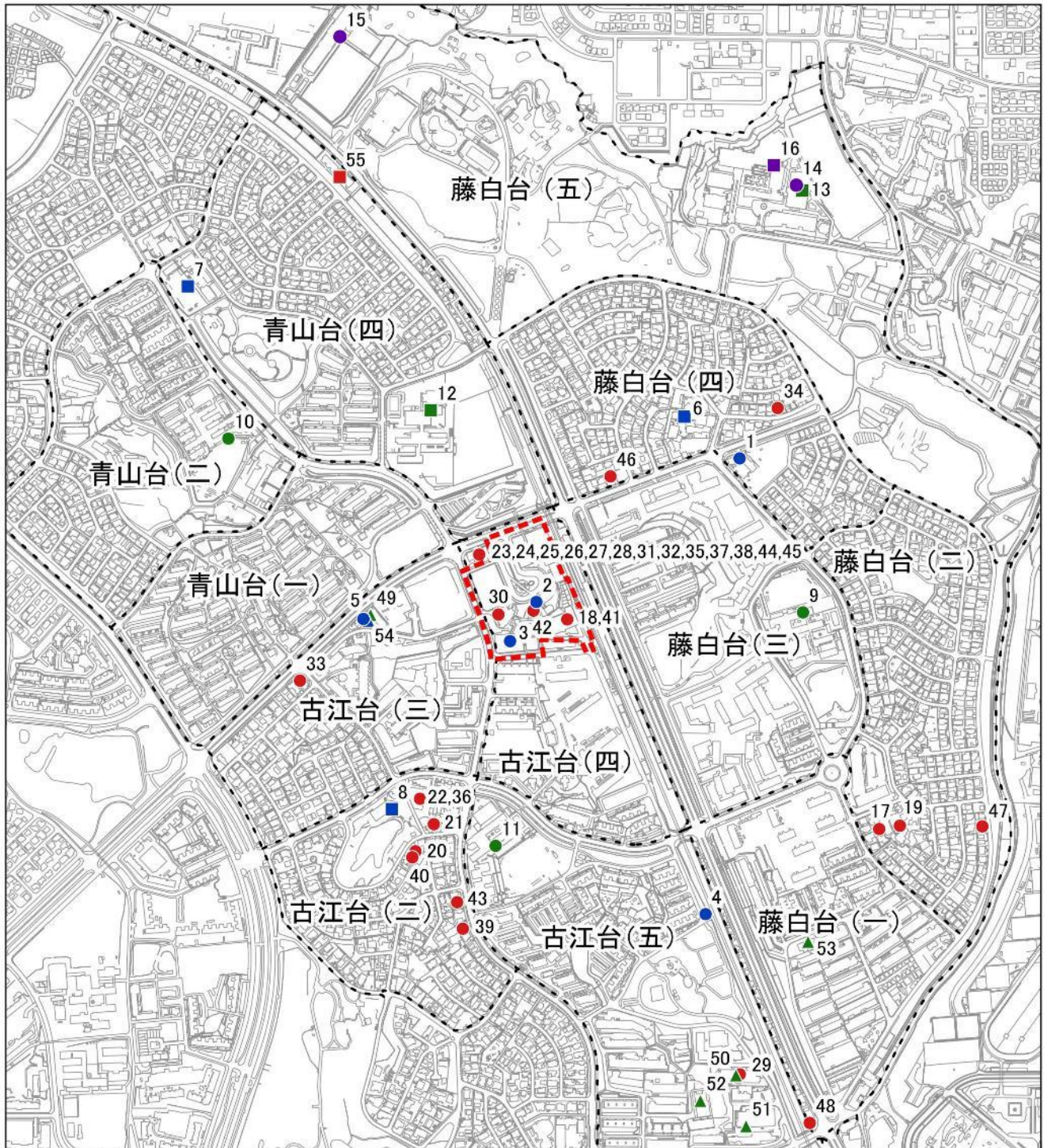
「国土数値情報ダウンロードサービス 学校 令和3年度」

「国土数値情報ダウンロードサービス 医療機関 令和2年度」

「国土数値情報ダウンロードサービス 福祉施設 令和3年度」

(国土交通省国土政策局国土情報課)

※出典のデータ集計時期以降の施設の消失や統廃合等の状況については、令和4年9月時点で更新している。



凡例

- 事業計画地
- - - 町丁目界
- 保育所・保育園
- 幼稚園
- ▲ 児童福祉施設
- ▲ 老人福祉施設
- 小学校
- 中学校
- 高等学校
- 大学
- 病院・診療所
- 休日診療所

出典：「公共施設一覧」（吹田市ホームページ）
「国土数値情報ダウンロードサービス」学校 令和3年度
「国土数値情報ダウンロードサービス」医療機関 令和2年度
「国土数値情報ダウンロードサービス」福祉施設 令和3年度
（国土交通省国土政策局国土情報課）
※地形図は「令和2年測量地形図データ」（吹田市作成）

図 4.2.4 事業計画地周辺における環境の保全について配慮を要する施設

(7) 関係法令による規制等

ア 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91条)第16条第1項に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準が定められている。

(ア)大気汚染に係る環境基準

大気汚染については、二酸化窒素など10物質について環境基準が定められている。

大気汚染に係る環境基準を表4.2.17に示す。

表 4.2.17 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	<p>1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。</p> <p>2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。</p> <p>4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。</p> <p>5. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。</p> <p>6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p>

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号(最終改正：平成8年10月25日 環境庁告示第73号))

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日 環境庁告示第38号(最終改正：平成8年10月25日 環境庁告示第74号))

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日 環境庁告示第4号(最終改正：平成30年11月19日 環境庁告示第100号))

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日 環境省告示第33号)

(イ)水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁については、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準が定められている。

水質汚濁に係る環境基準を表 4.2.18～表 4.2.21 に示す。

表 4.2.18 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号（最終改正：令和 3 年 10 月 7 日 環境省告示第 62 号））

表 4.2.19 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準：河川 ア）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU / 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU / 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	—
備考						
<p>1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。</p>						
注)						
<p>1. 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全</p> <p>2. 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの</p> <p>水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの</p> <p>水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの</p> <p>3. 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の 水産生物用</p> <p>水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用</p> <p>水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用</p> <p>4. 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの</p> <p>工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの</p> <p>工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの</p> <p>5. 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度</p>						

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号（最終改正：令和3年10月7日 環境省告示第62号））

表 4.2.20 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準：河川 イ）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩 (LAS)
生物 A	イワナ、サケ、マス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）				

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号（最終改正：令和 3 年 10 月 7 日 環境省告示第 62 号））

水質汚濁に係る環境基準の類型は、「環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の類型指定等」（昭和 48 年大阪府告示第 390 号）により定められている。

なお、事業計画地は神崎川水系安威川支流の山田川の流域に位置するが、山田川については環境基準の類型は定められていない（表 4.2.21、図 4.2.5）。

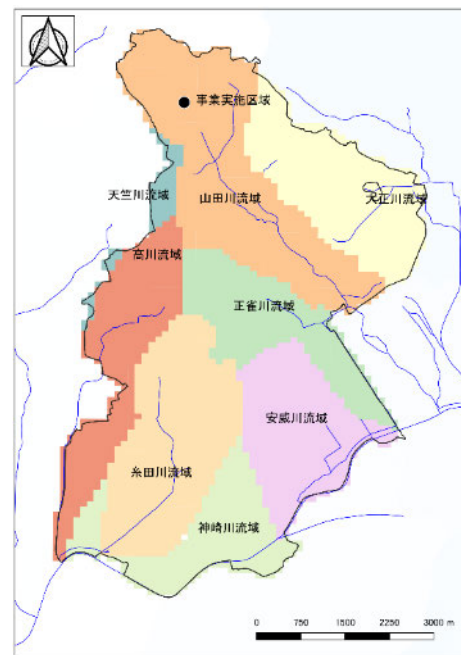
表 4.2.21 水質汚濁に係る環境基準の類型指定

水系	河川水域名	該当類型及び達成期間	
		BOD 等 5 項目	水生生物項目
神崎川	神崎川	B・ロ	生物 B・イ
	天竺川	B・イ	生物 B・イ
	安威川下流 (3)	B・ロ	生物 B・イ
	大正川	A・イ	生物 B・イ

凡例 「B」、「生物 B」：該当類型

イ：直ちに達成、ロ：5 年以内で可及的速やかに達成
注) 安威川下流(3)：大正川合流点より下流

出典：「環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の類型指定等」（昭和 48 年 3 月 16 日 大阪府告示第 390 号（最終改正：平成 29 年大阪府告示第 7 号））



出典：国土数値情報（流域メッシュ）より作成

図 4.2.5 吹田市の河川と流域区分

(ウ)地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水については、有害物質等 28 物質について環境基準が定められている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 4.2.22 に示す。

表 4.2.22 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号（最終改正：令和 3 年 10 月 7 日 環境省告示第 63 号））

(エ) 土壌汚染に係る環境基準

土壌の汚染については、有害物質等 29 物質について環境基準が定められている。

土壌の汚染に係る環境基準を表 4.2.23 に示す。

表 4.2.23 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。</p> <p>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号（最終改正：令和 2 年 4 月 2 日 環境省告示第 44 号））

(オ)騒音に係る環境基準

騒音については、都市計画用途地域に基づく地域類型ごとに環境基準が定められている。

騒音に係る環境基準を表 4.2.24 に示す。

なお、表 4.2.25 のとおり事業計画地はC類型に該当し、その周辺地域はA類型に該当する。

表 4.2.24 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

備考

1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考

車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

注)

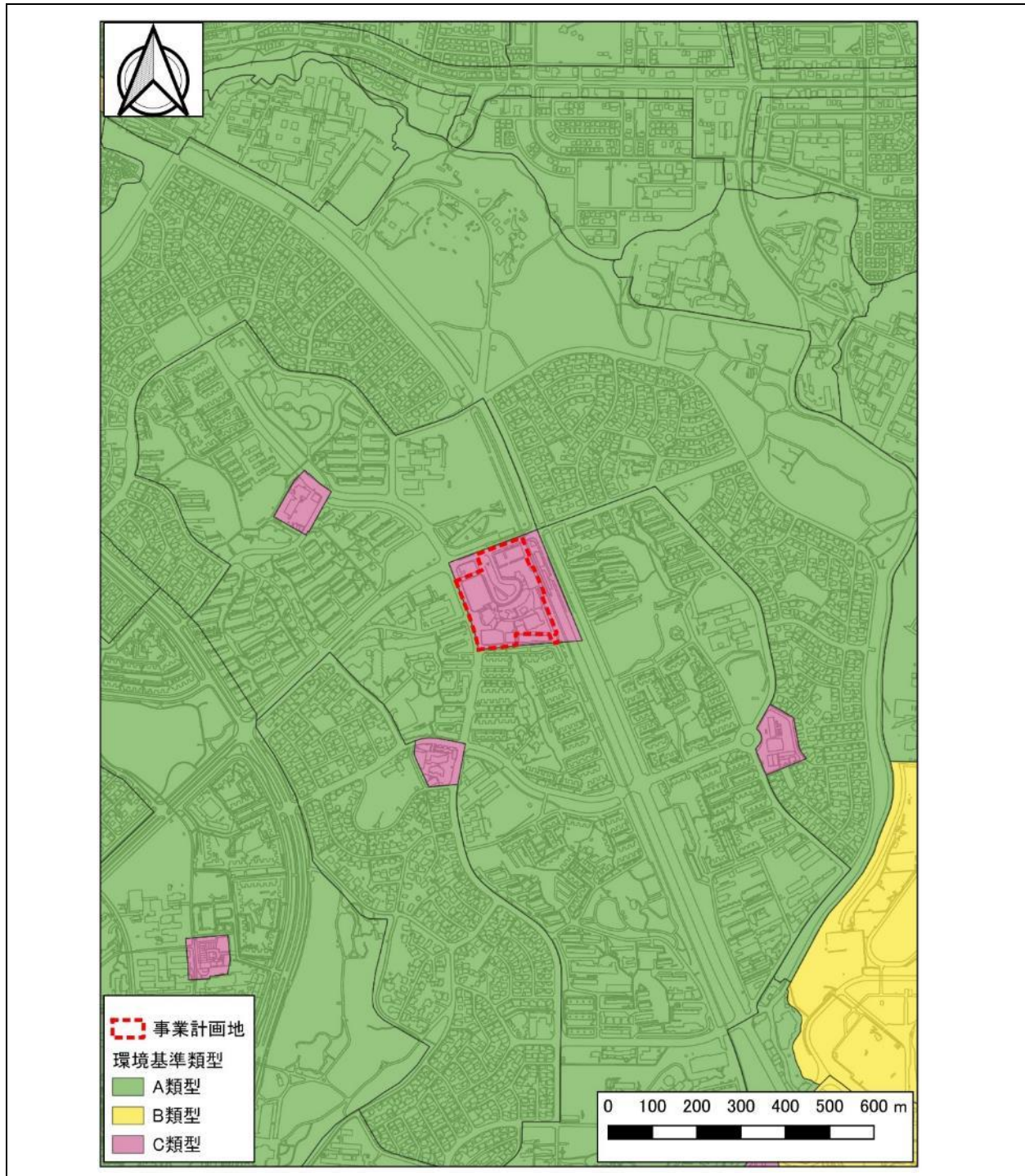
- ・「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
 - (1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)
 - (2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。
- ・「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 - (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示第64号（最終改正：平成24年3月30日 環境省告示第54号））

表 4.2.25 騒音に係る環境基準の地域類型の区分

地域の類型	対象地域
A	都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
C	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：吹田市第3次環境基本計画（令和2年2月；吹田市）



出典：吹田市都市計画図より作成

図 4.2.6 騒音に係る環境基準の類型指定

(カ)ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

ダイオキシン類に係る環境基準を表 4.2.26 に示す。

表 4.2.26 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	
3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。	
4. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号（最終改正：平成 21 年 3 月 31 日 環境省告示第 11 号））

イ 吹田市第3次環境基本計画に基づく環境目標

吹田市では、「吹田市第3次環境基本計画」（令和2年2月；吹田市）において、より良い環境を目指すための「環境目標」を設定している。

吹田市が独自に設定している「環境目標」を以下に示す。

(ア) 大気質・悪臭に係る環境目標

大気質・悪臭に係る環境目標を表4.2.27に示す。環境目標では、二酸化窒素については環境基準より厳しい値に設定しており、光化学オキシダントは非メタン炭化水素の指針値と併せて評価することとしている。

また、環境基準が設定されていない悪臭について環境目標を設定している。

表 4.2.27 大気質・悪臭に係る環境目標

項目	環境目標
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。 ※上記の目標値を達成できた時点において、1時間値の1日平均値0.02ppm以下に向かって努力することとする。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。また、非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること。
悪臭	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度。

(イ) 水質に係る環境目標

水質に係る環境目標を表4.2.28～表4.2.30に示す。吹田市内の河川は環境基準の水域類型は指定されていないが、「環境目標」において独自に水域類型を設定している。

また、ため池の水質汚濁及び水質特殊項目について目標値を設定している。

表 4.2.28 河川の水質汚濁に係る環境目標（生活環境に係る項目）

河川名	範囲	BOD等 5項目類型	水生生物 項目類型
山田川	全域	D	—
味舌水路	味舌水路全域、穴田川全域及び井池水路全域	D	—
糸田川	糸田川全域、上の川全域及び山の谷川全域	D	—
高川	全域	D	—
正雀川	全域	E	—

表 4.2.29 ため池の水質汚濁に係る環境目標

項目	水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	全窒素 (T-N)	全りん (T-P)
基準値	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

表 4.2.30 河川の水質汚濁に係る環境目標（水質特殊項目）

項目	目標値
フェノール類	0.01mg/L 以下
銅	0.05mg/L 以下
亜鉛	0.1mg/L 以下
溶解性鉄	1.0mg/L 以下
溶解性マンガン	1.0mg/L 以下
全クロム	1.0mg/L 以下
アンモニア性窒素	1.0mg/L 以下
陰イオン界面活性剤	0.5mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質	検出されないこと

(ウ)地盤沈下に係る環境目標

地盤沈下に係る環境目標を表 4.2.31 に示す。

表 4.2.31 地盤沈下に係る環境目標

区分	環境目標	対象地域
地盤沈下	地盤沈下を進行させないこと	市内全域

(エ)騒音に係る環境目標

騒音に係る環境目標を表 4.2.32 及び表 4.2.33 に示す。環境騒音（道路に面しない地域の騒音）については、環境基準より評価時間帯をより厳しく設定している。また、環境基準が設定されていない建設作業騒音・振動、低周波空気振動について環境目標を設定している。

表 4.2.32 騒音に係る環境目標（道路に面しない地域）

地域の 類型	基 準 値		対象地域
	昼間 午前7時から 午後9時まで	夜間 午後9時から 翌日の午前7時 まで	
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

表 4.2.33 建設作業騒音・振動、低周波空気振動に係る環境目標

区分	環境目標	対象地域
建設作業騒音・振動・ 低周波空気振動	大部分の地域住民が 日常生活において支 障がない程度	車道その他一般公衆が通常生活していない地域 又は場所を除く市内全域

ウ 環境保全に係る条例等公害の防止に関する規制

吹田市では、環境の保全及び創造について、基本理念と施策の基本となる事項を定めた「吹田市環境基本条例」（平成 9 年吹田市条例第 5 号）を定めており、その理念に即した公害の防止、その他の環境の保全及び創造に関する施策の必要な事項を定めた「吹田市環境の保全等に関する条例」（平成 9 年吹田市条例第 6 号）を定めている。また、大阪府では環境政策を総合的・計画的に推進するための理念や基本方針を定めた「大阪府環境基本条例」（平成 6 年 3 月大阪府条例第 5 号）、その理念に即した公害の防止に関する規制の措置等を定めた「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年大阪府条例第 6 号）が定められている。

エ 大気汚染に係る規制

（ア）工場・事業場に係る規制

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）では、ばい煙発生施設については、排出基準、指定ばい煙（硫黄酸化物及び窒素酸化物）に係る総量規制基準並びにこれらの施設の設置の際に届け出が必要となることが定められている。一般粉じん発生施設については、構造、使用、管理に関する基準、特定粉じん発生施設については工場・事業場の敷地境界線における石綿濃度の許容限度と共に、それぞれの施設の設置の際に届け出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、ばい煙及び粉じんを発生する施設のうち、「大気汚染防止法」が適用されない施設について、排出基準、設置・構造・使用・管理基準、原料使用基準等並びにこれらの施設の設置の際に届け出が必要となることが定められている。

「吹田市環境の保全等に関する条例」では、事業者の事業活動に伴って生ずる大気汚染等の防止に関する事項について公害防止協定を締結することができるなどを定めている。

（イ）建設作業に係る規制

「大気汚染防止法」では、特定粉じんの排出（吹付け石綿を使用した建築物の解体・改造・補修作業）について、作業基準と共に作業の実施の際に届け出が必要となることが定められている。

（ウ）自動車排出ガスに係る規制

「大気汚染防止法」では、自動車 1 台あたりの排出ガス量の削減を図るため、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質を対象物質として自動車排出ガス規制が実施されている。

大阪府では「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以後、「自動車 NOX・PM 法」と呼ぶ）」（平成 4 年法律第 70 号）に基づき、「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画[第 3 次]」（平成 25 年 6 月；大阪府）が策定されている。

オ 水質汚濁に係る規制

(ア) 公共用水域に係る規制

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)では、特定施設について排水基準と共に施設の設置の際に届け出が必要となることが定められている。

「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和 48 年法律第 110 号)では、最大排水量が 50m³/日以上の特設施設を設置する工場・事業場について、総量規制基準の適用と共に、施設の設置、構造等の変更を行う際に許可が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届け出施設を設置する工場、事業場について、排水基準と共に、施設の設置の際に届け出が必要となることが定められている。

(イ) 地下水の水質に係る規制

「水質汚濁防止法」では、有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場について、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届け出施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

カ 騒音に係る規制

(ア) 工場・事業場に係る規制

特定工場等における騒音の規制に関する基準を表 4.2.34 に示す。「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、特定施設を有する工場・事業場について、区域ごとに敷地境界線における規制基準を定めると共に、施設の設置の際に届け出が必要となることが定められている。

なお、吹田市は全域が騒音規制区域に指定されている。

表 4.2.34 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分	時間の区分	朝 (午前 6 時～ 午前 8 時) 夕 (午後 6 時～ 午後 9 時)	昼間 (午前 8 時 ～午後 6 時)	夜間 (午後 9 時～ 翌日午前 6 時)
ア 第 1・2 種低層住居専用地域		45 デシベル	50 デシベル	40 デシベル
イ 第 1・2 種中高層住居専用地域、 第 1・2 種住居地域、準住居地 域、用途地域の指定のない地域		50 デシベル	55 デシベル	45 デシベル
ウ 近隣商業地域、商業地域、準工 業地域		60 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
エ 工業地域		65 デシベル	70 デシベル	60 デシベル
オ 工業地域で既設の学校・保育所 等の敷地の周囲 50 メートルの 区域及び上記イの区域の境界 線から 15 メートル以内の区域		60 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

備考

1. 「デシベル」とは、計量法別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。

2. 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性 (FAST) を用いることとする。

3. 測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。

4. この表は、建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。

出典：特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準 (昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号 (最終改正：平成 27 年環境省告示第 67 号))

大阪府生活環境の保全等に関する条例 (平成 6 年大阪府条例第 6 号 (最終改正：令和 4 年大阪府条例第 29 号))

(イ)建設作業に係る規制

特定建設作業の種類及び規制を表 4.2.35 及び表 4.2.36 に示す。「騒音規制法」では、特定建設作業について規制基準を定めると共に、作業の実施の際に届け出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、定格出力 20kW を超えるショベル系掘削機械を使用する作業等についても特定建設作業と定めて規制対象とされている。

なお、事業計画地周辺は第 1 号区域に該当する。

表 4.2.35 特定建設作業の種類

適用	特定建設作業の種類
法	1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。） 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業（注 1） 4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） 5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） 6. バックホウ（原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業（注 2） 7. トラクターショベル（原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業（注 2） 8. ブルドーザー（原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業（注 2）
条例	9. 6、7 又は 8 に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20kW を超えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 10. コンクリートカッターを使用する作業（注 1） 11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

注)1. 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。

2. 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第 2 の規定により環境大臣が指定するものを使用する作業を除く。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示第 1 号（最終改正：平成 27 年 4 月 20 日 環境省告示第 66 号））

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年大阪府条例第 6 号（最終改正：令和 4 年大阪府条例第 29 号））

表 4.2.36 特定建設作業に係る規制

区分	規制基準など	
敷地境界上における基準値	85 デシベル	
第 1 号区域	作業可能時刻	午前 7 時から午後 7 時
	最大作業時間	1 日あたり 10 時間
	最大作業期間	連続 6 日間
	作業日	日曜その他の休日を除く日
第 2 号区域	作業可能時刻	午前 6 時から午後 10 時
	最大作業時間	1 日あたり 14 時間
	最大作業期間	連続 6 日間
	作業日	日曜その他の休日を除く日

備考

第 1 号区域：第一、二種低層住居専用地域、第一、二種中高層住居専用地域、第一、二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途指定のない地域、工業地域及び条例の追加規制地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域内

第 2 号区域：工業地域及び条例の追加規制地域のうち 1 号区域以外の地域

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示第 1 号（最終改正：平成 27 年 4 月 20 日 環境省告示第 66 号））

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年大阪府条例第 6 号（最終改正：令和 4 年大阪府条例第 29 号））

(ウ)自動車騒音に係る規制

「騒音規制法」では、区域ごとに自動車騒音の限度が定められている（表 4.2.37）。
なお、事業計画地は c 区域、その周辺は a 区域に該当する。

表 4.2.37 自動車騒音の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前 6 時から午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から翌日午前 6 時まで
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

注） a 区域、 b 区域、 c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域とする。

a 区域：都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域

b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域並びに用途地域の指定のない地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号（最終改正：令和 2 年 3 月 30 日環境省令第 9 号））

(エ)その他の規制

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、商業宣伝を目的とした拡声器の使用の制限や深夜の音響機器の使用の制限及び深夜における営業等の制限について、規制の措置が定められている。

キ 振動に係る規制

(ア) 工場・事業場に係る規制

特定工場等における振動の規制に関する基準を表 4.2.38 に示す。「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号) 及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、特定施設を有する工場・事業場について、区域ごとに敷地境界線における規制基準を定めると共に、施設の設置の際に届け出が必要となることが定められている。

なお、吹田市は全域が振動規制区域に指定されている。

表 4.2.38 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区域の区分	時間の区分	昼間 (午前 6 時～午後 9 時)	夜間 (午後 9 時～翌日午前 6 時)
ア	第 1・2 種低層住居専用地域、第 1・2 種中高層住居専用地域、第 1・2 種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域	60 デシベル	55 デシベル
イ	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65 デシベル	60 デシベル
ウ	工業地域	70 デシベル	65 デシベル
エ	工業地域及び工業専用地域などで、既設の学校・保育所等の敷地の周囲 50 メートルの区域及び上記アの区域の境界線から 15 メートル以内の区域	65 デシベル	60 デシベル

備考

1. デシベルとは、計量法(平成 4 年法律第 51 号)別表第 2 に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
2. 振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

出典：特定工場等において発生する振動の規制に関する基準 (昭和 51 年環境庁告示第 90 号 (最終改正：平成 27 年環境省告示 65 号))

大阪府生活環境の保全等に関する条例 (平成 6 年大阪府条例第 6 号 (最終改正：令和 4 年大阪府条例第 29 号))

(イ) 建設作業に係る規制

振動に係る特定建設作業及び規制を表 4.2.39 及び表 4.2.40 に示す。「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号) では、特定建設作業について規制基準を定めると共に、作業の実施の際に届け出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、定格出力 20kW を超えるショベル系掘削機械を使用する作業等についても特定建設作業と定めて規制対象としている。

なお、事業計画地周辺は第 1 号区域に該当する。

表 4.2.39 振動に係る特定建設作業

適用	特定建設作業の種類
法	1. くい打機 (もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機 (油圧式くい抜機を除く。)、又はくい打くい抜機 (圧入式くい打くい抜機を除く。) を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破碎機を使用する作業 (注) 4. ブレーカー (手持式のものを除く。) を使用する作業 (注)
条例	5. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械 (原動機の定格出力が 20kW を超えるものに限る。) を使用する作業

注) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。

出典：「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号 (最終改正：令和 3 年環境省令第 3 号))
大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成 6 年大阪府条例第 6 号(最終改正：令和 4 年大阪府条例第 29 号))

表 4.2.40 特定建設作業に係る規制

区分		規制基準など
敷地境界上における基準値		75 デシベル
第1号区域	作業可能時刻	午前7時から午後7時
	最大作業時間	1日あたり10時間
	最大作業期間	連続6日間
	作業日	日曜その他の休日を除く日
第2号区域	作業可能時刻	午前6時から午後10時
	最大作業時間	1日あたり14時間
	最大作業期間	連続6日間
	作業日	日曜その他の休日を除く日

備考

第1号区域：第一、二種低層住居専用地域、第一、二種中高層住居専用地域、第一、二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途指定のない地域、工業地域及び条例の追加規制地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内

第2号区域：工業地域及び条例の追加規制地域のうち1号区域以外の地域

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号（最終改正：令和3年環境省令第3号））

大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号（最終改正：令和4年大阪府条例第29号））

(ウ) 道路交通振動に係る規制

「振動規制法」では、区域ごとに道路交通振動の要請限度が定められている（表 4.2.41）。

なお、事業計画地は第2種区域、その周辺は第1種区域に該当する。

表 4.2.41 道路交通振動の要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 午前6時から午後9時まで	夜間 午後9時から翌日午前6時まで
第1種区域	第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、用途地域の指定のない地域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70 デシベル	65 デシベル

備考

1. デシベルとは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
2. 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
3. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
4. 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号（最終改正：令和3年環境省令第3号））

大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号（最終改正：令和4年大阪府条例第29号））

ク 悪臭に係る規制

吹田市では、「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)に基づき、臭気指数規制を実施し、市内全域を悪臭防止区域に指定している。悪臭の規制基準を表4.2.42に示す。

表 4.2.42 悪臭の規制基準

区分	規制基準
敷地境界線における規制基準 (第1号規制基準)	臭気指数：10
煙突等の気体排出口の規制基準 (第2号規制基準)	<p>排出口の実高さが15メートル以上の施設 以下の式により臭気排出強度の量を算出する方法</p> $q_t = 60 \times 10^A \div F_{\max}$ $A = L \div 10 - 0.2255$ <p> q_t : 排出ガスの臭気排出強度 F_{\max} : 悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39)別表第三に定める式により算出されるF(x)の最大値。ただし、F(x)の最大値として算出される値が一を排出ガスの流量で除した値を超えるときは、一を排出ガスの流量で除した値とする。 L : 法第四条第二項第一号の規制基準 (=10) なお、F_{\max} は施行規則第六条の二第一項ロに定める条件により算出する。 </p> <p>排出口の実高さが15メートル未満の施設</p> $I = 10 \times \log C$ $C = K \times H_b^2 \times 10^B$ $B = L \div 10$ <p> I : 排出ガスの臭気指数 K : 排出口の口径の区分毎に施行規則第六条の二第二項に掲げられた値 H_b : 周辺最大建物の高さ。ただし、算出される値が10未満の場合又は10以上であって排出口の実高さの1.5倍以上ある場合は値の大きさ及び排出口の実高さと共に施行規則第六条の二第二項に掲げる式により算出される高さ L : 法第四条第二項第一号の規制基準 (=10) 初期排出高さの算出は、次式により行うものとする。ただし、当該方法により算出される値が排出口の実高さの値を超える場合、初期排出高さは排出口の実高さとする。 </p> $H_i = H_0 + 2(V - 1.5)D$ <p> H_i : 初期排出高さ H_0 : 排出口の実高さ V : 排出ガスの排出速度 D : 排出口の口径 </p>
排出水の規制基準 (第3号規制基準)	臭気指数：26

出典：「悪臭防止法施行規則」(昭和47年総理府令第39号(最終改正：令和3年3月25日 環境省令第3号))

ケ 土壌汚染に係る規制

「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)では、土壌汚染の可能性の高い土地について、有害物質使用特定施設の使用の廃止時等の機会において、土地利用者等に土壌汚染状況調査を義務付けており、土壌汚染が判明した場合の区域指定や人の健康に係る被害が生ずる恐れがある場合の必要な措置等について定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、調査対象物質にダイオキシン類を加えると共に、土壌汚染状況調査の機会や土地の利用履歴調査を追加している。

コ 地盤沈下

「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)では工業用水としての地下水採取について許可等を必要としており、吹田市域では、名神高速道路以南の地域等が規制地域に該当する。

サ 日照阻害

「建築基準法」(昭和 25 年法律第 201 号)では、日照を確保するため中高層建築物の高さの制限について規定されており、「吹田市建築基準法施行条例」(平成 12 年吹田市条例第 3 号)ではその対象区域並びに日影時間を規定している。また、「吹田市環境基本条例」第 7 条第 1 号の規定に基づく中高層建築物の日照障害等の指導要領を平成 23 年より施行している(表 4.2.43)。

表 4.2.43 建築主が近隣の敷地に対して確保すべき日照の基準

用途地域等	測定高さ	敷地境界線からの水平距離が 10m 以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が 10m を超える範囲における日影時間
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域(容積率 80%) (容積率 100%)	1.5m	3 時間	2 時間
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域(容積率 150%)		4 時間	2.5 時間
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域(容積率 200%)		5 時間	3 時間
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域(容積率 150%)	4.0m	3 時間	2 時間
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域(容積率 200%)		4 時間	2.5 時間
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域(容積率 300%)		5 時間	3 時間
第一種住居地域又は第二種住居地域又は準住居地域(容積率 200%)			
第一種住居地域又は第二種住居地域(容積率 300%)			
近隣商業地域			
準工業地域	4 時間	2.5 時間	
用途地域の指定のない区域			

出典：中高層建築物の日照障害等の指導要領(制定：平成 23 年、最終改正：平成 29 年；吹田市)

シ 電波障害

「吹田市環境の保全等に関する条例」では、高さが 10m を超える建築物を建築する場合、「都市計画法」による開発許可申請又は「建築基準法」による確認申請・計画通知の 20 日前までに、その敷地の外部から見やすい場所に建築計画の概要を表示した標識を設置し、その報告をすることを定めている。

「中高層建築物の日照阻害等の指導要領」(吹田市環境部環境政策室ホームページ)では、近隣住民への事前説明、市長との事前協議及び電波障害の防止措置について定めている。

ス 自然環境の保全に係る規制等

(ア) 森林法に基づく保安林

「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号) 第 25 条に基づく保安林について、吹田市内では表 4.2.44 に示す 3 箇所を風致保安林に指定している。

表 4.2.44 吹田市内の保安林

区分	地区名	面積
風致保安林	伊射奈岐神社風致保安林	0.50 ha
	垂水神社風致保安林	0.86 ha
	素盞烏尊神社風致保安林	0.48 ha

出典：吹田市森林整備計画書（令和 4 年 4 月変更；大阪府、吹田市）

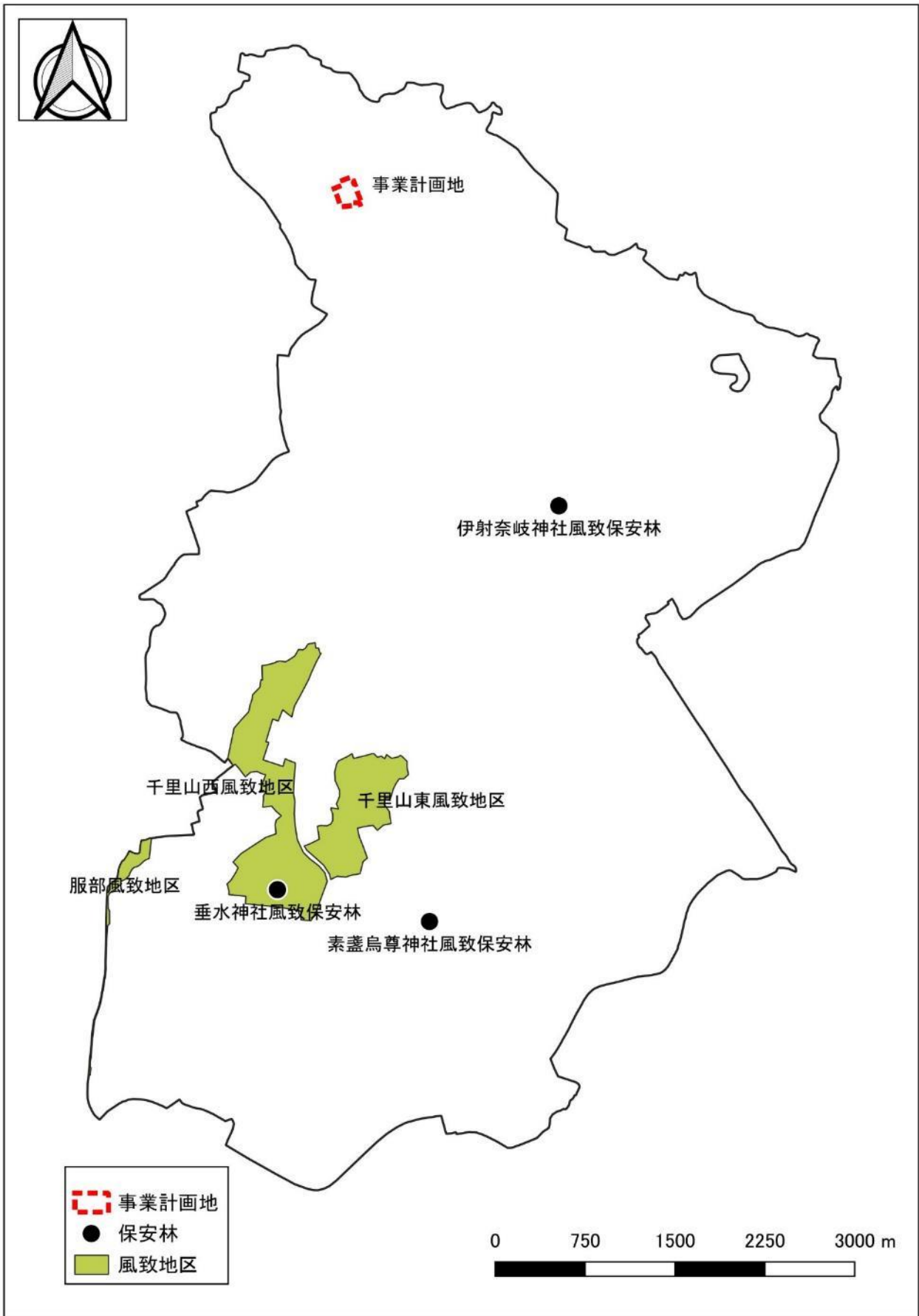
(イ) 都市計画法に基づく風致地区

「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項に定める風致地区について、吹田市内では表 4.2.45 に示す 3 箇所を指定している。

表 4.2.45 吹田市内の風致地区

区分	地区名	面積
風致地区	服部	約 9 ha
	千里山東	約 47 ha
	千里山西	約 88 ha

出典：風致地区のしおり（令和 3 年 10 月；吹田市）



出典：吹田市森林整備計画書（令和4年4月変更；大阪府、吹田市）、風致地区のしおり（令和3年10月；吹田市）

図 4.2.7 吹田市の保安林、風致地区の分布

(ウ) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区など

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号) 第 15 条に定める指定猟法禁止区域、第 28 条に定める鳥獣保護区、第 29 条に定める特別保護区、第 34 条に定める休猟区及び第 35 条に定める特定猟具使用禁止区域について、吹田市はほぼ全域が特定猟具使用禁止区域に該当する(表 4.2.46)。

表 4.2.46 吹田市内の鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域等

名称	期間	面積
特定猟具使用禁止区域	令和元年 11 月 15 日から 令和 11 年 11 月 14 日まで	約 3,611 ha

出典：大阪府における鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区及び特定猟具使用禁止区域(銃)位置図(令和 3 年 10 月；大阪府)

(エ) 自然環境保全法等に基づく自然環境保全地域

「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号) 第 14 条に基づく原生自然環境保全地域、第 22 条に基づく自然環境保全地域、「大阪府自然環境保全条例」(昭和 48 年大阪府条例第 2 号) 第 11 条に基づく府自然環境保全地域、第 16 条に基づく府緑地環境保全地域について、府下では 5 区域 38.33ha が府自然環境保全地域、3 地域 36.96ha が府緑地環境保全地域に指定されているが、吹田市内には指定地域はない。

(オ) 自然公園法等に基づく自然公園

「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号) 第 5 条に基づく国立公園及び国定公園、「大阪府立自然公園条例」(平成 13 年大阪府条例第 6 号) 第 3 条に基づく府立自然公園について、府下では 4 地区 20,039ha が自然公園に指定されているが、吹田市内には指定地域はない。

(カ) 都市緑地法に基づく緑地保全地域等

「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号) 第 5 条に基づく緑地保全地域、第 12 条に基づく特別緑地保全地区について、府下では 4 箇所 3.4ha が特別緑地保全地区に指定されているが、吹田市内には指定地域はない。

(キ) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく近郊緑地保全区域

「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」(昭和 42 年法律第 103 号) 第 5 条に基づく近郊緑地保全区域について、府下では 3 区域 33,580ha が指定されているが、吹田市内には指定区域はない。

(ク) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号) 第 36 条に基づく生息地等保護区について、府下及び吹田市内には指定区域はない。

(ケ) 大阪府民の森条例に基づく府民の森

「大阪府民の森条例」(昭和 53 年大阪府条例第 5 号) 第 1 条に基づく府民の森について、府下では 9 か所 617ha が指定されているが、吹田市内には指定地域はない。

セ 景観

吹田市では「景観法」(平成 16 年法律第 110 号)に基づき、「吹田市景観まちづくり条例」(平成 20 年吹田市条例第 24 号)を制定すると共に、「吹田市景観まちづくり計画」(令和 4 年 4 月改定;吹田市)を策定し、「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準」(令和 4 年 4 月 1 日改定;吹田市)を定めている。

吹田市は、市内全域を景観法第 8 条第 2 項第 1 号に基づく景観計画区域と設定し、「特に重点的に景観形成を図る地区(重点地区)」として景観形成地区を 32 地区設定している。また、景観計画区域及び景観形成地区については、景観法第 16 条第 1 項に基づく届出が必要な行為として以下を定めている(表 4.2.47)。また、景観計画区域における行為の制限として景観誘導基準を定めると共に、景観形成地区については個々に制限を定めている。

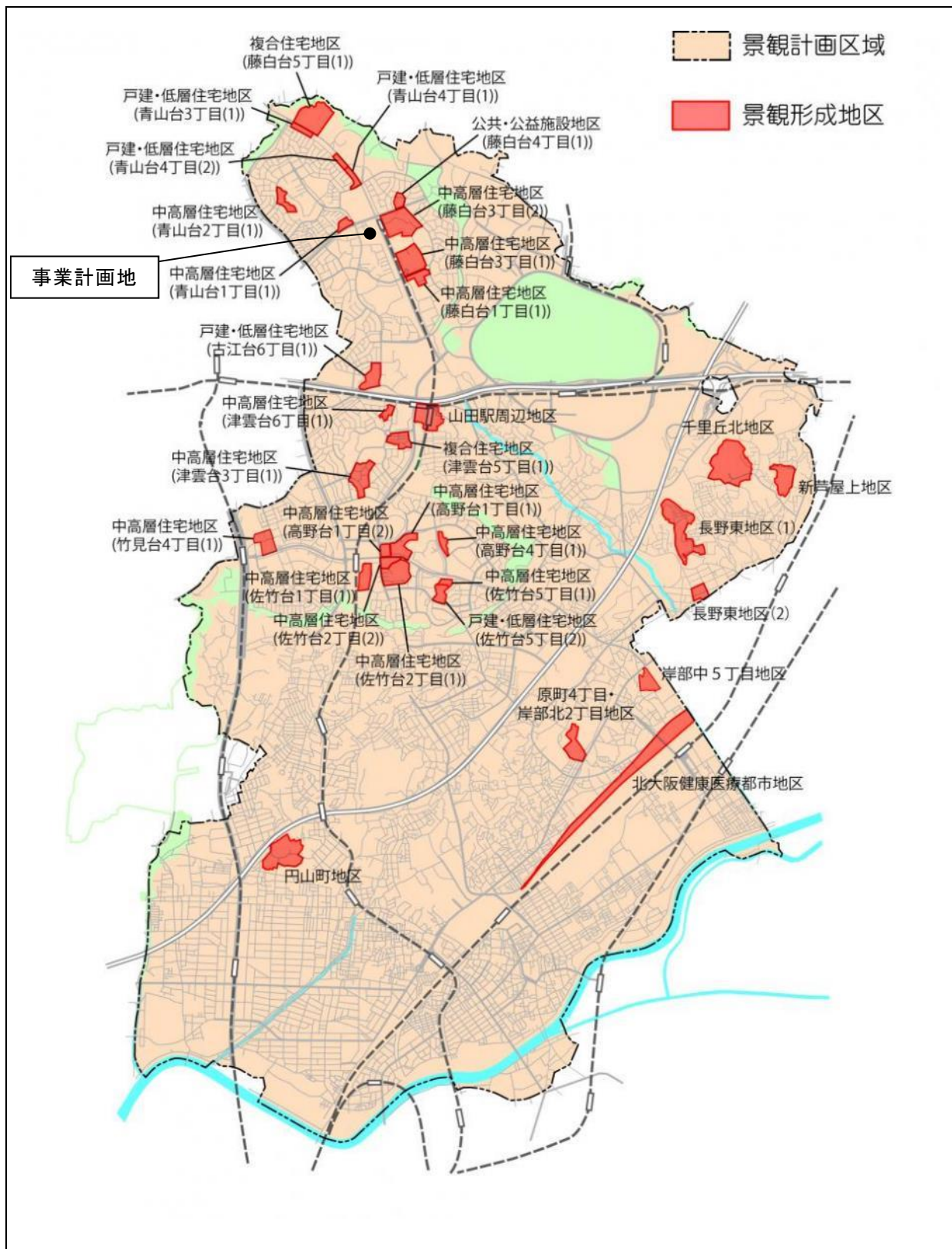
なお、事業計画地は景観形成地区には該当しないが、景観形成地区である中高層住宅地区(藤白台 3 丁目(2))及び中高層住宅地区(青山台 1 丁目(1))に隣接する。

景観計画区域及び景観形成地区の分布を図 4.2.8 に示す。

表 4.2.47 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

区域・地区	区分	規模	対象行為
景観計画区域	建築物	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域に定められている地域における高さが 15 メートルを超え、又は建築面積が 600 平方メートルを超えるもの	新築、増築、改築、移転、大規模の模様替又は外観の過半にわたる色彩の変更
		上記以外の地域における高さが 10 メートルを超え、かつ、建築面積が 300 平方メートルを超えるもの	
	工作物	建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 138 条に定める工作物 その他規則で定める工作物	新設、増設、改造、移設又は外観の過半にわたる色彩の変更
	土地	500 平方メートル以上のもの	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為
景観形成地区	建築物	建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知を要する建築物	新築、増築、改築、移転、大規模の模様替又は外観の過半にわたる色彩の変更
	工作物	建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 138 条に定める工作物 その他規則で定める工作物	新設、増設、改造、移設又は外観の過半にわたる色彩の変更
	土地	500 平方メートル以上のもの	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為
景観配慮地区	—	今後、指定の際に地区の特性に応じて個々に定める	—

注)屋外広告物の表示等については景観まちづくり条例に基づく届出が必要



出典：吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準（令和4年4月改定；吹田市）

図 4.2.8 吹田市の景観計画区域及び景観形成地区の分布

ソ 文化財

「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)では、埋蔵文化財の調査以外の目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘する場合及び前記の発掘の結果遺跡と認められるものを発見した場合には、それぞれ文化庁長官に通知しなければならないことが定められている。

また、「吹田市文化財保護条例」(平成 9 年吹田市条例第 8 号)では、埋蔵文化財を発見した事業者は、その損傷及び散逸の防止に留意するとともに、当該埋蔵文化財の包蔵地の保存に努めなければならないことを定めている。

タ 環境に関する関連計画

(ア)第9次大阪地域公害防止計画

大阪府では、「環境基本法」第 17 条に基づき、公害防止計画として「第 9 次大阪地域公害防止計画」(平成 24 年 3 月；大阪府)が策定されている。概要を表 4.2.48 に示す。

表 4.2.48 第 9 次大阪地域公害防止計画の概要

区分	内容
地域の範囲	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、忠岡町の区域
計画の目標	環境基準等の未達成項目について、基準が達成されるよう努める <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染に係る環境基準について(昭和 48 年環境庁告示第 25 号) ・二酸化窒素に係る環境基準について(昭和 53 年環境庁告示第 38 号) ・微小粒子状物質に係る環境基準について(平成 21 年環境庁告示第 33 号) ・水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号) ・地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成 9 年環境庁告示第 10 号) ・底質の暫定除去基準について(昭和 50 年環水管第 119 号) ・ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について(平成 14 年環境省告示第 46 号) ・騒音に係る環境基準について(平成 10 年環境庁告示第 64 号) ・航空機騒音に係る環境基準について(昭和 48 年環境庁告示第 154 号) ・新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(昭和 50 年環境庁告示第 46 号)
計画の主要課題	本計画における課題は、大気汚染、河川の水質汚濁、大阪湾の水質汚濁、地下水汚染、土壌汚染、騒音とし、そのうち主要課題は、以下のとおりとする。 1. 大阪湾の水質汚濁 大阪湾のCODに係る水質汚濁並びに窒素及びりんによる富栄養化の防止を図る。 また、大阪港内のダイオキシン類及びPCBによる底質汚染の防止を図る。 2. 河川の水質汚濁 ダイオキシン類に係る水質汚濁及び水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止を図る。
計画の期間	本計画の実施期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とする。

出典：第 9 次大阪地域公害防止計画(平成 24 年 3 月；大阪府) (注：令和 4 年 9 月現在まで更新されていない)

(イ)2030大阪府環境総合計画（令和3年3月）

大阪府では、「大阪府環境基本条例」第8条に定める環境総合計画として、「2030大阪府環境総合計画」（令和3年3月；大阪府）が策定されている。概要を表4.2.49に示す。

表 4.2.49 2030 大阪府環境総合計画の概要

区分	内容	
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・現在及び将来にわたり府民の健康で文化的な生活を確保することを目的として、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定。 ・本計画では、環境だけでなく社会・経済課題の同時解決と統合的向上をめざすため、大阪府域における2050年の環境分野全体としての「めざすべき将来像」とそれを見据えた2030年の実現すべき姿を定め、その実現に向けた施策の基本的な方向性を明確にする。この方向性に基づき各分野の個別計画を策定し、これらを一体として環境総合計画とすることにより、環境施策を展開していく。 	
計画の対象地域	大阪湾を含む大阪府全域	
計画の期間	2021年度から2030年度の10年間	
目指すべき将来像	大阪から世界へ、現在から未来へ 府民がつくる暮らしやすい持続可能な社会	
2030年度目標	脱炭素・省エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ■脱炭素社会の将来像を見通しつつ、SDGs実現に向けて温暖化対策（緩和策・適応策）が加速している。 ■気候危機であるという意識や脱炭素化に向けた意識が社会で共有され、あらゆる主体がその意識のもと行動している。 ■再生可能エネルギー由来の電気などCO2排出が少ないエネルギーの選択等が拡大している。
	資源循環	<ul style="list-style-type: none"> ■サーキュラーエコノミーへの移行を見据え、少ない資源で必要な物が生産されるとともに3Rの取組みが一層進み、廃棄物はほぼ全量が再生素材やエネルギーとして使用され、最終処分量が必要最小限となっている。 ■府民誰もが食品ロス削減のための具体的な行動をとっている。 ■海洋プラスチックごみの削減に向けて、使い捨てプラスチックの削減・適正処理、プラスチック代替素材（紙、バイオプラスチック等）への切替等が一層進み、大阪湾へ流れ込むプラスチックごみが減っている。
	全てのいのちの共生	<ul style="list-style-type: none"> ■生物多様性の保全や自然資本の持続可能な利用の機運が醸成され、多様な主体が連携し、府域の自然環境の保全及び回復活動が進んでいる。 ■府民、事業者、民間団体などあらゆる主体が生物多様性の重要性を理解し、日常生活の中でも自然環境に配慮した行動をしている。 ■希少な野生生物について生息状況のモニタリングが進むとともに、関係者が連携して特定外来生物の防除対策が進んでいる。
	健康で安心な暮らし	<ul style="list-style-type: none"> ■澄みわたる空や澄んだ川、豊かな海や里山がある大阪が実現している。 ■環境リスクが最小化され、良好で安心して暮らせる生活環境が確保されている。 ■環境に関するリスクコミュニケーションの普及により、府民、事業者、行政機関等が信頼しあい安心できる暮らしが確立されている。
	魅力と活力ある快適な地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■府民、事業者、民間団体、行政など各主体が積極的に参加し、自ら行動する社会となっている。 ■みどりが多く、豊かな水辺や歴史・文化が活かされ、多様な働き方が普及するとともに、安全・安心で持続可能な「暮らしやすい」「働きやすい」「訪れたい」都市となっている。 ■ヒートアイランド現象が緩和されるなど、快適な生活環境が確保されている。

出典：2030大阪府環境総合計画（令和3年3月；大阪府）

(ウ)吹田市第3次環境基本計画（令和2年2月）

吹田市では、「吹田市環境基本条例」第8条に定める環境基本計画として、「吹田市第3次環境基本計画」（令和2年2月；吹田市）を策定している。概要を表4.2.50に示す。

表 4.2.50 吹田市第3次環境基本計画の概要

区分	内容	
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・吹田市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策について、総合的・計画的に推進する役割を担う ・吹田市第4次総合計画を環境面から補完・具体化する役割を担う 	
計画の対象区域	吹田市全域	
計画の期間	2020年から2028年度までの8年間	
目指すべき将来像	みどりと水 光と風 楽しく共生し未来へつなげる 環境先進都市すいた	
重点戦略 目標	はぐくむ（環境保全・創造の基盤となる人・組織・仕組みをはぐくむ）	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動に参加する市民の割合：21% ○行政、団体、その他企業などと連携した環境活動を実施している事業者の割合：40%
	まもる（良好な環境をまもる）	<ul style="list-style-type: none"> ○市域の年間エネルギー消費量：13.1 PJ ○市民1人当たりのごみ排出量（1日）：760 g ○生物多様性の保全を重要だと思ふ市民の割合：50%
	そなえる（気候変動による影響にそなえる）	<ul style="list-style-type: none"> ○災害に備えている市民の割合：75% ○居住地周辺の夏場の暑さ（涼しさ）に満足している市民の割合：30%
分野別目標	エネルギー（再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換）	<ul style="list-style-type: none"> ◎年間エネルギー消費量 市域：13.1 PJ 家庭部門・市民1人当たり：8.2 GJ 業務部門・従業員1人当たり：25.6 GJ ○市域の年間温室効果ガス排出量：1,092kt-CO₂ ○市民1人当たりの年間温室効果ガス排出量：2.89t-CO₂ ○吹田市役所の事務事業に伴う年間温室効果ガス排出量：24kt-CO₂
	資源循環（資源を大切にす社会システムの形成）	<ul style="list-style-type: none"> ◎市民1人当たりのごみ排出量（1日）：760g ◎リサイクル率：25.6% ○ごみ減量の取組に満足している市民の割合：40% ○燃焼ごみの年間搬入量：84,390 t ○ごみの年間排出量（家庭系ごみ）：76,995 t ○ごみの年間排出量（事業系ごみ）：27,646 t ○マイバッグ持参率：80%
	生活環境（健康で快適な暮らしを支える環境の保全）	<ul style="list-style-type: none"> ◎公害に関する苦情を解決した割合：80% ◎「環境美化推進団体」の団体数：40 団体 ○環境目標値達成率：100%（二酸化窒素、一般環境騒音、河川BOD） ○快適な生活環境の確保に満足している市民の割合：40% ○熱帯夜日数（5年移動平均値）：29 日以下 ○居住地周辺の夏場の暑さ（涼しさ）に満足している市民の割合：30%
	みどり・自然共生（自然の恵みが実感できるみどり豊かな社会の形成）	<ul style="list-style-type: none"> ◎吹田市域の緑被率：30%（将来目標） ◎「みどりの協定」に基づく取組などを行う団体数：60 団体 ◎みどりが豊かでまちに愛着や誇りを感じる市民の割合：67% ○生物多様性の保全を重要だと思ふ市民の割合：50% ○緑あふれる未来サポーター制度（公園）の登録団体数：120 団体
	都市環境（快適な都市、環境の創造）	<ul style="list-style-type: none"> ◎住み続けようと思っている市民の割合：70% ◎まちなみが美しいと感じる市民の割合：70% ○鉄道・バスなど公共交通網の便利さに満足している市民の割合：60% ○コミュニティバス1便当たりの乗車人数：増加

出典：吹田市第3次環境基本計画（令和2年2月）

(エ)吹田市第2次みどりの基本計画改訂版（平成28年8月）

吹田市では、「都市緑地法」第4条に定める「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として、「吹田市第2次みどりの基本計画改訂版」（平成28年8月；吹田市）を策定している。概要を表4.2.51に示す。

表 4.2.51 吹田市第2次みどりの基本計画改訂版の概要

区分	内容	
計画の位置づけ	・都市緑地法に基づく「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として策定	
計画の対象地域	吹田市全域	
みどりの対象範囲	樹木や草花などの植物、植物を含む土地や空間及びこれらと一体となった水辺やオープンスペースなど	
計画の期間	2025年度まで（5年毎に見直し）	
基本理念	心がやすらぎ、人と地域と自然を育むみどりの都市 すいた	
みどりの将来像		
6ブロックのみどりの目標	JR以南地域	緑被率を現状の2倍へ
	片山・岸部地域	都市再整備による公園整備と施設緑化、周辺市街地への波及を想定し、緑被率を現況の1.5倍へ
	豊津・江坂・南吹田地域	緑被率を現況の1.5倍へ
	千里山・佐井寺地域	緑被率を現況の1.2倍へ
	山田・千里丘地域	緑被率を現況の1.2倍へ
千里ニュータウン・万博・阪大地域	公園・緑地、大学のみどり、住宅地のみどりなどのストックを次世代に継承すべく、現況の緑被率48%を維持	
総量目標	緑被地の確保	市域の緑被率30%
	緑地の確保	市域面積に対する緑地面積の割合20%以上
	都市公園の確保	市民一人あたりに対する都市公園面積10m ² 以上

出典：吹田市第2次みどりの基本計画改訂版（平成28年8月）

(オ)吹田市景観まちづくり計画

吹田市では「景観法」(平成16年法律第110号)第8条に基づく景観計画として、「吹田市景観まちづくり計画」(令和4年4月改定;吹田市)を策定している。概要を表4.2.52に示す。

表 4.2.52 吹田市景観まちづくり計画の概要

区分	内容	
計画の位置づけ	・吹田市第4次総合計画の将来像である「まちの魅力や強みをさらに高めながら、確実に将来世代へつなぎ、だれもが安心してすこやかで快適に暮らしつづけられるまち」の実現に向け、景観面からのまちづくりの基本的な方向性を示すものである。	
計画の対象地域	吹田市全域	
将来像	・地域らしさと潤いにあふれ、次代に誇れる美しいまち	
景観まちづくりの基本目標及び基本方針	「潤いのある景観」をまもり、はぐくむ	・緑の保全と育成 ・潤いのある水辺景観の育成 ・共生の景観保全・整備
	「生きる景観」をまもり、はぐくむ	・良好な住環境の保全・育成 ・歴史的な景観の保全・整備 ・いきいきとした暮らしの舞台となる景観づくり
	「調和と個性のある景観」をつくり、はぐくむ	・地域に調和するまちづくり ・シンボルとなる景観を創造 ・特徴ある景観の活用・演出
「北千里駅界限」の景域別景観まちづくり方針：駅前としてのにぎわいを形成し、周辺と調和した落ち着いた景観をつくり、はぐくむ	<ul style="list-style-type: none"> ●「潤いのある景観」をまもり、はぐくむ <ul style="list-style-type: none"> ○緑を保全し、身近な緑空間の拡大、育成に努める。 ○統一感をもたせた千里ニュータウンらしい街路樹による緑化に努める。 ○緑と調和するまちづくりに努める。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●「生きる景観」をまもり、はぐくむ <ul style="list-style-type: none"> ○敷地に花や緑を演出し、緑豊かな景観の形成を図る。 ○連続性や回遊性があり、にぎわいと楽しさの感じられる駅前の景観づくりに努める。 ○快適に働ける、建物配置などが整った市街地空間づくりに努める。 ○祭りやイベントの舞台となりえる空間を創出し、人々のアクティビティを誘発する景観づくりに努める。 ○眺めを楽しみ、歩きたくなる景観づくりや憩いの場となる空間の演出に努める。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●「調和と個性のある景観」をつくり、はぐくむ <ul style="list-style-type: none"> ○各施設のオープンスペースを活かす、あるいは駅前広場などの公共空間との一体化などにより、ゆとりのある景観の形成を図る。 ○壁面や高さ、色彩を周囲と調和させ、まとまりが感じられる景観の形成を図る。 ○建物の配置やデザインを工夫し、緑化などにより、駅前としてのにぎわいの中にも落ち着いた景観の形成を図る。 ○沿道施設と住宅地との調和を図る。 ○街路樹により潤いを高め、道路の舗装や街路灯などにより連続性や統一感を演出する。 ○沿道施設との一体整備やバリアフリーへの配慮など、安全で快適な歩行者空間の形成を図る。 ○阪急千里線の線路周辺などの緑化や修景に努める。 ○電飾や奇抜な色彩の使用を控え、大きさや設置方法を工夫し、広告物の集合化を図るなど、周囲に調和する広告物の掲出に努める。 ○魅力的な公共空間の創出に努め、地域の魅力となる景観拠点の形成を図る。 ○鉄道施設のデザインの向上などを図り、駅前にふさわしい景観の形成に努める。 ○駅前にふさわしいにぎわいや安らぎを与えられるように、照明灯の色温度や配置・配光などで夜間景観の演出を図る。 ○地形の起伏を活かし、眺望景観の保全や形成を図る。 ○公共空間から眺められることも考慮した建築物等をつくり、良好な景観の形成に努める。 	

出典：吹田市景観まちづくり計画（令和4年4月）

(カ)吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画

吹田市では「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)第21条に基づく地方公共団体実行計画として「吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画」(令和3年2月;吹田市)を策定している。概要を表4.2.53に示す。

表 4.2.53 吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画の概要

区分	内容																												
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条に基づく地方公共団体実行計画として位置付けられる。 吹田市第3次環境基本計画における目標の一つである「再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換」を核として、まちづくりや循環型社会の形成など多分野にまたがる地球温暖化対策の推進を図るための具体的な計画として位置付けられる。 																												
計画の対象地域	吹田市全域																												
計画の期間	2028年度(令和10年度)を目標年度とする。																												
計画の目標	長期目標	・2050年までに、市域の年間温室効果ガス排出量を実質ゼロにする。																											
	計画目標	・令和10年度(2028年度)までに、市域の年間温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)比で50%以上削減する。																											
	エネルギー消費に係る目標	①市域の年間エネルギー消費量を、令和10年度(2028年度)までに13.1PJ以下にする。 ②市域の家庭部門における市民1人あたりの年間エネルギー消費量を、令和10年度(2028年度)までに8.2GJ以下にする。 ③市域の業務部門における従業員1人あたりの年間エネルギー消費量を、令和10年度(2028年度)までに25.6GJ以下にする。																											
計画の指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現況値 令和元(2019)年度</th> <th>令和10(2028)年度の目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市域の年間温室効果ガス排出量</td> <td>1,807 kt-CO₂*¹</td> <td>1,092 kt-CO₂*³</td> </tr> <tr> <td>吹田市民1人あたりの年間温室効果ガス排出量</td> <td>4.88 kt-CO₂*¹</td> <td>2.89 kt-CO₂</td> </tr> <tr> <td>市域の年間エネルギー消費量</td> <td>19.3 PJ*¹</td> <td>13.1 PJ*²</td> </tr> <tr> <td>市域の家庭部門における市民1人あたりの年間エネルギー消費量</td> <td>13.3 GJ*¹</td> <td>8.2 GJ</td> </tr> <tr> <td>市域の業務部門における従業員1人あたりの年間エネルギー消費量</td> <td>49.8 GJ*¹</td> <td>25.6 GJ</td> </tr> <tr> <td>公共施設における再生可能エネルギー導入件数</td> <td>85件 54施設</td> <td>130件 77施設</td> </tr> <tr> <td>吹田市役所の事務事業に伴う年間温室効果ガス排出量</td> <td>28 kt-CO₂</td> <td>24 kt-CO₂*⁴</td> </tr> <tr> <td>市域における太陽光発電システム導入件数累計及び設備容量</td> <td>3,618件 2.0万kW</td> <td>6,000件 3.5万kW</td> </tr> </tbody> </table>		区分	現況値 令和元(2019)年度	令和10(2028)年度の目標値	市域の年間温室効果ガス排出量	1,807 kt-CO ₂ * ¹	1,092 kt-CO ₂ * ³	吹田市民1人あたりの年間温室効果ガス排出量	4.88 kt-CO ₂ * ¹	2.89 kt-CO ₂	市域の年間エネルギー消費量	19.3 PJ* ¹	13.1 PJ* ²	市域の家庭部門における市民1人あたりの年間エネルギー消費量	13.3 GJ* ¹	8.2 GJ	市域の業務部門における従業員1人あたりの年間エネルギー消費量	49.8 GJ* ¹	25.6 GJ	公共施設における再生可能エネルギー導入件数	85件 54施設	130件 77施設	吹田市役所の事務事業に伴う年間温室効果ガス排出量	28 kt-CO ₂	24 kt-CO ₂ * ⁴	市域における太陽光発電システム導入件数累計及び設備容量	3,618件 2.0万kW	6,000件 3.5万kW
	区分	現況値 令和元(2019)年度	令和10(2028)年度の目標値																										
	市域の年間温室効果ガス排出量	1,807 kt-CO ₂ * ¹	1,092 kt-CO ₂ * ³																										
	吹田市民1人あたりの年間温室効果ガス排出量	4.88 kt-CO ₂ * ¹	2.89 kt-CO ₂																										
	市域の年間エネルギー消費量	19.3 PJ* ¹	13.1 PJ* ²																										
	市域の家庭部門における市民1人あたりの年間エネルギー消費量	13.3 GJ* ¹	8.2 GJ																										
	市域の業務部門における従業員1人あたりの年間エネルギー消費量	49.8 GJ* ¹	25.6 GJ																										
	公共施設における再生可能エネルギー導入件数	85件 54施設	130件 77施設																										
	吹田市役所の事務事業に伴う年間温室効果ガス排出量	28 kt-CO ₂	24 kt-CO ₂ * ⁴																										
	市域における太陽光発電システム導入件数累計及び設備容量	3,618件 2.0万kW	6,000件 3.5万kW																										
※1 平成29年度(2017年度)実績																													
※2 平成25年度(2013年度)比43.3%削減																													
※3 市域の年間エネルギー消費量(13.1PJ)から、2030年における温室効果ガス排出係数0.37kg-CO ₂ /kWhとして算出。(実質43.3%削減)																													
※4 平成25年度(2013年度)比35%削減(SUITA MOTTANOCITY ACTION PLANに基づき算出)																													

出典：吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画(令和3年2月;吹田市)

(キ)吹田市地域防災計画

吹田市では、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 5 条（推進計画）の規定に基づき、吹田市の地域に係る防災に関し、市、府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他の機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定める計画として、「吹田市地域防災計画」（令和 3 年 12 月修正；吹田市）を策定している。概要を表 4.2.54 に示す。

表 4.2.54 吹田市地域防災計画の概要

区分	内容
計画の目的	防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。
計画の推進	状況に応じた的確かつ計画的に災害対策を進めるため、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。 1. 災害予防段階の対応 2. 災害応急段階の対応 3. 災害復旧・復興段階の対応
計画の位置づけ	吹田市域内で発生するおそれがある災害に備え、市の防災対策を示す総合的計画である。
計画の構成	1. 総則・災害予防対策 2. 地震応急対策 3. 南海トラフ地震防災対策 4. 風水害応急対策 5. 事故等災害応急対策 6. 災害時特有の手順、基準等 7. 資料

4.2.2 自然条件

(1) 気象

吹田市は、瀬戸内海式気候に属する温和な気候となっている。

吹田市西消防署(江坂町1丁目21番6号)において観測された令和3年度の気象の状況は、表4.2.55に示すとおりであり、年平均気温は17.5℃、年平均湿度は64.4%、年平均風速は2.0m/s、年間降水量は1,756.5mmである。

表 4.2.55 事業計画地周辺における気象の状況（吹田市西消防署）

	気温 (°C)			平均湿度 (%)	平均風速 (m/s)	降水総量 (mm)
	平均	最高	最低			
平成29年	16.7	39.2	-1.9	62.6	1.9	1,117.5
平成30年	17.8	42.9	-3.2	62.5	2.0	1,444.0
令和元年	17.6	39.8	0.6	63.2	2.0	1,026.5
令和2年	17.6	39.0	-0.3	63.9	1.9	1,388.5
令和3年	17.5	39.0	-3.4	64.4	2.0	1,756.5
1月	5.8	18.1	-3.4	61.7	2.0	62.0
2月	8.5	21.4	-1.2	56.3	2.1	47.5
3月	12.1	22.8	3.6	61.3	2.0	125.0
4月	15.4	28.0	5.3	56.4	2.1	222.5
5月	19.8	30.0	9.9	67.1	2.2	273.5
6月	24.2	34.5	17.6	65.5	1.8	111.5
7月	28.1	37.4	21.0	70.3	2.0	222.0
8月	28.1	39.0	21.4	72.5	2.1	320.5
9月	25.0	32.8	19.9	71.1	2.0	177.0
10月	20.4	32.4	9.3	63.8	1.6	52.0
11月	13.9	24.7	3.9	62.2	1.7	82.0
12月	8.5	17.5	-0.5	64.8	1.9	61.0

出典：「吹田市統計書 令和3年（2021年）版」（令和4年（2022年）3月、吹田市）

(2) 水 象

事業計画地周辺における河川等の分布状況は、図 4.2.9 に示すとおりである。

事業計画地の南側には山田川が流れており、安威川へ合流している。

また、事業計画地の周辺には、ため池が点在しており、事業計画地の北側に蓮間池、東側に水遠池、ピアノ池、南西に上池がある。

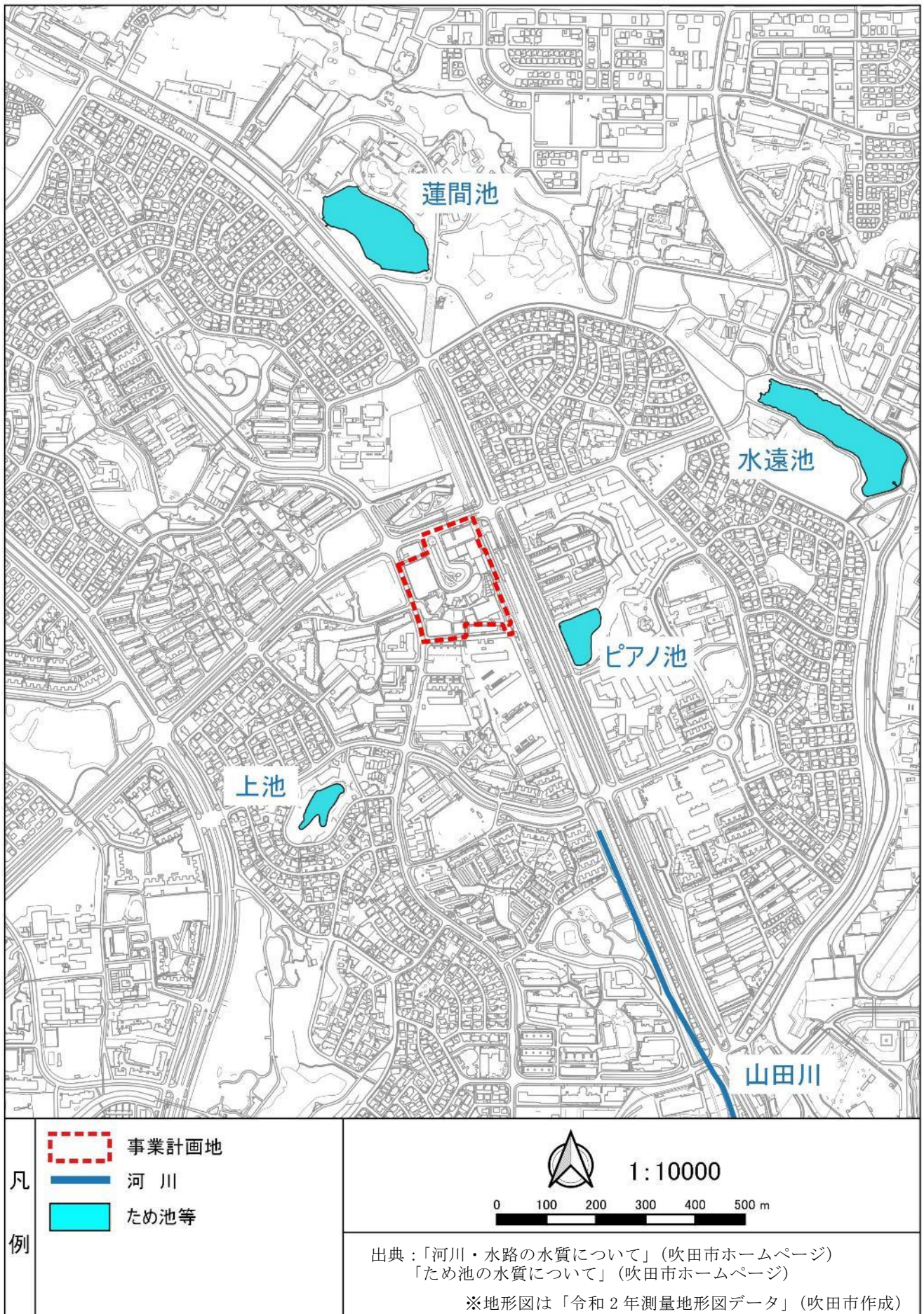


図 4.2.9 事業計画地周辺における河川等の状況

(3) 地 象

ア 地 形

吹田市の地形は、大きく丘陵地・台地・低地などに分類され、丘陵地は標高約 20～100m のなだらかな地形で全体的に南東に向かって低くなっている。この丘陵地は、千里丘陵と呼ばれ、市域の中央部以北の広い範囲に分布している。台地は砂礫台地に分類され、丘陵地南東部の JR 東海道本線沿いなどに帯状に分布している。低地は、南部地域に広がり、扇状地や三角州が江坂・垂水町以南と神崎川及び JR 東海道本線以南と神崎川の間に広がっている。

事業計画地周辺における地形の状況は、図 4.2.10 に示すとおりであり、事業計画地は小起伏丘陵地に位置する。

イ 地 質

吹田市の地層は、全体として大阪層群が緩やかに東に向かって傾斜している。この地層は、大阪平野周辺部にみられる丘陵地を構成する地層の総称で、約 200 万年前～約 30 万年前頃にかけて堆積した砂礫・砂・粘土や火山灰などが繰り返して重なってできたものである。丘陵部の下には、神戸層群が大阪層群に覆われて分布している。この地層は、地域の基盤を形成する地層で、約 2000 万年前に堆積し、固結した砂岩層、泥岩層や礫岩層などにより構成されている。

事業計画地周辺における表層地質の状況は、図 4.2.11 に示すとおりであり、事業計画地の表層地質は「砂礫および泥」又は「礫（低位）」で構成されている。

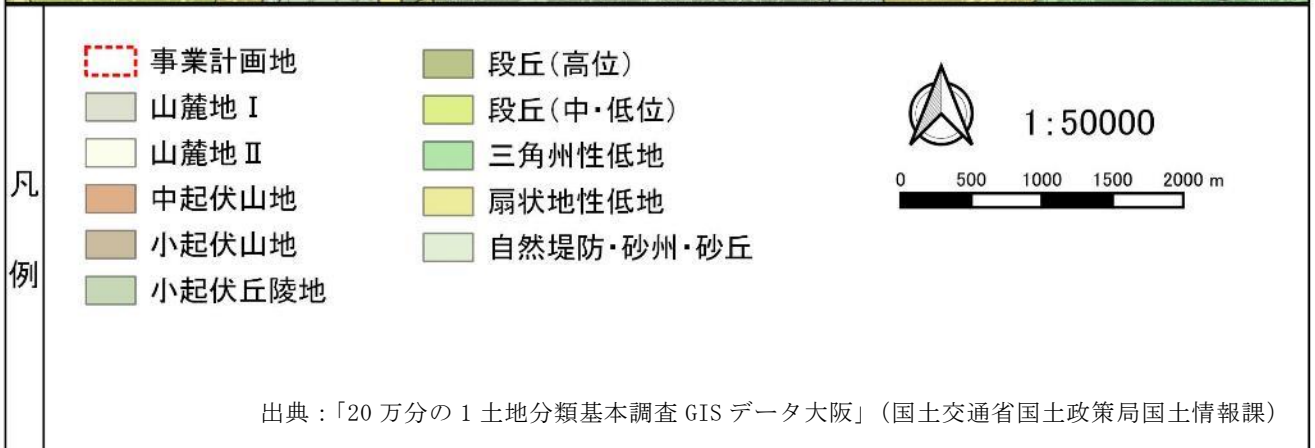
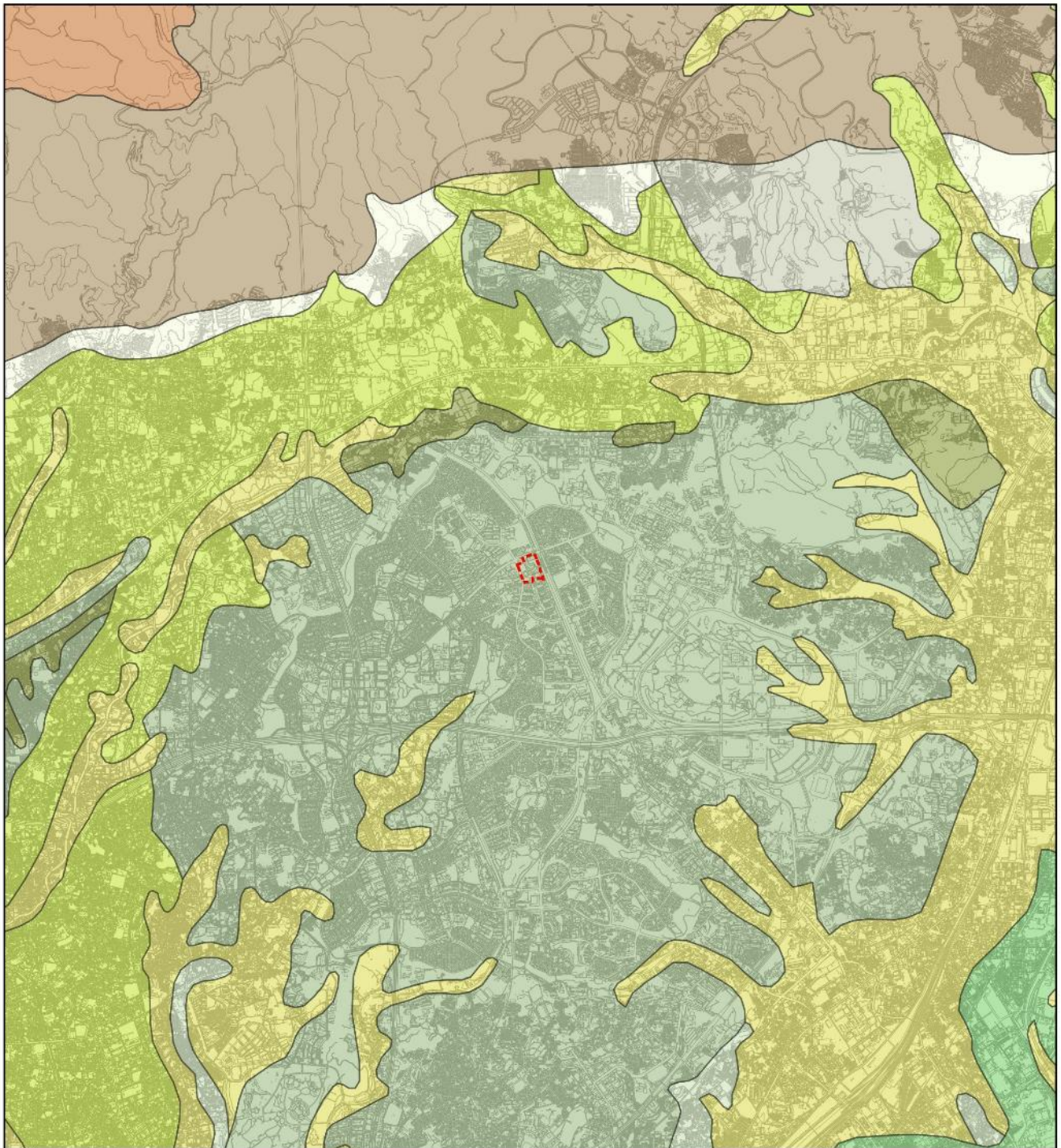
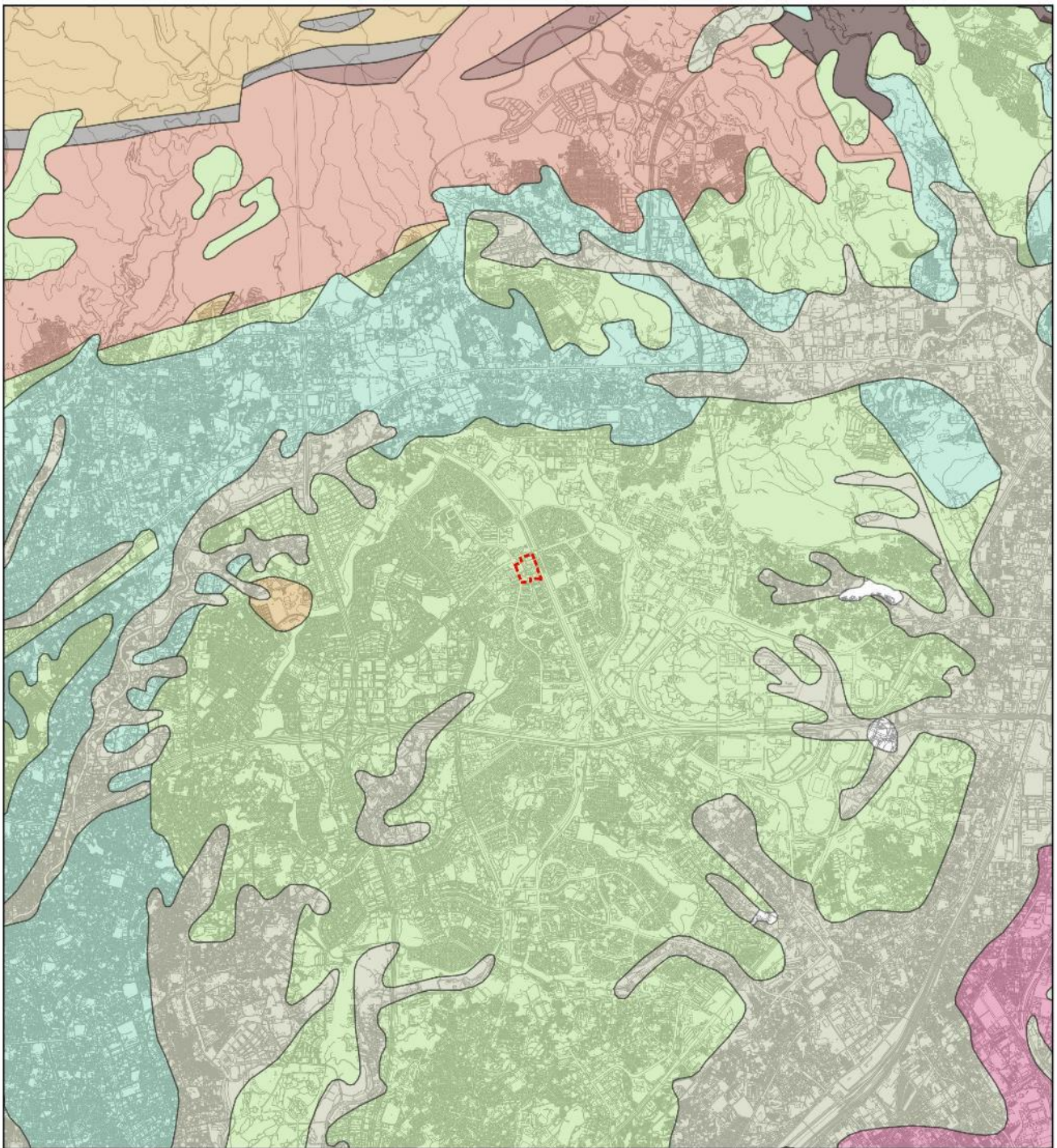
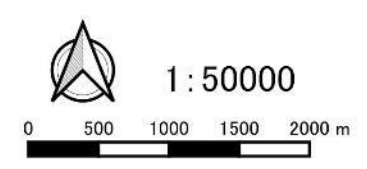


図 4.2.10 事業計画地周辺における地形の状況



凡例

- | | |
|--|---|
|  事業計画地 |  砂岩・泥岩互層 |
|  花崗岩質岩石 |  泥 |
|  輝緑凝灰岩 |  泥・砂・礫互層 |
|  珪岩質岩石 |  泥岩 |
|  砂 |  礫 |



出典：「5万分の1土地分類基本調査GISデータ大阪東北部」（国土交通省国土政策局国土情報課）

図 4.2.11 事業計画地周辺における表層地質の状況

4.2.3 環境の概況

(1) 大気汚染

吹田市では、大気汚染防止法及び吹田市第3次環境基本計画に基づき、市内4ヵ所（一般環境大気測定局：3局、自動車排出ガス測定局：1局）において、大気汚染物質の測定を行っている。

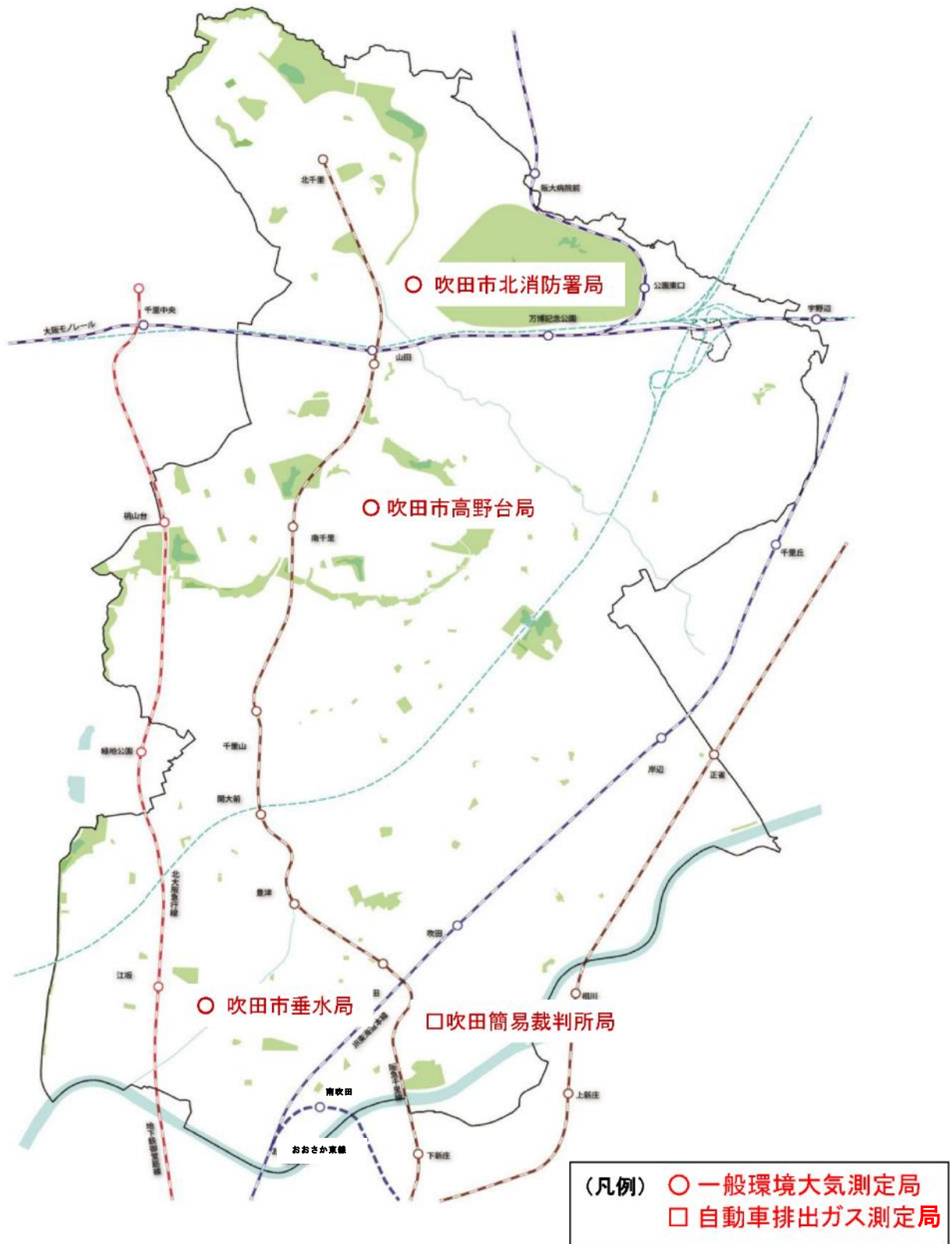
大気環境測定局における測定項目は表4.2.56に、測定局の位置は図4.2.12にそれぞれ示すとおりである。

表 4.2.56 吹田市内における大気環境測定局と測定項目

測定項目	一般環境大気測定局			自動車排出ガス測定局
	吹田市垂水局	吹田市北消防署局	吹田市高野台局	吹田簡易裁判所局
二酸化硫黄	—	○	—	○
窒素酸化物 (二酸化窒素・一酸化窒素)	○	○	○	○
浮遊粒子状物質	○	○	○	○
微小粒子状物質 (PM2.5)	—	○	—	○
光化学オキシダント	○	○	○	—
一酸化炭素	—	—	—	○
炭化水素 (非メタン炭化水素・全炭化水素)	—	○	—	○
有害大気汚染物質	—	○	—	○
ダイオキシン類	—	○	—	○
風向・風速	○	○	○	○
温度・湿度	○	○	—	—
日射量	—	○	—	—

(注) 「○」は測定を実施している項目、「—」は測定を実施していない項目を示す。

出典：「環境監視 大気について (令和3年度)」(吹田市ホームページ)



出典：「大気環境測定局位置図」（吹田市ホームページ）

図 4.2.12 大気環境測定局の位置

ア 大気環境測定局の測定結果

(ア)窒素酸化物

吹田市内の大気環境測定局における二酸化窒素濃度の年平均値の経年変化は表 4.2.57 に、令和3年度の測定結果は表 4.2.58 に、一酸化窒素及び窒素酸化物濃度の測定結果は表 4.2.59 にそれぞれ示すとおりである。

過去5年間（平成29年度～令和3年度）における二酸化窒素濃度の年平均値は、0.010～0.019ppmとなっており、全ての測定局においてやや減少傾向を示している。

表 4.2.57 二酸化窒素濃度の年平均値の経年変化（平成29年度～令和3年度）

（単位：ppm）

測定局	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
吹田市垂水局	0.016	0.015	0.013	0.012	0.012
吹田市北消防署局	0.014	0.011	0.010	0.010	0.010
吹田簡易裁判所局	0.019	0.018	0.016	0.015	0.015
吹田市高野台局	—	0.013※	0.012	0.011	0.010

（※）平成30年8月に川園局を高野台に移設したことに伴い、同局の有効測定日は250日未満となり、測定結果は年平均値として取り扱いできないが、参考値として掲載している。

出典：「環境監視 大気について（令和3年度）」（吹田市ホームページ）

表 4.2.58 二酸化窒素濃度の測定結果（令和3年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日平均値の年間98%値	国の環境基準を達成できなかった日数 ^(注)
	日	時間	ppm	ppm	日	日	ppm	日
吹田市垂水局	363	8,647	0.012	0.071	0	0	0.029	0
吹田市北消防署局	351	8,433	0.010	0.053	0	0	0.023	0
吹田簡易裁判所局	361	8,630	0.015	0.074	0	0	0.032	0
吹田市高野台局	357	8,542	0.010	0.050	0	0	0.025	0

（注） 国の二酸化窒素に係る環境基準では、年間の日平均値のうち、低い方から98%に相当する日平均値（「日平均値の年間98%値」という。）で評価することとされており、この値が0.06ppm以下の場合、環境基準を達成したとされる。

なお、年間における二酸化窒素の測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象としない。

出典：「環境監視 大気について（令和3年度）」（吹田市ホームページ）

表 4.2.59 一酸化窒素及び窒素酸化物濃度の測定結果（令和3年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	一酸化窒素 (NO)			窒素酸化物 (NO _x)			
			年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値 NO ₂ / (NO+NO ₂)
			ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	%
吹田市垂水局	363	8,647	0.002	0.073	0.011	0.014	0.110	0.037	84.9
吹田市北消防署局	351	8,433	0.002	0.089	0.010	0.012	0.119	0.033	82.2
吹田簡易裁判所局	361	8,630	0.007	0.129	0.026	0.021	0.168	0.058	68.1
吹田市高野台局	357	8,542	0.001	0.085	0.012	0.012	0.119	0.035	87.5

出典：「環境監視 大気について（令和3年度）」（吹田市ホームページ）

(イ) 二酸化硫黄

吹田市内の大気環境測定局における二酸化硫黄濃度の年平均値の経年変化は表 4.2.60 に、令和3年度の測定結果は表 4.2.61 にそれぞれ示すとおりである。

過去5年間（平成29年度～令和3年度）における二酸化硫黄濃度の年平均値は、0.001～0.002ppmとなっており、全ての測定局においておおむね横ばいの傾向を示している。

令和3年度の測定結果では、全ての測定局において日平均値が0.04ppmを超えた日及び1時間値が0.1ppmを超えた時間はなく、短期的評価¹⁾で環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成している。また、日平均値の2%除外値は0.002～0.003ppmとなっており、長期的評価²⁾でも環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成している。

表 4.2.60 二酸化硫黄濃度の年平均値の経年変化（平成29年度～令和3年度）

（単位：ppm）

測定局	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
吹田市北消防署局	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
吹田簡易裁判所局	0.002	0.001	0.001	0.001	0.002

出典：「環境監視 大気について（令和3年度）」（吹田市ホームページ）

表 4.2.61 二酸化硫黄濃度の測定結果（令和3年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.04ppmを超えた日数	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準及び目標値の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
	日	時間	ppm	ppm	日	時間	ppm	有・無	日
吹田市北消防署局	363	8,641	0.001	0.007	0	0	0.002	無	0
吹田簡易裁判所局	361	8,633	0.002	0.008	0	0	0.003	無	0

（注）1. 二酸化硫黄による大気汚染の状態を環境基準及び目標値に照らして評価する方法としては、短期的評価と長期的評価がある。

- (1) 短期的評価 時間又は日について測定結果を環境基準及び目標値として定められた1時間値（0.1ppm以下）又は日平均値（0.04ppm以下）に個々に照らして評価する。
- (2) 長期的評価 年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、日平均値の2%除外値（年間の日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が0.04ppmを超えず、かつ日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない場合、環境基準及び目標値を達成したと評価される。

出典：「環境監視 大気について（令和3年度）」（吹田市ホームページ）

(ウ)浮遊粒子状物質

吹田市内の大気環境測定局における浮遊粒子状物質濃度の年平均値の経年変化は表 4.2.62 に、令和3年度の測定結果は表 4.2.63 にそれぞれ示すとおりである。

過去5年間（平成29年度～令和3年度）における浮遊粒子状物質濃度の年平均値は、0.013～0.018 mg/m³となっており、横ばい傾向を示している。

令和3年度の測定結果では、全ての測定局において日平均値が0.10 mg/m³を超えた日及び1時間値が0.20 mg/m³を超えた時間はなく、短期的評価で環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成している。また、日平均値の2%除外値は0.026～0.028 mg/m³となっており、長期的評価でも環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成している。

表 4.2.62 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の経年変化（平成29年度～令和3年度）

(単位：mg/m³)

測定局	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
吹田市垂水局	0.018	0.016	0.015	0.015	0.013
吹田市北消防署局	0.014	0.017	0.015	0.014	0.013
吹田簡易裁判所局	0.018	0.016	0.015	0.015	0.014
吹田市高野台局	—	0.013※	0.014	0.015	0.013

(※) 平成30年8月に川園局を高野台に移設したことに伴い、両局の有効測定日は250日未満となり、測定結果は年平均値として取り扱いできないが、参考値として掲載している。

出典：「環境監視 大気について（令和3年度）」（吹田市ホームページ）

表 4.2.63 浮遊粒子状物質濃度の測定結果（令和3年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値の2%除外値	日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準及び目標値の長期的評価による日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数
	日	時間	mg/m ³	mg/m ³	日	%	時間	%	mg/m ³	有・無	日
吹田市垂水局	363	8,699	0.013	0.082	0	0.0	0	0.0	0.028	無	0
吹田市北消防署局	363	8,698	0.013	0.065	0	0.0	0	0.0	0.026	無	0
吹田簡易裁判所局	347	8,509	0.014	0.078	0	0.0	0	0.0	0.028	無	0
吹田市高野台局	356	8,582	0.013	0.071	0	0.0	0	0.0	0.028	無	0

（注）1. 浮遊粒子状物質による大気汚染の状態を環境基準及び目標値に照らして評価する方法としては、短期的評価と長期的評価がある。

- (1) 短期的評価 時間又は日について測定結果を環境基準及び目標値として定められた1時間値（0.20 mg/m³以下）又は日平均値（0.10 mg/m³以下）に個々に照らして評価する。
- (2) 長期的評価 年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、日平均値の2%除外値（年間の日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が0.10 mg/m³を超えず、かつ日平均値が0.10 mg/m³を超える日が2日以上連続しない場合、環境基準及び目標値を達成したと評価される。

2. 測定方法は、ベータ線吸収法。

出典：「環境監視 大気について（令和3年度）」（吹田市ホームページ）

(エ) 微小粒子状物質 (PM2.5)

吹田市内の大気環境測定局における微小粒子状物質濃度の年平均値の経年変化は表 4.2.64 に、令和3年度の測定結果は表 4.2.65 にそれぞれ示すとおりである。

過去5年間(平成29年度～令和3年度)における微小粒子状物質濃度の年平均値は、9.8～15.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ となっており、ほぼ横ばいで推移している。

令和3年度の測定結果では、全ての測定局において日平均値の年間98%値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下となっており、短期的評価で環境基準及び吹田市の環境目標(目標値は環境基準と同値)を達成している。また、年平均値は9.8～13.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ となっており、一般環境大気測定局(吹田市北消防署局)と自動車排出ガス測定局(吹田簡易裁判所局)の両測定局において、長期的評価における環境基準及び吹田市の環境目標(目標値は環境基準と同値)を達成している。

表 4.2.64 微小粒子状物質濃度の年平均値の経年変化(平成29年度～令和3年度)

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定局	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
吹田市北消防署局	12.4	12.3	11.5	11.2	9.8
吹田簡易裁判所局	15.4	15.1	13.5	14.3	13.6

出典:「環境監視 大気について(令和3年度)」(吹田市ホームページ)

表 4.2.65 微小粒子状物質濃度の測定結果(令和3年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		98%値評価による日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	環境基準及び目標値の達成状況	
					日	%		日	長期
吹田市北消防署局	362	8,628	9.8	20.4	0	0.0	0	○	○
吹田簡易裁判所局	358	8,610	13.6	27.6	1	0.3	0	○	○

(注) 微小粒子状物質による大気汚染の状態を環境基準及び目標値に照らして評価する方法としては、短期的評価と長期的評価がある。

- (1) 短期的評価 1日平均値の年間98%値を環境基準及び目標値として定められた1日平均値(35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)に照らして評価する。
- (2) 長期的評価 年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下の場合、環境基準及び目標値を達成したと評価される。

出典:「環境監視 大気について(令和3年度)」(吹田市ホームページ)

(オ)一酸化炭素

一酸化炭素は、主な発生源が自動車排出ガスであるため、自動車排出ガス測定局である吹田簡易裁判所局において測定が行われている。一酸化炭素濃度の年平均値の経年変化は表 4.2.66 に、令和 3 年度の測定結果は表 4.2.67 にそれぞれ示すとおりである。

過去 5 年間(平成 29 年度～令和 3 年度)における一酸化炭素濃度の年平均値は、0.3～0.4ppm となっており、横ばいの傾向を示している。

令和 3 年度の測定結果では、日平均値が 10ppm を超えた日はなく、8 時間値が 20ppm を超えた回数も 0 回となっており、短期的評価で環境基準及び吹田市の環境目標(目標値は環境基準と同値)を達成している。また、日平均値の 2%除外値は 0.6ppm となっており、長期的評価でも環境基準及び吹田市の環境目標(目標値は環境基準と同値)を達成している。

表 4.2.66 一酸化炭素濃度の年平均値の経年変化(平成 29 年度～令和 3 年度)

(単位: ppm)

測定局	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
吹田簡易裁判所局	0.3	0.4	0.4	0.4	0.3

出典:「環境監視 大気について(令和 3 年度)」(吹田市ホームページ)

表 4.2.67 一酸化炭素濃度の測定結果(令和 3 年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値の最高値	日平均値が 10ppm を超えた日数とその割合		8 時間値が 20ppm を超えた回数とその割合		日平均値の 2%除外値	日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続したものの有無	環境基準及び目標値の長期的評価による日平均値が 10ppm を超えた日数
					日	%	回	%			
吹田簡易裁判所局	364	8,671	0.3	1.6	0	0.0	0	0.0	0.6	無	0

(注) 一酸化炭素による大気汚染の状態を環境基準及び目標値に照らして評価する方法としては、短期的評価と長期的評価がある。

- (1) 短期的評価 時間又は日について測定結果を環境基準及び目標値として定められた 8 時間値(20ppm 以下)又は日平均値(10ppm 以下)に個々に照らして評価する。
- (2) 長期的評価 年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、日平均値の 2%除外値(年間の日平均値のうち、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値)が 10ppm を超えず、かつ日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続しない場合、環境基準及び目標値を達成したと評価される。

出典:「環境監視 大気について(令和 3 年度)」(吹田市ホームページ)

(カ)光化学オキシダント

a光化学オキシダント

吹田市内の大気環境測定局における光化学オキシダント濃度の年平均値の経年変化は表 4.2.68 に、令和 3 年度の測定結果は表 4.2.69 にそれぞれ示すとおりである。

令和 3 年度の測定結果では、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数が、吹田市垂水局で 352 時間、吹田市北消防署局で 384 時間、吹田市高野台局で 332 時間となっており、全ての測定局において環境基準及び吹田市の環境目標(目標値は環境基準と同値)を達成していない。

表 4.2.68 光化学オキシダント濃度の年平均値の経年変化(平成 29 年度～令和 3 年度)

(単位: ppm)

測定局	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
吹田市垂水局	0.036	0.035	0.035	0.035	0.035
吹田市北消防署局	0.035	0.036	0.038	0.035	0.036
吹田市高野台局	—	0.030※	0.034	0.034	0.034

(※)平成 30 年 8 月に川園局を高野台に移設したことに伴い、両局の有効測定日は 250 日未満となり、測定結果は年平均値として取り扱いできないが、参考値として掲載している。

出典:「環境監視 大気について(令和 3 年度)」(吹田市ホームページ)

表 4.2.69 光化学オキシダント濃度の測定結果(令和 3 年度)

測定局	昼間 測定日数	昼間 測定時間	昼間の 1 時間値の 年平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた 日数と時間数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日 数と時間数		昼間の 1 時間 値の最 高値	昼間の日 最高 1 時 間値の年 平均値
	日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
吹田市垂水局	365	5,420	0.035	81	352	0	0	0.107	0.049
吹田市 北消防署局	365	5,418	0.036	86	384	0	0	0.106	0.050
吹田市高野台局	362	5,352	0.034	79	332	0	0	0.103	0.048

(注) 1. 昼間とは、5時から20時までの時間帯である。

2. 環境基準及び目標値は、昼間の 1 時間値が、0.06ppm 以下であること。

出典:「環境監視 大気について(令和 3 年度)」(吹田市ホームページ)

b非メタン炭化水素

吹田市内の大気環境測定局における非メタン炭化水素濃度の年平均値（午前6時～9時）の経年変化は表 4.2.70 に、令和3年度の測定結果は表 4.2.71 にそれぞれ示すとおりである。

過去5年間（平成29年度～令和3年度）における非メタン炭化水素濃度の年平均値（午前6時～9時）は、0.09～0.19ppmC となっており、やや減少傾向を示している。

令和3年度の測定結果では、午前6～9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数が、吹田市北消防署局で2日、吹田簡易裁判所局で19日となっており、全ての測定局において吹田市の環境目標（午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること）を達成していない。

表 4.2.70 非メタン炭化水素濃度の年平均値（午前6時～9時）の経年変化（平成29年度～令和3年度）

（単位：ppmC）

測定局	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
吹田市北消防署局	0.12	0.10	0.10	0.09	0.09
吹田簡易裁判所局	0.19	0.18	0.17	0.15	0.15

出典：「環境監視 大気について（令和3年度）」（吹田市ホームページ）

表 4.2.71 非メタン炭化水素濃度の測定結果（令和3年度）

測定局	測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時測定日数	6～9時3時間平均値（ppmC）		6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	
					最高値	最低値	日	%	日	%
吹田市北消防署局	8,602	0.08	0.09	363	0.44	0.01	13	3.6	2	0.6
吹田簡易裁判所局	8,591	0.13	0.15	363	0.54	0.03	73	20.1	19	5.2

（注）指針値：非メタン炭化水素濃度の午前6時～9時までの3時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること。

但し、3時間のうち1時間でも欠測があると、評価の対象としない。

出典：「環境監視 大気について（令和3年度）」（吹田市ホームページ）

(キ)有害大気汚染物質

令和3年度は、吹田市北消防署局（一般環境大気測定局）及び吹田簡易裁判所局（自動車排出ガス測定局）において、有害大気汚染物質である21物質の測定が行われている。このうち、環境基準及び吹田市の環境目標が定められている4項目（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）については、全ての測定局において環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成している。

出典：「環境監視 大気について（令和3年度）」（吹田市ホームページ）

(ク)ダイオキシン類

令和3年度は、吹田市北消防署局（一般環境大気測定局）及び吹田簡易裁判所局（自動車排出ガス測定局）において、大気中のダイオキシン類濃度の測定が行われており、全ての測定局において環境基準及び吹田市の環境目標を達成している。

出典：「環境監視 大気について（令和3年度）」（吹田市ホームページ）

イ 発生源の状況

吹田市における「大気汚染防止法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づくばい煙等の発生工場・事業場及び施設数は、表4.2.72及び表4.2.73に示すとおりである。

表 4.2.72 大気汚染防止法に基づく工場・事業場及び施設数（令和2年度）

	ばい煙	一般粉じん	特定粉じん	揮発性有機化合物	工場・事業場実数
工場数	15 (78)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	16
事業場数	108 (365)	0 (0)	0 (0)	1 (3)	108
計	123 (443)	1 (2)	0 (0)	1 (3)	124

(注) () 内は施設数。

出典：「すいたの環境（吹田市環境白書）令和3年版（2021年版） 資料編」

（令和3年（2021年）12月、吹田市）

表 4.2.73 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく工場・事業場及び施設数（令和2年度）

	ばいじん	有害物質	揮発性 有機化合物	一般粉じん	特定粉じん	工場・事業 場実数
工場数	2 (9)	7 (24)	6 (96)	9 (41)	0 (0)	13
事業場数	1 (1)	6 (9)	32 (99)	0 (0)	0 (0)	38
計	3 (10)	13 (33)	38 (195)	9 (41)	0 (0)	51

（注）（ ）内は施設数。

出典：「すいたの環境（吹田市環境白書）令和3年版（2021年版） 資料編」
（令和3年（2021年）12月、吹田市）

ウ 公害苦情の状況

吹田市の大気汚染に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は、表 4.2.74 に示すとおりであり、令和2年度は苦情受付件数が35件、処理件数が30件である。

表 4.2.74 大気汚染に係る公害苦情件数の推移

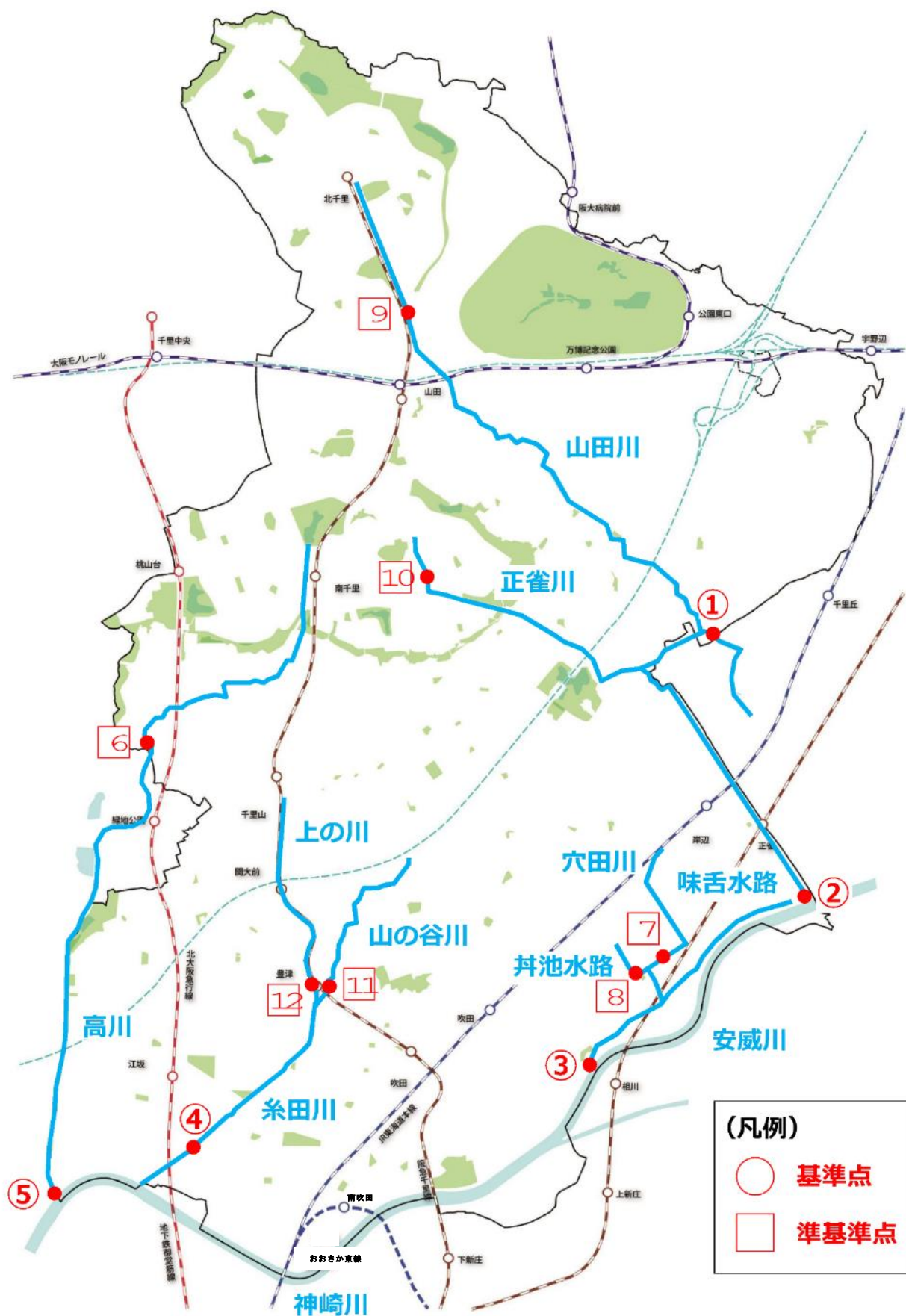
	苦情受付件数（件）	処理件数（件）
平成28年度	27	25
平成29年度	33	24
平成30年度	43	38
令和元年度	36	30
令和2年度	35	30

（注） 過年度からの繰越件数を含む。

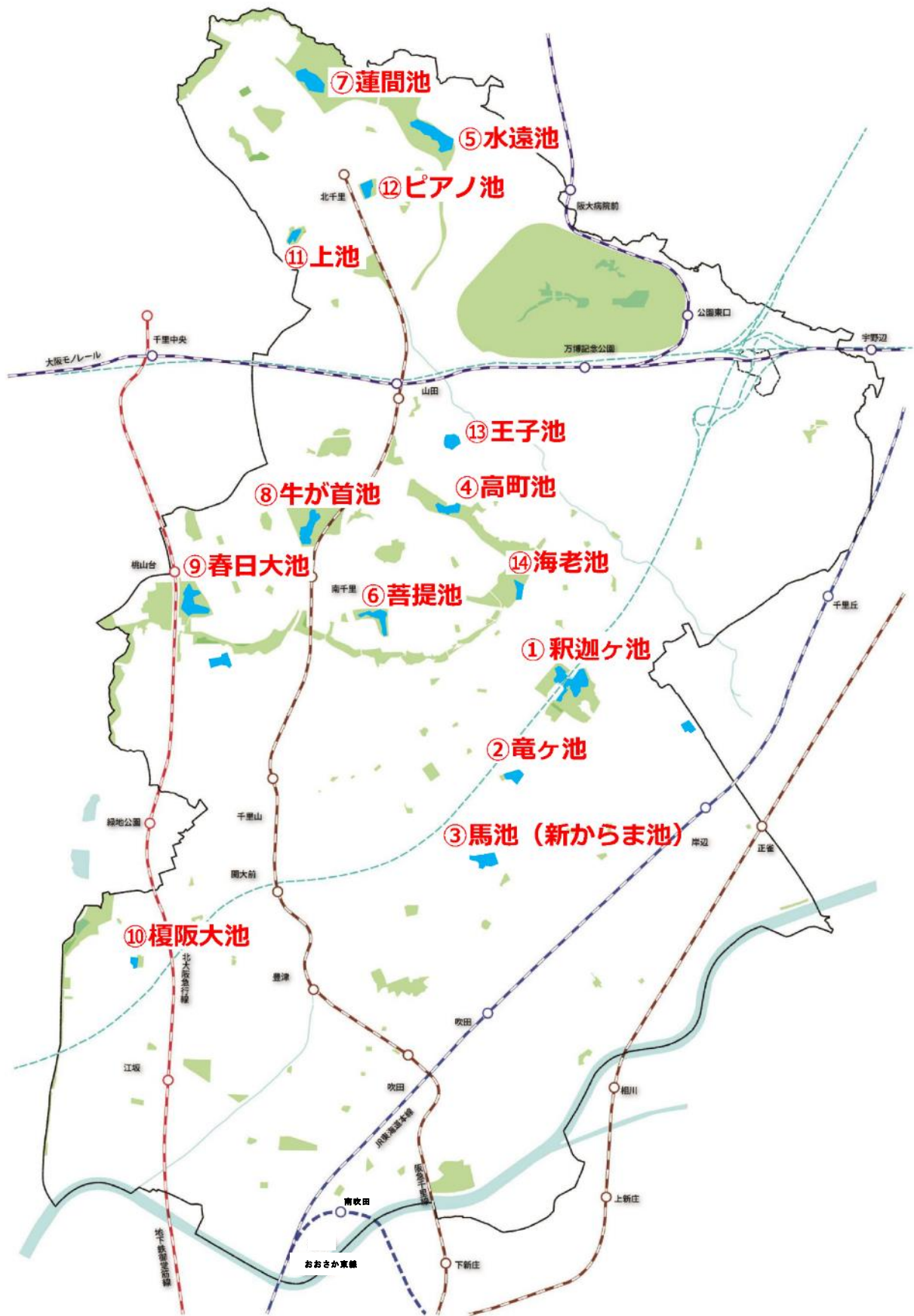
出典：「吹田市統計書 令和3年（2021年）版」（令和4年（2022年）3月、吹田市）
「すいたの環境（吹田市環境白書）令和3年版（2021年版） 資料編」
（令和3年（2021年）12月、吹田市）

(2) 水質汚濁

吹田市では、市内の河川・水路、ため池及び地下水の水質汚濁の現況を把握するため、定期的に水質調査を行っている。河川・水路及びため池の調査地点の位置は、図 4.2.13 及び図 4.2.14 に示すとおりである。



出典：「河川・水路測定地点位置図」（吹田市ホームページ）をもとに作成
 図 4.2.13 河川・水路の水質調査地点



出典：「ため池測定地点位置図」（吹田市ホームページ）をもとに作成

図 4.2.14 ため池の水質調査地点

ア 公共用水域の測定結果

(ア) 人の健康に係る項目

令和3年度の健康項目の測定結果は、全ての調査地点（基準点5地点）で環境基準及び吹田市の環境目標を達成している（出典：環境監視 河川・水路の水質について（令和3年度）（吹田市ホームページ））。

(イ) 生活環境に係る項目

河川・水路（12地点）における吹田市の環境目標の達成率の推移は、表 4.2.75 に示すとおりである。

令和2年度の環境目標達成率は、水素イオン濃度が25.0%、生物化学的酸素要求量が100%、浮遊物質量が100%、溶存酸素量が100%である。

表 4.2.75 河川・水路における環境目標達成率の推移

(単位：%)

項目 年度	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	測定地点 数
平成28年度	35.4	91.7	100	100	12
平成29年度	31.3	95.8	100	100	12
平成30年度	31.3	100	100	100	12
令和元年度	20.8	97.9	100	100	12
令和2年度	25.0	100	100	100	12

出典：「すいたの環境（吹田市環境白書）令和3年版（2021年版） 資料編」

（令和3年（2021年）12月、吹田市）

(ウ) 特殊項目

特殊項目については、吹田市第3次環境基本計画において吹田市の環境目標を定めており、その対象水域は安威川下流及び神崎川としている。

「令和2年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（令和4年3月、大阪府）によると、令和2年度の吹田市域及びその周辺水域における特殊項目の調査結果は、表 4.2.76 に示すとおりであり、吹田市内の安威川下流の新京阪橋および大阪市域の神崎川の新三国橋における特殊項目の調査結果は吹田市の環境目標を達成している。

さらに、その他の河川については、吹田市の環境目標は設定していないものの、基準点5地点で調査を行っている。令和3年度の特特殊項目の調査結果は表 4.2.77 に示すとおりであり、吹田市の目標値と比べてもこれを下回っている。

表 4.2.76 安威川下流及び神崎川における特殊項目の測定結果（令和2年度）

項目	安威川 (新京阪橋)	神崎川 (新三国橋)	目標値
ノルマルヘキサン抽出物質（油分等）	N. D	N. D	検出されないこと
フェノール類	<0.005	<0.005	0.01mg/L 以下
銅	<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下
溶解性 鉄	0.10	0.10	1.0mg/L 以下
溶解性マンガン	0.05	0.04	1.0mg/L 以下
全クロム	<0.03	<0.03	1.0mg/L 以下
陰イオン界面活性剤	0.01	0.02	0.5mg/L 以下
アンモニア性窒素	0.82	0.91	1.0mg/L 以下
硝酸性窒素	3.2	2.0	—
亜硝酸性窒素	0.15	0.10	—
りん酸性りん	0.22	0.17	—

（注）1. 測定結果は、年間平均値である。

2. 目標値は、吹田市の環境目標として安威川下流及び神崎川を対象水域として定めている。

3. 神崎川については吹田市内の調査地点がないため、吹田市に隣接する大阪市内の神崎川（新三国橋）の測定値を参考として記載している。

出典：「令和2年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（令和4年3月、大阪府）

表 4.2.77 基準点5地点における特殊項目の測定結果（令和3年度）

（単位：mg/L）

項目	山田川 (市域境界)	正雀川 (流末)	味舌水路 (流末)	糸田川 (流末)	高川 (流末)	目標値
ノルマルヘキサン抽出物質（油分等）	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと
フェノール類	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L 以下
銅	<0.005	<0.005	0.009	0.006	<0.005	0.05mg/L 以下
溶解性 鉄	0.19	<0.08	<0.08	<0.08	0.10	1.0mg/L 以下
溶解性マンガン	<0.01	0.01	0.01	<0.01	<0.01	1.0mg/L 以下
全クロム	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	1.0mg/L 以下
陰イオン界面活性剤	0.04	0.23	0.02	0.05	0.02	0.5mg/L 以下
アンモニア性窒素	0.04	0.04	0.21	<0.04	<0.04	1.0mg/L 以下
硝酸性窒素	0.08	9.2	1.4	1.8	<0.04	—
亜硝酸性窒素	<0.04	0.36	0.05	0.19	<0.04	—
りん酸性りん	0.008	0.34	0.095	0.024	0.005	—

（注）1. 測定結果は、年間平均値である。

2. 目標値は、吹田市の環境目標として安威川下流及び神崎川を対象水域として定めており、基準点5地点については吹田市の環境目標は設定していないが参考として記載している。

出典：「環境監視 河川・水路の水質について（令和3年度）」（吹田市ホームページ）

（エ）ダイオキシン類

令和3年度は河川・水質調査地点の基準点5地点においてダイオキシン類濃度の測定が行われており、全ての調査地点で環境基準及び吹田市の環境目標を達成している（出典：環境監視 ダイオキシン類について（令和3年度）（吹田市ホームページ））。

イ ため池の現況

(ア) 人の健康に係る項目

令和3年度の健康項目の測定結果は、全ての調査地点（7地点）で吹田市の環境目標を達成している（出典：環境監視 河川・水路の水質について（令和3年度）（吹田市ホームページ））。

(イ) 生活環境に係る項目

ため池（14地点）における吹田市の環境目標の達成率の推移は、表 4.2.78 に示すとおりである。

令和2年度の環境目標達成率は、水素イオン濃度が65.5%、化学的酸素要求量が70.9%、浮遊物質量が98.2%、溶存酸素量が92.7%、全窒素が90.9%、全りんが94.5%である。

表 4.2.78 ため池における環境目標達成率の推移

（単位：％）

項目 年度	水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	全窒素 (T-N)	全りん (T-P)
平成28年度	76.8	73.2	96.4	96.4	92.9	92.9
平成29年度	74.5	65.5	94.5	98.2	92.7	90.9
平成30年度	83.3	81.5	98.1	90.7	92.6	92.6
令和元年度	66.7	53.7	96.3	96.3	77.8	90.7
令和2年度	65.5	70.9	98.2	92.7	90.9	94.5

出典：「すいたの環境（吹田市環境白書）令和3年版（2021年版） 資料編」

（令和3年（2021年）12月、吹田市）

ウ 地下水の現況

吹田市では、市域の全体的な地下水の水質の状況を把握するために、市内10カ所の井戸において概況調査を行っている。令和3年度の測定結果は全ての井戸で吹田市の環境目標を達成している（出典：環境監視 河川・水路の水質について（令和3年度）（吹田市ホームページ））。

エ 発生源の状況

吹田市における「水質汚濁防止法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく業種別特定（届出）工場・事業場数は、表 4.2.79 に示すとおりであり、水質汚濁防止法対象が86カ所、瀬戸内海環境保全特別措置法対象が7カ所、府条例対象が2カ所である。

表 4.2.79 特定（届出）工場・事業場数（令和2年度）

業種		瀬戸内海 環境保全 特別措置法	水質汚濁 防止法	大阪府生活環 境の保全等 に関する条例	計	規制対象 工場・事 業場数
製 造 業	食料品製造業	3	1	1	5	3
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1	1		2	2
	化学工業		3	1	4	3
	皮革業		1		1	
	窯業・土石製品製造業					
	非鉄金属製造業		2 (1)		2	1
	金属製造業		1		1	1
	製造業一般		1		1	1
	小計	4	10 (1)	2	16	11
そ の 他	洗たく業		11 (6)		11	6
	自動式車両洗浄施設		29 (26)		29	
	旅館業	1 (1)	1 (1)		2	
	試験・研究機関		18 (8)		18	16
	し尿処理施設	1 (1)			1	1
	下水道終末処理施設		2		2	2
	病院		6 (2)		6	6
	その他	1	6 (3)		7	5
	小計	3 (2)	73 (46)		76	36
指定地域特定施設			3 (2)		3	
合計		7 (2)	86 (49)	2	95	47

(注) 1. 指定地域特定施設とは処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽をいう。

2. () は分流式下水道接続事業所数で内数である。

出典：「すいたの環境（吹田市環境白書）令和3年版（2021年版） 資料編」

（令和3年（2021年）12月、吹田市）

オ 公害苦情の状況

吹田市の水質汚濁に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は、表 4.2.80 に示すとおりであり、令和2年度は苦情受付件数が1件である。

表 4.2.80 水質汚濁に係る公害苦情件数の推移

	苦情受付件数（件）	処理件数（件）
平成28年度	4	3
平成29年度	2	1
平成30年度	1	—
令和元年度	2	1
令和2年度	1	—

(注) 過年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 令和3年（2021年）版」（令和4年（2022年）3月、吹田市）

「すいたの環境（吹田市環境白書）令和3年版（2021年版） 資料編」

（令和3年（2021年）12月、吹田市）

(3) 騒音

ア 環境騒音

吹田市では、騒音規制法及び吹田市第3次環境基本計画に基づき、地域の環境騒音を把握するため、5ヵ年かけて市内50地点の一般地域（道路に面しない地域）の騒音の調査を行っている。

令和3年度における測定値について、吹田市が独自に設定している環境目標（昼間が午前7時から午後9時までの間、夜間が午後9時から翌日の午前7時までの間とした時間の区分での目標値）との適合状況は、表4.2.81に示すとおりである。令和3年度では、市内50地点のうち43地点で昼間・夜間ともに吹田市が独自に設定している環境目標を達成している。地域の類型別にみると、A地域及びB地域では昼間・夜間ともに適合率が80%以上であるが、C地域では夜間の適合率が86%であり、昼間の100%と比較して低くなっている。全域では、1日の適合率は86%である。

また、環境基準値と同値の環境目標との適合状況は、表4.2.82に示すとおりである。令和3年度では、市内50地点のうち45地点で昼間・夜間ともに環境目標を達成している。地域の類型別にみると、A地域では昼間・夜間ともに適合率が94%程度と高くなっているが、B地域では昼間・夜間ともに適合率が82%程度である。C地点では夜間の適合率が86%であり、昼間の100%と比較して低くなっている。また、全域では、1日の適合率は90%である。

表 4.2.81 環境騒音に係る吹田市が独自に設定している環境目標との適合状況

地域の類型	用途地域	調査地点数	適合していた調査地点数					
			昼間 7:00～ 21:00	適合率 (%)	夜間 21:00～ 7:00	適合率 (%)	一日	適合率 (%)
A	第1種低層住居専用 地域	7	7	100	7	100	7	100
	第1・2種中高層住居 専用地域	25	23	92	21	84	21	84
	小計	32	30	94	28	88	28	88
B	第1種住居地域	10	9	90	9	90	9	90
	第2種住居地域	1	0	0	0	0	0	0
	小計	11	9	82	9	82	9	82
C	近隣商業地域	2	2	100	1	50	1	50
	商業地域	1	1	100	1	100	1	100
	準工業地域	3	3	100	3	100	3	100
	工業地域	1	1	100	1	100	1	100
	小計	7	7	100	6	86	6	86
合計		50	46	92	43	86	43	86

(注) 平成30年度から調査方法を見直し、5年間で1回、吹田全市域の調査を行うこととしたため、当該年度末調査分は前年度までのデータを用いている。

出典:「環境監視 一般地域（道路に面しない地域）の環境騒音について」（吹田市ホームページ）

表 4.2.82 環境騒音に係る環境基準値と同値の環境目標との適合状況

地域の 類型	用途地域	調査 地点 数	適合していた調査地点数					
			昼 間 6 : 00～ 22 : 00	適合率 (%)	夜 間 22 : 00～ 6 : 00	適合率 (%)	一日	適合率 (%)
A	第1種低層住居専用 地域	7	7	100	7	100	7	100
	第1・2種中高層住居 専用地域	25	23	92	23	92	23	92
	小 計	32	30	94	30	94	30	94
B	第1種住居地域	10	9	90	9	90	9	90
	第2種住居地域	1	0	0	0	0	0	0
	小 計	11	9	82	9	82	9	82
C	近隣商業地域	2	2	100	1	50	1	50
	商業地域	1	1	100	1	100	1	100
	準工業地域	3	3	100	3	100	3	100
	工業地域	1	1	100	1	100	1	100
	小 計	7	7	100	6	86	6	86
合 計		50	46	92	45	90	45	90

(注) 平成30年度から調査方法を見直し、5年間で1回、吹田全市域の調査を行うこととしたため、当該年度未調査分は前年度までのデータを用いている。

出典：「環境監視 一般地域（道路に面しない地域）の環境騒音について」（吹田市ホームページ）

イ 道路交通騒音

吹田市では、騒音規制法及び吹田市第3次環境基本計画に基づき、道路交通騒音の影響を把握するため、5ヵ年かけて市内の高速道路、府道などの19路線（32地点）の騒音の調査を行っている。

令和3年度における測定値について、吹田市の環境目標との適合状況は、表4.2.83に示すとおりであり、24地点で昼間・夜間ともに環境目標を達成している。

表 4.2.83 道路交通騒音に係る環境目標適合状況

道路の種類	調査路線数	調査地点数	適合していた調査地点数		
			昼 間 6 : 00～22 : 00	夜 間 22 : 00～6 : 00	一日
名神高速道路	1	3	3	3	3
中国自動車道	1	3	3	3	3
近畿自動車道	1	1	1	0	0
国道	2	8	5	2	2
府道	12	15	14	15	14
市道	2	2	2	2	2
計	19	32	28	25	24

(注) 1. 幹線交通を担う道路に近接する空間の特例を適用する調査対象は、19路線（32地点）である。
2. 幹線交通を担う道路に近接する空間の特例を適用する場合の環境目標は、以下のとおりである。

昼間 70 デシベル、夜間 65 デシベル

出典：「環境監視 道路に面する地域の騒音（道路交通騒音）について」（吹田市ホームページ）

ウ 発生源の状況

令和2年度の吹田市における「騒音規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定（届出）工場・事業場数は、騒音規制法対象が249カ所、府条例対象が310カ所である（出典：すいたの環境 令和3年版（2021年版）（令和3年（2021年）12月、吹田市））。

エ 公害苦情の状況

吹田市の騒音に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は、表4.2.84に示すとおりであり、令和2年度は苦情受付件数が126件、処理件数が87件である。

表 4.2.84 騒音に係る公害苦情件数の推移

	苦情受付件数（件）	処理件数（件）
平成28年度	107	58
平成29年度	126	85
平成30年度	128	81
令和元年度	103	53
令和2年度	126	87

（注） 過年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 令和3年（2021年）版」（令和4年（2022年）3月、吹田市）
「すいたの環境（吹田市環境白書）令和3年版（2021年版） 資料編」
（令和3年（2021年）12月、吹田市）

(4) 振 動

ア 発生源の状況

令和2年度の吹田市における「振動規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定（届出）工場・事業場数は、振動規制法対象が90カ所、府条例対象が14カ所である（出典：すいたの環境 令和3年版（2021年版）（令和3年（2021年）12月、吹田市））。

イ 公害苦情の状況

吹田市の振動に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は、表4.2.85に示すとおりであり、令和2年度は苦情受付件数が25件、処理件数が21件である。

表 4.2.85 振動に係る公害苦情件数の推移

	苦情受付件数（件）	処理件数（件）
平成 28 年度	14	6
平成 29 年度	17	12
平成 30 年度	27	16
令和元年度	23	10
令和 2 年度	25	21

（注） 過年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 令和 3 年（2021 年）版」（令和 4 年（2022 年）3 月、吹田市）
 「すいたの環境（吹田市環境白書）令和 3 年版（2021 年版） 資料編」
 （令和 3 年（2021 年）12 月、吹田市）

(5) 悪 臭

吹田市の悪臭に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は、表 4.2.86 に示すとおりであり、令和 2 年度は苦情受付件数が 10 件、処理件数が 7 件である。

表 4.2.86 悪臭に係る公害苦情件数の推移

	苦情受付件数（件）	処理件数（件）
平成 28 年度	13	8
平成 29 年度	10	6
平成 30 年度	14	12
令和元年度	5	1
令和 2 年度	10	7

（注） 過年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 令和 3 年（2021 年）版」（令和 4 年（2022 年）3 月、吹田市）
 「すいたの環境（吹田市環境白書）令和 3 年版（2021 年版） 資料編」
 （令和 3 年（2021 年）12 月、吹田市）

(6) 地盤沈下

吹田市内では、地盤沈下の状況を把握するための水準測量を行っている。吹田市内に設置された水準点における平成 21 年度から平成 27 年度の水準測量による地盤高さ（東京湾の平均海面からの高さ）は、表 4.2.87 に示すとおりである。

岸部中 3 丁目及び泉町 1 丁目における平成 24 年度の地盤高さは、平成 21 年度に比べて、それぞれ-5.4 mm、-10.8 mm変動している。岸部中 1 丁目及び高浜町における平成 27 年度の地盤高さは、平成 21 年度に比べて、それぞれ+9.6 mm、+19.0 mm変動している。

表 4.2.87 水準測量による地盤高さ

(単位：m)

測定地点 (水準点)	地盤高さ		
	平成 21 年度	平成 24 年度	平成 27 年度
岸部中 3 丁目 ¹⁾	12.4915	12.4861	—
泉町 1 丁目 ¹⁾	3.8739	3.8631	—
岸部中 1 丁目 ²⁾	13.6410	13.6342	13.6506
高浜町 ²⁾	5.7742	5.7742	5.7932

(注) 1. 大阪府が設置・測量している水準点である。平成 25 年度以降、水準測量は実施されていない。

2. 国土地理院が設置・測量している水準点である。

出典：＜平成 21 年度、平成 24 年度のデータ＞ 吹田市内における水準測量結果（大阪府事業所指導課資料）

＜平成 27 年度のデータ＞ 平成 27 年度水準測量観測成果表（国土地理院資料）

(7) 日照障害、電波障害

吹田市では、高さが 10m を超える中高層建築物は日照障害や電波障害など周辺住民に与える影響が大きいことから、「中高層建築物の日照障害等の指導要領」により、建築主に対して、あらかじめその影響を調査し、近隣関係住民へ説明するとともに、できる限りその軽減に努めるよう指導している。

日照障害については、建築基準法の日影規制対象外地域（工業地域を除く）を含めた地域についての日影図を作成し、発生する範囲を事前に把握し、近隣住民に説明するとともに、できる限りその軽減をする。電波障害については、周辺への影響が認められる場合には、近隣住民に説明するとともに対策を実施する。

中高層建築物の建築に係る事前協議件数の推移は、表 4.2.88 に示すとおりである。

表 4.2.88 中高層建築物の建築に係る事前協議件数

年 度	件 数 (件)	内 訳			
		共同住宅	事務所ビル	戸建住宅	その他
平成 28 年度	48	33	2	1	12
平成 29 年度	60	44	3	2	11
平成 30 年度	55	40	5	0	10
令和元年度	55	37	6	0	12
令和 2 年度	55	37	2	2	14

出典：「すいたの環境（吹田市環境白書）令和 3 年版（2021 年版） 資料編」
（令和 3 年（2021 年）12 月、吹田市）

(8) 動植物

ア 動物

動物については、「すいたの自然 2021」（令和 4 年（2022 年）3 月、吹田市）の北千里区域、青山台 3～4 丁目、藤白台 3 丁目の調査結果を整理した。事業計画地及びその周辺における動物の分布情報は、表 4.2.89～表 4.2.99 に示すとおりである。

事業計画地内は、林や草地等の植生が分布しておらず、動物の生息に適する環境は分布していない。また、事業計画地周辺についても、一部樹木の植栽等がみられるが、動物の生息に適する環境は分布していない。

表 4.2.89 すいたの自然 2021 による北千里地域の分布情報（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	北千里区域	青山台3~4丁目	藤白台3丁目
1	コウモリ目(翼手目)	キクガシラコウモリ科	キクガシラコウモリ	○		
2		ヒナコウモリ科	アブラコウモリ	○		
3		ヒナコウモリ科	ヒナコウモリ	○		
4		ヒナコウモリ科	ユビナガコウモリ	○		
5		オヒキコウモリ科	オヒキコウモリ	○		
6	ネズミ目(齧歯目)	ネズミ科	ネズミ科の一種	○		
7	ネコ目(食肉目)	アライグマ科	アライグマ	○		
8		イヌ科	ホンドタヌキ	○	○	
9		イタチ科	ホンドテン	○		
10		イタチ科	チョウセンイタチ	○		
11		イタチ科	イタチ属の一種	○		
12		ジャコウネコ科	ハクビシン	○		

(注) 調査範囲：北千里区域、青山台3~4丁目、藤白台3丁目

出典：「すいたの自然 2021」（令和4年（2022年）3月、吹田市）

表 4.2.90 すいたの自然 2021 による北千里地域の分布情報（両生類・爬虫類）

No.	目名	科名	種名	北千里区域	青山台3~4丁目	藤白台3丁目
1	無尾目	アカガエル科	ウシガエル	○		
2	カメ目	ヌマガメ科	ミシシippアカミガメ	○		
3	有鱗目	ヤモリ科	ニホンヤモリ	○		
4		トカゲ科	ニホントカゲ	○		
5		カナヘビ科	ニホンカナヘビ	○		

(注) 調査範囲：北千里区域、青山台3~4丁目、藤白台3丁目

出典：「すいたの自然 2021」（令和4年（2022年）3月、吹田市）

表 4.2.91 すいたの自然 2021 による北千里地域の分布情報（魚類）

No.	目名	科名	種名	北千里区域
1	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	○
2	コイ目	コイ科	コイ(型不明)	○
3			ゲンゴロウブナ	○
4			フナ属の一種	○
5			モツゴ	○
6			ドジョウ科	ドジョウ属の一種
7	ダツ目	メダカ科	ミナメダカ	○
8	スズキ目	サンフィッシュ科	ブルーギル	○
9			オオクチバス属の一種	○
10			ハゼ科	ヨシノボリ属の一種

出典：「すいたの自然 2021」（令和4年（2022年）3月、吹田市）

表 4.2.92 すいたの自然 2021 による北千里地域の分布情報（鳥類）

No.	目名	科名	種名	北千里区域	青山台3～4丁目	藤白台3丁目
1	カモ目	カモ科	オカヨシガモ	○		
2			ヒドリガモ	○		
3			カルガモ	○		○
4			コガモ	○		
5			ホシハジロ	○		
6			キンクロハジロ	○		
7	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	○		
8	ハト目	ハト科	キジバト	○	○	○
9	カツオドリ目	ウ科	カワウ	○		
10	ペリカン目	サギ科	ゴイサギ	○		
11			アオサギ	○		
12			ダイサギ	○		
13			コサギ	○		
14	ツル目	クイナ科	バン	○		
15			オオバン	○		
16	カッコウ目	カッコウ科	ホトギス	○		
17	アマツバメ目	アマツバメ科	アマツバメ	○		
18	チドリ目	チドリ科	ケリ	○	○	
19	タカ目	タカ科	ハイタカ	○		
20			ノスリ		○	
21	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	○		
22	キツツキ目	キツツキ科	コゲラ	○	○	
23	スズメ目	モズ科	モズ	○	○	
24		カラス科	ハシボソガラス	○		○
25			ハシブトガラス	○	○	○
26		シジュウカラ科	ヤマガラ	○		
27			シジュウカラ	○	○	○
28		ツバメ科	ツバメ	○		
29		ヒヨドリ科	ヒヨドリ	○	○	○
30		ウグイス科	ウグイス	○	○	
31		エナガ科	エナガ	○		
32		ムシクイ科	エゾムシクイ	○		
33			センダイムシクイ	○		
34		メジロ科	メジロ	○		
35		ムクドリ科	ムクドリ	○	○	
36		ヒタキ科	トラツグミ	○		
37			シロハラ	○		
38			ツグミ	○		
39			ルリビタキ	○		
40			ジョウビタキ	○		
41			イノヒヨドリ	○		
42			キビタキ	○		
43		スズメ科	スズメ	○	○	○
44		セキレイ科	キセキレイ	○		○
45			ハクセキレイ	○		○
46	ピンズイ		○			
47	アトリ科	カワラヒワ	○			
48		ウソ	○			
49		イカル	○			
50	ホオジロ科	ホオジロ	○			
51		アオジ	○			
52	ハト目	ハト科	ドバト	○		○

(注) 調査範囲：北千里区域、青山台 3～4 丁目、藤白台 3 丁目

出典：「すいたの自然 2021」（令和 4 年（2022 年）3 月、吹田市）

表 4.2.93 すいたの自然 2021 による北千里地域の分布情報（昆虫類 1）

No.	目名	科名	種名	北千里区域	青山台3~4丁目	藤白台3丁目
1	トンボ目(蜻蛉目)	アオイトトンボ科	アオイトトンボ	○		
2		イトトンボ科	アジアイトトンボ	○		
3			アオモンイトトンボ	○		
4			クロイトトンボ	○		
5			セスジイトトンボ	○		
6		モノサシトンボ科	モノサシトンボ	○		
7		ヤンマ科	ギンヤンマ	○		
8			カトリヤンマ	○		
9		サナエトンボ科	タイワンウチワヤンマ	○		
10			コオニヤンマ	○		
11			ウチワヤンマ	○		
12		エゾトンボ科	オオヤマトンボ	○		
13		トンボ科	ショウジョウトンボ	○		
14			コフキトンボ	○		
15			シオカラトンボ	○		
16			オオシオカラトンボ	○		○
17			ウスバキトンボ	○		
18			コシアキトンボ	○	○	○
19			チョウトンボ	○	○	
20			コノシメトンボ	○		
21			キトンボ	○		
22			アキアカネ	○		
23			リスアカネ	○		
24		タイリクアカネ	○			
25	ゴキブリ目(網翅目)	オオゴキブリ科	オオゴキブリ	○		
26		チャバネゴキブリ科	モリチャバネゴキブリ	○		○
27		チャバネゴキブリ科	ヒメクロゴキブリ	○		
28		ミノガシラシロアリ科	ヤマトシロアリ	○		
29	カジリムシ目	—	チャタテ虫目の一種	○	○	
30	ハサミムシ目(革翅目)	マルムネハサミムシ科	ヒゲジロハサミムシ	○		
31	バッタ目(直翅目)	ツユムシ科	ツユムシ		○	
32			ヒメクダマキモドキ	○		
33		キリギリス科	ホシササキリ	○	○	○
34			ササキリ	○		
35			クビキリギリス	○		
36			ニシキリギリス	○		○
37		アマツムシ科	アオアマツムシ	○		
38		コロロギ科	ハラオカメコロロギ	○	○	○
39			エンマコロロギ	○	○	○
40			ツツレサセコロロギ	○	○	
41			コロロギ科の一種	○		
42		カネタタキ科	カネタタキ	○	○	○
43		ヒバリモドキ科	マダラスズ	○		
44			シバズ	○	○	
45			キアシヒバリモドキ	○		
46		バッタ科	ショウリョウバッタ	○	○	
47			ヒナバッタ	○	○	
48			ショウリョウウバッタモドキ	○		
49			イボバッタ	○		
50		イナゴ科	ツチイナゴ	○		
51	オンブバッタ科	オンブバッタ	○	○	○	
52		アカハネオンブバッタ	○	○	○	
53	ヒシバッタ科	ハネナガヒシバッタ	○			
54		ハラヒシバッタ	○	○		
55	ナナフシ目(竹節虫目)	ナナフシ科	ナナフシモドキ	○		
56	カメムシ目(半翅目)	キジラミ科	クワキジラミ	○		
57			ヤツデキジラミ近似種	○		
58		アブラムシ科	エノキワタアブラムシ		○	
59			クリオオアブラムシ		○	
60			セイトカアワダチソウヒゲナガアブラムシ	○		○
61			アブラムシ科の一種	○		
62		ワタフキカイガラムシ科	オオワラジカイガラムシ	○		
63		コガシラウシカ科	コガシラウシカ科の一種	○		
64		ヒシウンカ科	ヒシウンカ科の一種			○
65		テングスケバ科	ツマグロスケバ	○		
66		アオバハゴロモ科	アオバハゴロモ	○		
67		ハゴロモ科	アミガサハゴロモ(外来種:和名無し)	○		
68		セミ科	クマゼミ	○	○	○
69			アブラゼミ	○		
70	ツクツクボウシ		○			

(注) 調査範囲：北千里区域、青山台3~4丁目、藤白台3丁目

出典：「すいたの自然 2021」（令和4年（2022年）3月、吹田市）

表 4.2.94 すいたの自然 2021 による北千里地域の分布情報（昆虫類 2）

No.	目名	科名	種名	北千里区域	青山台3~4丁目	藤白台3丁目
71	カメムシ目(半翅目)	セミ科	ニイニイゼミ	○	○	
72		アワフキムシ科	シロオビアワフキ	○		
73			モンキアワフキ	○		
74		コガシラアワフキムシ科	コガシラアワフキ	○		
75		トゲアワフキムシ科	ムネアカアワフキ	○	○	○
76		ヨコバイ科	ツマグロオオヨコバイ	○		
77			オオヨコバイ	○		
78			Pagaronia属の一種	○	○	○
79			ヒメヨコバイ亜科の一種	○		
80			ヨコバイ科の一種	○	○	
81		サンガメ科	ヨコヅナサンガメ	○	○	
82			アカサシガメ	○		
83			ビロウドサンガメ	○		
84			カモドキサンガメ	○		
85			シマサンガメ	○		
86			ヤニサンガメ	○		
87		グンバイムシ科	アワダチソウグンバイ	○	○	○
88			ヤブガラシグンバイ	○		
89			ナシグンバイ	○	○	○
90			ツツジグンバイ	○	○	
91			ヒメグンバイ	○		
92		ハナカメムシ科	ツヤヒメハナカメムシ	○		
93			ナミヒメハナカメムシ	○		
94		カスミカメムシ科	ツマグロハギカスミカメ	○		
95			シダカスミカメ類の一種	○		
96			ケブカキベリナガカスミカメ	○		
97			ダルマカメムシ	○		
98			キアシクロホソカスミカメ	○		
99			ヨモギヒョウタンカスミカメ	○		
100			トビカスミカメ属の一種	○		
101			ウスモンミドリカスミカメ	○		
102			カスミカメムシ科の一種	○		
103		マキバサシガメ科	マキバサシガメ類の一種		○	
104		ヒラタカメムシ科	トビイロオオヒラタカメムシ	○		
105		オオホシカメムシ科	オオホシカメムシ	○	○	
106		ホシカメムシ科	クロホシカメムシ	○		
107		ホソヘリカメムシ科	クモヘリカメムシ		○	
108			ホソヘリカメムシ	○	○	
109		ヘリカメムシ科	ホオズキカメムシ	○		
110			ホソハリカメムシ	○		
111			ホシハラビロヘリカメムシ	○	○	○
112			ツマキヘリカメムシ	○		
113		ヒメヘリカメムシ科	スカシヒメヘリカメムシ		○	
114			アカヒメヘリカメムシ		○	
115		イトカメムシ科	イトカメムシ	○	○	○
116		ナガカメムシ科	オオメナガカメムシ	○		
117			サビヒョウタンナガカメムシ	○		
118			クロツヤナガカメムシ	○		
119			ホソコバネナガカメムシ	○		
120			オオモンシロナガカメムシ	○		
121			チャイロナガカメムシ	○		
122			ヒメナガカメムシ	○	○	○
123			ヒゲナガカメムシ	○	○	○
124			クロスジヒゲナガカメムシ	○		
125			スコットヒョウタンナガカメムシ	○		
126			コバネヒョウタンナガカメムシ	○		
127		メダカナガカメムシ科	メダカナガカメムシ	○		
128		ツノカメムシ科	エサキモンキツノカメムシ	○		
129		ツチカメムシ科	ツチカメムシ	○		
130		カメムシ科	シロヘリカメムシ	○		
131			ウシカメムシ		○	
132			キマダラカメムシ	○	○	○
133			シラホシカメムシ	○		
134			ツヤアオカメムシ	○		○
135			クサギカメムシ	○	○	
136			チャバネアオカメムシ	○	○	
137		マルカメムシ科	タデマルカメムシ			○
138			マルカメムシ	○	○	○
139		アメンボ科	アメンボ	○		
140			コセアカアメンボ	○		

(注) 調査範囲：北千里区域、青山台3~4丁目、藤白台3丁目

出典：「すいたの自然 2021」（令和4年（2022年）3月、吹田市）

表 4.2.95 すいたの自然 2021 による北千里地域の分布情報（昆虫類 3）

No.	目名	科名	種名	北千里区域	青山台3~4丁目	藤白台3丁目	
141	カメムシ目(半翅目)	アメンボ科	ヒメアメンボ	○			
142	ラクダムシ目	ラクダムシ科	ラクダムシ	○			
143	アミメカゲロウ目(脈翅目)	ヒメカゲロウ科	キバナヒメカゲロウ	○			
144			ホソバヒメカゲロウ	○			
145			ミドリヒメカゲロウ	○			
146			ヒメカゲロウ科の一種	○			
147			トビケラ目(毛翅目)	—	トビケラ目の一種	○	
148	チョウ目(鱗翅目)	ヒゲナガガ科	クロハネシロヒゲナガ	○			
149		マダラガ科	ホタルガ	○			
150		セセリチョウ科	イチモンジセセリ				○
151			チャバナセセリ			○	
152		シジミチョウ科	ルリシジミ			○	
153			クロマダラソテツシジミ			○	
154			ウラギンシジミ		○		
155			ツバメシジミ		○		○
156			ウラナシジミ		○		○
157			ベニシジミ		○		○
158			ヤマトシジミ本土亜種		○	○	○
159		タテハチョウ科	ツマグロヒョウモン	○	○	○	
160			ゴマダラチョウ本土亜種			○	
161		チョウ目(鱗翅目)	タテハチョウ科	ヒカゲチョウ	○		
162				テングチョウ日本本土亜種	○		
163				アサマイチモンジ	○		
164	クロコノマチョウ			○			
165	ヒメジャノメ			○			
166	サトキマダラヒカゲ			○			
167	ホシミスジ					○	
168	キタテハ				○		
169	ヒメアカタテハ				○		○
170	アカタテハ				○		
171	ヒメウラナミジャノメ				○		○
172	アゲハチョウ科			アオスジアゲハ	○		
173				モンキアゲハ	○		
174			クロアゲハ本土亜種	○			
175			アゲハ	○		○	○
176	シロチョウ科		モンキチョウ		○		
177			キタキチョウ	○		○	
178			モンシロチョウ	○		○	
179	ソトガ科		シロモンノメイガ			○	
180			シロマダラノメイガ	○			
181			ツトガ科の一種	○			
182	シャクガ科	ツマジロエダシャク			○		
183		ウチムラサキヒメエダシャク	○				
184		フタヤマエダシャク	○				
185	スズメガ科	オオスカシバ	○				
186	シャチホコガ科	モンクロギンシャチホコ	○				
187	ヤガ科	アカフヤガ	○				
188		オオウンモンクチバ	○				
189		ヤガ科の一種	○				
190	ハエ目(双翅目)	シギアブ科	キアシキンシギアブ	○		○	
191		ヒメガガンボ科	ヒメガガンボ科の一種	○			
192		ガガンボ科	ホリカワクシヒゲガガンボ	○			
193		クロバネキノコバエ科	クロバネキノコバエ科の一種	○			
194		キノコバエ科	キノコバエ科の一種	○			
195		カ科	ヒトスジシマカ	○	○	○	
196		ユスリカ科	オオユスリカ近似種	○			
197			ユスリカ科の一種	○	○	○	
198		コガシラアブ科	セダカコガシラアブ	○			
199		ミズアブ科	ネグロミズアブ	○			
200			アメリカミズアブ	○			
201			ハラキンミズアブ			○	
202		ムシヒキアブ科	ウスグロムシヒキ	○			
203			ナミマカリケムシヒキ	○			
204			シオヤアブ	○	○		○
205		ツリアブ科	ピロウドツリアブ	○			
206			クロバネツリアブ	○			
207			ハラボソツリアブ類の一種	○			
208		アシナガバエ科	マダラアシナガバエ	○			
209			アシナガバエ科の一種	○		○	
210		ハナアブ科	ハラナガハナアブ属の一種	○			

(注) 調査範囲：北千里区域、青山台3~4丁目、藤白台3丁目

出典：「すいたの自然 2021」（令和4年（2022年）3月、吹田市）

表 4.2.96 すいたの自然 2021 による北千里地域の分布情報（昆虫類 4）

No.	目名	科名	種名	北千里区域	青山台3~4丁目	藤白台3丁目	
211	ハエ目(双翅目)	ハナアブ科	ホソヒラタアブ	○		○	
212			キゴシハナアブ	○			
213			アシプトハナアブ	○			
214			オオハナアブ	○			
215			ミナミヒメヒラタアブ				○
216			ホソヒメヒラタアブ	○			○
217			ハナアブ科の一種	○			
218		ショウジョウウバエ科	ショウジョウウバエ科の一種	○			
219		ヤチバエ科	ヒゲナガヤチバエ		○		
220		クロバエ科	オオクロバエ	○		○	
221			キンバエ属の一種	○			
222			ツマグロキンバエ	○			
223			クロバエ科の一種	○			
224		イエバエ科	イエバエ科の一種	○			
225		ニクバエ科	ニクバエ科の一種	○			
226		—	ハエ亜目の一種	○	○	○	
227		—	ハエ目の一種	○	○	○	
228	コウチュウ目(鞘翅目)	オサムシ科	チビゴモクムシ類の一種	○			
229			マルガタゴミムシ	○			
230			ハギキノゴミムシ	○			
231			コヨツボシアトキリゴミムシ	○			
232			クビボソゴミムシ	○			
233			ウスアカカログモクムシ	○			
234			オオクロツヤヒラタゴミムシ	○			
235			ナガヒラタムシ科	ナガヒラタムシ	○		
236		エンマムシ科	コエンマムシ	○			
237		タマキノコムシ科	ヒメタマキノコムシ	○			
238		シデムシ科	オオヒラタシデムシ	○			
239		ハネカクシ科	ヤマトデオキノコムシ	○			
240			ケシデオキノコムシ属の一種	○			
241		ハネカクシ科	メダカハネカクシ属の一種	○			
242			旧ハネカクシ科の一種	○			
243		マルハナミ科	チビマルハナミ属の一種	○			
244		ムネアカセンチコガネ科	ムネアカセンチコガネ	○			
245		クワガタムシ科	ネプトクワガタ本土亜種	○			
246			チビクワガタ	○			
247		コガネムシ科	アオドウガネ	○	○	○	
248			スジコガネ	○			
249			ヒメカンショコガネ	○			
250			ナミハナムグリ	○			
251			セマダラコガネ	○			
252			コアオハナムグリ	○			
253			ハラゲビロウドコガネ	○			
254			コブマルエンマコガネ			○	
255			マメコガネ	○			
256			キョウトアオハナムグリ	○			
257			シロテンハナムグリ	○			
258			カナブン	○			
259			カブトムシ	○			
260		ヒラタドロムシ科	マルヒラタドロムシ			○	
261		タマムシ科	ヒシモンナガタマムシ	○			
262			アサギナガタマムシ	○			
263			タマムシ	○			
264			クズノチビタマムシ	○		○	
265			コウゾチビタマムシ			○	
266			ヤノナミガタチビタマムシ	○			
267			コムツキムシ科	サビキコリ	○	○	
268		ホソサビキコリ		○			
269		ツシマヒメサビキコリ				○	
270		キバネホソコムツキ		○			
271		ムラサキヒメカネコムツキ		○			
272		クロクシコムツキ		○		○	
273		ヒラタクシコムツキ		○			
274		ジョウカイボン科	クロヒメクビボソジョウカイ	○			
275	クビボソジョウカイ属の一種		○				
276	セボシジョウカイ		○	○	○		
277	ペニボタル科	クロハナボタル	○				
278	カツオブシムシ科	ヒメマルカツオブシムシ	○	○			
279	シバンムシ科	ヒメホコリタケシバンムシ		○			
280		ツツガタシバンムシ		○			

(注) 調査範囲：北千里区域、青山台 3~4 丁目、藤白台 3 丁目

出典：「すいたの自然 2021」（令和 4 年（2022 年）3 月、吹田市）

表 4.2.97 すいたの自然 2021 による北千里地域の分布情報（昆虫類 5）

No.	目名	科名	種名	北千里区域	青山台3~4丁目	藤白台3丁目
281	コウチュウ目(鞘翅目)	ジョウカイモドキ科	ヒロオビジョウカイモドキ	○	○	
282			ツマキアオジョウカイモドキ	○		
283		ツツキノコムシ科	ミツアナツツキノコムシ	○		
284			ツツキノコムシ科の一種	○		
285		テントウムシ科	ムーアシロホシテントウ	○		
286			ヒメアカホシテントウ		○	○
287			ナナホシテントウ	○	○	
288			フタモンクロテントウ		○	
289			ナミテントウ	○		
290			キイロテントウ	○	○	
291			ダンダラテントウ	○	○	
292			セズジヒメテントウ		○	
293			ヨツボシテントウ	○		
294			モンクチビルテントウ	○		
295			ヒメカメノコテントウ	○	○	
296			ハレヤヒメテントウ		○	
297			クモガタテントウ	○	○	
298			ムネハラアカクロテントウ	○	○	
299			オニヒメテントウ		○	
300			ムネアカオオクロテントウ		○	
301			クロヘリヒメテントウ	○	○	
302			カワムラヒメテントウ	○		
303			コクロヒメテントウ	○	○	
304			クロツヤテントウ	○	○	
305		ハダニクロヒメテントウ		○	○	
306		キスイムシ科	ウスバキスイ	○		
307		オオキノコムシ科	ルリオオキノコムシ	○		
308			アカハバビロオオキノコムシ	○		
309		コムツキモドキ科	ヒメムクゲオオキノコ	○		
310		ヒメマキムシ科	ニセクロオビゲシマキムシ	○		
311			ヒメマキムシ			○
312		ケシキスイ科	モンチビヒラタケシキスイ	○		
313			クロヒラタケシキスイ	○		
314			キペリチビケシキスイ	○		
315			ヒメアカマダラケシキスイ	○		
316	クロモンカケシキスイ		○			
317	マルキマダラケシキスイ		○			
318	アリモドキ科	ホソクビアリモドキ	○			
319	ホソカタムシ科	ノコギリホソカタムシ	○			
320	ニセクビボソムシ科	マダラニセクビボソムシ	○			
321	ニセクビボソムシ科	ヤマトニセクビボソムシ	○			
322	ハナノミ科	ヒメハナノミ族の一種	○	○		
323	チビキカワムシ科	ツヤチビキカワムシ	○			
324	ハナノミダマシ科	クロフナガタハナノミ	○			
325	ゴミムシダマシ科	ゴモクムシダマシ	○		○	
326		クリイロクチキムシ		○		
327		ホンドトビイロクチキムシ	○	○		
328		ヒメナガニジゴミムシダマシ	○			
329		ルリゴミムシダマシ	○			
330		オオメキバネハムシダマシ	○			
331		ヒゲトゴミムシダマシ	○			
332		クロキノゴミムシダマシ	○			
333		クロツヤキノゴミムシダマシ	○			
334		ベニモンキノゴミムシダマシ	○			
335		ニホンキマワリ本土亜種	○			
336		クロツヤキマワリ	○			
337		サトユミアシゴミムシダマシ	○			
338		モトヨツコブエグリゴミムシダマシ	○			
339		ホンドクロオオクチキムシ	○			
340		ナミクチキムシ	○			
341		カミキリムシ科	アトモンマルケシカミキリ	○		
342			ナカバヤシモモトカミキリ	○		
343			キクスイカミキリ	○		○
344			ノコギリカミキリ	○		
345	アトモンサビカミキリ		○			
346	アカハナカミキリ		○			
347	ハムシ科	アカガネサルハムシ	○			
348		ツブノミハムシ	○			
349		ヘリグロテントウノミハムシ		○		
350		ウリハムシ	○			

(注) 調査範囲：北千里区域、青山台 3~4 丁目、藤白台 3 丁目

出典：「すいたの自然 2021」（令和 4 年（2022 年）3 月、吹田市）

表 4.2.98 すいたの自然 2021 による北千里地域の分布情報（昆虫類 6）

No.	目名	科名	種名	北千里区域	青山台3~4丁目	藤白台3丁目	
351	コウチュウ目(鞘翅目)	ハムシ科	クロウリハムシ	○			
352			アオバナサルハムシ	○	○		
353			ヨモギハムシ	○			
354			ヒトミハメサルハムシ	○	○	○	
355			バラリツツハムシ	○	○	○	
356			キボシツツハムシ	○			
357			クロボシツツハムシ	○			
358			カサハラハムシ			○	
359			クワハムシ	○			
360			ジュンサイハムシ	○			
361			コガタリハムシ	○			
362			キバナマルノミハムシ	○			
363			ドウガネサルハムシ	○			
364			クロオビカサハラハムシ	○			
365			キベリクビボソハムシ	○			
366			クロボシトビハムシ	○			
367			アカガネチビサルハムシ	○		○	
368			ルリマルノミハムシ	○		○	
369			ドウガネツキハムシ	○			
370			ムネアカキバナサルハムシ	○			
371			マルキバナサルハムシ	○			
372			ダイコンナガスネトビハムシ			○	
373			ニレハムシ	○			
374			キイロナガツツハムシ	○			
375			キカサハラハムシ	○			
376			ヒゲナガゾウムシ科	イボタロウヒゲナガゾウムシ	○		○
377				キノコヒゲナガゾウムシ	○		
378				クロホシメナガヒゲナガゾウムシ	○		
379			ホソクチゾウムシ科	ケブカホソクチゾウムシ		○	
380			オトシブミ科	ヒメクロオトシブミ	○		
381				クロケシツブチョッキリ		○	
382				ハイイロチョッキリ	○		
383				チビイクビチョッキリ	○		
384				アシナガオトシブミ			○
385				ウメチョッキリ属の一種	○		
386				ゾウムシ科	トゲアシクチブトゾウムシ	○	
387			イチゴハナゾウムシ		○		
388	ジュウジチビシギゾウムシ	○					
389	コゲチャツツゾウムシ	○					
390	ニセコナラシギゾウムシ	○					
391	コナラシギゾウムシ	○					
392	イヌビロシギゾウムシ	○					
393	コフキゾウムシ	○			○		
394	ゴボウゾウムシ	○			○		
395	コカシワクチブトゾウムシ	○					
396	ツツジトゲムネサルノウムシ	○	○		○		
397	カシワクチブトゾウムシ	○					
398	アカアシノミゾウムシ	○	○				
399	オジロアシナガゾウムシ	○					
400	オオクチブトゾウムシ	○	○				
401	ゾウムシ科	クスアアナキゾウムシ	○				
402		スグリゾウムシ	○	○	○		
403		ヒレルクチブトゾウムシ		○			
404		アカナガクチカクシゾウムシ	○				
405		マツクチブトキクイゾウムシ	○				
406		ハイイロタマゾウムシ	○				
407		ヒメゾウムシ亜科の一種			○		
408		ゾウムシ亜科の一種	○				
409	オサゾウムシ科	キクイサビゾウムシ	○				
410		オオゾウムシ	○		○		
411	チビゾウムシ科	ヒシチビゾウムシ	○				
412		キクイムシ科の一種	○				
413	ハチ目(膜翅目)	ミフシハバチ科	アカスジチュウレンジ	○			
414			ルリチュウレンジ	○	○	○	
415		マツハバチ科	マツハバチ科の一種	○			
416			ハバチ科	セグロカブラハバチ	○		
417		ハバチ科の一種		○			
418		ヒメバチ科	ヒメバチ科の一種	○	○		
419		コマユバチ科	コマユバチ科の一種	○			
420		アシブトコバチ科	キアシブトコバチ		○		

(注) 調査範囲：北千里区域、青山台 3~4 丁目、藤白台 3 丁目

出典：「すいたの自然 2021」（令和 4 年（2022 年）3 月、吹田市）

表 4.2.99 すいたの自然 2021 による北千里地域の分布情報（昆虫類 7）

No.	目名	科名	種名	北千里区域	青山台3~4丁目	藤白台3丁目	
421	ハチ目(膜翅目)	アシトコバチ科	アシトコバチ科の一種	○			
422		アリ科	ヤマトシナガアリ	○			
423			オオハリアリ	○			
424			クロオオアリ	○	○	○	
425			ヨツボシオオアリ				○
426			ウメマツオオアリ	○	○		
427			ハリトシリアゲアリ	○	○	○	
428			キイロシリアゲアリ	○			
429			テラニシリアゲアリ	○			
430			ハヤシクロヤマアリ	○			
431			クロヤマアリ	○	○		
432			トビイロケアリ	○			○
433			カワラケアリ	○			
434			アメイロアリ	○			
435			ヒゲナガアメイロアリ				○
436			アズマオオズアリ	○			
437			オオズアリ	○			
438			アミアリ	○			
439			ムネボンアリ	○			
440			トビイロシワアリ	○			○
441			ウメマツアリ	○			
442			アリ科の一種	○			
443			スズメバチ科	オオフトアオビドロバチ 本土亜種	○		
444				スズメバチ	○		
445				キアシナガバチ 本土亜種	○		
446				コガタスズメバチ	○		
447				オオスズメバチ	○	○	
448			キイロスズメバチ	○			
449			アリバチ科	トゲムネアリバチ	○		
450			コツチバチ科	コツチバチ科の一種		○	
451		ツチバチ科	ヒメハラナガツチバチ 本土亜種	○	○		
452			オオハラナガツチバチ	○		○	
453			キンケハラナガツチバチ	○	○		
454	ギンギバチ科	イワタギンギバチ	○	○			
455	ドロバチモドキ科	キアシハナダカバチモドキ	○				
456	アナバチ科	ヤマトルリジガバチ			○		
457	ミツバチ科	セイヨウミツバチ	○				
458		キオビツヤハナバチ	○				
459		シロスジヒゲナガハナバチ	○				
460		ギンランキマダラハナバチ		○			
461		キムネクマバチ	○				
462	コハナバチ科	コハナバチ科の一種	○				
463	—	ハチ亜目の一種	○	○	○		

(注) 調査範囲：北千里区域、青山台 3~4 丁目、藤白台 3 丁目

出典：「すいたの自然 2021」（令和 4 年（2022 年）3 月、吹田市）

イ 植 物

植物については、「すいたの自然 2021」（令和 4 年（2022 年）3 月、吹田市）の北千里区域、青山台 3～4 丁目、藤白台 3 丁目の調査結果を整理した。事業計画地及びその周辺における植物の分布情報は、表 4.2.100～表 4.2.103 に示すとおりである。

また、すいたの自然 2021 及び環境省のホームページより事業計画地周辺の植生図を整理した（図 4.2.15 及び図 4.2.16）。すいたの自然 2021 では、事業計画地内に一部「植栽地」が図化されている以外は植生無しとなっており、環境省の植生図では「市街地」と図化されているなど、事業計画地内には動植物の生息・生育環境となる植生は分布していない。また、事業計画地周辺についても、一部樹木の植栽等がみられるが、動植物の生息・生育に適する環境は分布していない。

表 4.2.100 すいたの自然 2021 による北千里地域の分布情報（植物 1）

No.	分類科	種名	北千里 区域	青山台 3~4丁目	藤白台 3丁目	No.	分類科	種名	北千里 区域	青山台 3~4丁目	藤白台 3丁目
1	トクサ科	スギナ	○	○	○	81	アヤメ科	キショウブ	○		
2	ハナヤスリ科	フユノハナワラビ	○			82		ニワゼキショウ	○	○	
3	ゼンマイ科	ゼンマイ	○			83		オオニワゼキショウ	○		
4	ウラボシ科	ウラボシ	○			84		セツカニワゼキショウ	○		
5	カニクサ科	カニクサ	○	○	○	85		アヤメ科の一種			○
6	ホングウシダ科	ホランソブ	○			86	ススキノキ科	ヤブカンゾウ	○		
7	コバノイシカガマ科	イワヒメワラビ	○			87	ヒガンバナ科	アガバシサス	○	○	
8		ワラビ	○	○	○	88		ノビル	○	○	
9	イノモトソウ科	ホウライシダ			○	89		ニラ	○	○	○
10		オオバノイノモトソウ	○			90		ヒガンバナ	○		
11		イノモトソウ	○		○	91		スイセン		○	
12	チャセンシダ科	トラノオシダ	○			92		タマズダレ	○		
13	ヒメシダ科	ゲジゲジシダ	○			93	クサスギカズラ科	ハラン	○	○	
14		ホシダ	○			94		ツルボ	○	○	
15		コハシゴシダ	○			95		ヒメヤブラン	○	○	
16		イヌクホシダ	○			96		ヤブラン	○		
17		ハシゴシダ	○			97		ノシラン	○		
18		ミソシダ	○		○	98		ジャノヒゲ	○		
19	シンガシラ科	シンガシラ	○			99		オオアマナ		○	
20	メンダ科	イヌワラビ	○			100		フイリアマドコロ		○	
21		シケシダ	○			101		キチジョウソウ	○		
22	オシダ科	オニヤブソテツ	○			102		オモト	○		
23		ヤブソテツ	○			103		アツバキミガヨラン		○	
24		ヤマイタチシダ	○			104	ヤシ科	フェニックス	○		
25		サイコクベニシダ	○			105		シユロ	○	○	
26		ベニシダ	○			106		ヤシ科の一種	○		
27		オオイトタチシダ	○			107	ツユクサ科	ツユクサ	○		○
28		オオベニシダ	○			108		ノハカタカラクサ	○		
29		オクマワラビ	○			109		ミドリハカタカラクサ	○		
30		アスカイノデ	○			110		ムラサキツユクサ		○	
31		イノデ	○			111	カンナ科	ハナカンナ	○		
32	ウラボシ科	マメツタ	○			112	ショウガ科	ウコン	○		
33		ノキシノブ	○	○		113		ミョウガ	○		
34		ヒトツバ	○			114	ガマ科	ヒメガマ	○		
35	ソテツ科	ソテツ	○			115	イグサ科	ヒメコウガイゼキショウ		○	
36	イチョウウ科	イチョウウ	○			116		コウガイゼキショウ		○	
37	マツ科	ヒマラヤスギ	○			117		ホソイ	○	○	
38		アカマツ	○			118		クサイ	○		○
39		ダイオウマツ		○		119		スズメノヤリ	○	○	
40		クロマツ	○			120	カヤツリグサ科	クロカワズスゲ		○	
41	マキ科	イスマキ	○			121		マスクサ	○	○	○
42	ヒノキ科	ヒノキ	○			122		ナキリスゲ	○		
43		スギ	○			123		アオスゲ		○	
44		コウウザン	○			124		タチスゲ		○	
45		イトスギ属の一種	○			125		ゴウソ		○	
46		カイツカイバキ	○			126		シバスゲ		○	
47		ネズミサシ属の一種	○			127		ヒメゴウソ		○	
48		メタセコイア	○			128		ヒメモエギスゲ		○	
49		ヌマスギ	○			129		アゼスゲ		○	
50		コノテガシワ	○			130		モエギスゲ	○	○	
51	センリョウ科	センリョウ	○			131		スゲ属の一種		○	
52	トクダミ科	トクダミ	○	○	○	132		チャガヤツリ			
53	ウマノスズクサ科	ウマノスズクサ	○			133		ヒメクグ	○	○	
54	モクレン科	ユリノキ	○			134		クグガヤツリ			○
55		ハクモクレン	○			135		イヌクグ	○		○
56		コブシ	○	○		136		ホソミキンガヤツリ	○		
57		モクレン属の一種	○			137		刈ケンガヤツリ	○		○
58	クスノキ科	クスノキ	○	○		138		アゼガヤツリ		○	
59		ヤブニッケイ	○			139		コゴメガヤツリ			○
60		タブノキ	○			140		カヤツリグサ	○	○	
61	サトイモ科	カラスビシャク	○			141		ハマスゲ			○
62		サトイモ科の一種	○			142		ノテンツキ		○	
63	キンコウカ科	ソクシンラン		○		143		テンツキ	○		
64	ヤマノイモ科	ヤマノイモ	○			144		ヒデリコ	○		
65		ナガイモ	○			145		ヤマイ	○	○	
66		カエデドコロ	○			146		テンツキ属の一種		○	
67		オニドコロ	○			147	イネ科	ヤマヌカボ		○	
68	イヌサフラン科	チゴユリ	○			148		コヌカグサ	○		
69	サルトリイバラ科	サルトリイバラ	○			149		ヌカススキ	○	○	
70	ユリ科	タカサゴユリ	○		○	150		ハナヌカススキ		○	
71		ササユリ	○			151		ヒメヌカススキ		○	
72		オニユリ	○			152		刈ケンカルカヤ	○	○	○
73		ホトトギス	○			153		ハルガヤ	○	○	
74		チュウリップ		○		154		コブナグサ			○
75	ラン科	シラン		○		155		トダシバ		○	○
76		ギンラン	○			156		ホウライチク	○		
77		シュラン	○			157		コバンソウ	○	○	○
78		ヤマサギソウ		○		158		ヒメコバンソウ		○	
79		ネジバナ	○	○		159		イヌムギ	○		○
80	アヤメ科	ヒメヒオウギスイセン	○			160		ノガリヤス	○		

(注) 調査範囲：北千里区域、青山台3~4丁目、藤白台3丁目

出典：「すいたの自然 2021」（令和4年（2022年）3月、吹田市）

表 4.2.101 すいたの自然 2021 による北千里地域の分布情報（植物 2）

No.	分類科	種名	北千里 区域	青山台 3~4丁目	藤白台 3丁目	No.	分類科	種名	北千里 区域	青山台 3~4丁目	藤白台 3丁目	
161	イネ科	オガルカヤ		○		241	ブドウ科	ノブドウ	○			
162		ギョウギシバ	○		○	242		ヤブカラシ	○		○	
163		メヒシバ	○	○	○	243		ツタ	○			
164		コムシバ	○			244		エビヅル	○			
165		アキヒシバ	○			245		マメ科	ネムノキ	○		○
166		イヌビエ	○			246			イタチハギ	○	○	○
167		オヒシバ	○			247			ヤブマメ	○		
168		アオカモジグサ	○			248			ムレスズメ	○		
169		カモジグサ	○	○	○	249			アレチヌスビトハギ	○	○	○
170		スズメガヤ	○			250			ノアズキ	○	○	○
171		シナダレスズメガヤ		○		251			アメリカデゴ	○		
172		カゼクサ	○	○		252			トウコマツナギ	○		
173		トボシガラ	○			253			コマツナギ		○	○
174		オオウシノケグサ		○		254			マルバヤハズソウ	○	○	
175		ウシノシツベ	○			255			ヤハズソウ	○	○	
176		チガヤ	○	○	○	256			ヤマハギ	○		
177		チゴザサ		○		257		メドハギ	○			
178		ネズミムギ		○		258		マルバハギ	○			
179		ホソムギ	○			259		ネコハギ	○	○	○	
180		ネズミホソムギ	○		○	260		セイヨウミヤコグサ		○		
181		アンボソ	○			261		ミヤコグサ	○	○		
182		ヒメアシボソ	○			262		クズ	○	○	○	
183		オギ	○			263		タンキリマメ	○			
184		ススキ	○	○	○	264		ハリエンジュ	○			
185	コチヂミザサ	○			265	クララ		○				
186	クチヂミザサ	○			266	クスダマツメクサ		○				
187	ヌカキビ	○		○	267	コメツブツメクサ	○	○				
188	シマズメノヒエ	○		○	268	ムラサキツメクサ	○	○				
189	キシュウズメノヒエ	○			269	シロツメクサ	○	○	○			
190	アリアカズメノヒエ	○			270	スズメノエンドウ	○	○				
191	スズメノヒエ	○	○		271	ヤハズエンドウ		○				
192	チカラシバ	○	○	○	272	カスマグサ		○				
193	クサヨシ	○			273	ヤブツルアズキ	○					
194	ヨシ	○	○		274	フジ	○					
195	ホテイチク	○			275	ナツフジ	○	○				
196	モウソウチク	○			276	ヒメハギ		○				
197	ハチク	○			277	グミ科	ナツグミ	○				
198	マダケ	○			278		ナワシログミ	○				
199	ネザサ	○	○	○	279		アキグミ	○				
200	クネザサ	○	○		280		グミ属の一種		○			
201	ナガハグサ	○			281	ニレ科	アキニレ	○		○		
202	オオスズメノカタビラ	○			282	ケヤキ	○	○	○			
203	イネ科の一種	○			283	アサ科	ムクナギ	○				
204	ヒエガエリ	○		○	284	エノキ	○	○	○			
205	ハイヌメリグサ		○		285	クワ科	イヌビワ		○			
206	オニウシノケグサ	○		○	286	ヤマグワ	○		○			
207	アキノエノログサ	○			287	イラクサ科	カラムシ	○				
208	コツブキンエノコロ	○	○	○	288	コアカソ						
209	キンエノコロ	○	○		289	バラ科	キンミズヒキ	○	○			
210	エノログサ	○	○	○	290		イトザクラ	○				
211	ムラサキエノコロ	○			291		ヤマザクラ	○				
212	オカメザサ	○			292		カスミザクラ	○				
213	セイバンモロコシ	○		○	293		サトザクラ			○		
214	ネズミノオ	○		○	294		オオシマザクラ	○				
215	メグルカヤ	○	○	○	295		ソメイヨシノ	○	○	○		
216	ナギナタガヤ	○			296		サクラ属の一種		○			
217	シバ	○	○	○	297		ビワ	○				
218	ケン科	ナガシヒナゲン		○	298		ヤマブキ	○				
219	アケビ科	アケビ	○		299		イヌザクラ	○				
220		ミツバアケビ	○	○	300		ウワミズザクラ	○				
221		ゴヨウアケビ	○		301	カナメモチ	○					
222	ツツラフジ科	アオツツラフジ	○		302	オヘビイチゴ			○			
223	メギ科	ヒイラギナンテン	○		303	ヘビイチゴ	○					
224		ナンテン	○	○	304	ヤブヘビイチゴ	○					
225		オタフクナンテン	○		305	カマツカ	○					
226	キンボウゲ科	センニンソウ	○		306	ウメ	○					
227		クリスマスローズ属の一種	○		307	スモモ	○					
228		ケキツネノボタン	○		308	カリン	○					
229		ウマノアシガタ		○	309	タチバナモドキ	○					
230		ヤマキツネノボタン	○		310	トキワサンザシ	○					
231		ヒメズ	○	○	311	トキワサンザシ属の一種	○			○		
232	スズカケノキ科	スズカケノキ属の一種	○		312	シャリンバイ	○	○				
233	フウ科	フウ	○		313	テリハノイバラ	○					
234		モミジバフウ	○	○	314	ノイバラ	○	○	○			
235	マンサク科	マンサク	○		315	ミヤコイバラ		○				
236	ユズリハ科	ヒメユズリハ	○	○	316	フユイチゴ	○					
237	ペンケイソウ科	コモチマンネングサ	○	○	317	クサイチゴ	○			○		
238		ヨコハママンネングサ	○		318	ナワシロイチゴ	○			○		
239	アリハウグサ科	アリハウグサ	○		319	キイチゴ属の一種			○			
240	ブドウ科	キレハノブドウ	○	○	320	ワレモコウ	○	○	○			

（注）調査範囲：北千里区域、青山台 3~4 丁目、藤白台 3 丁目

出典：「すいたの自然 2021」（令和 4 年（2022 年）3 月、吹田市）

表 4.2.102 すいたの自然 2021 による北千里地域の分布情報（植物 3）

No.	分類科	種名	北千里 区域	青山台 3~4丁目	藤白台 3丁目	No.	分類科	種名	北千里 区域	青山台 3~4丁目	藤白台 3丁目
321	バラ科	ユキヤナギ	○	○	○	401	タデ科	オオイスタデ	○		
322	ブナ科	クリ	○			402		イヌタデ	○	○	○
323		ツブラジイ	○			403		ミノソバ	○		
324		スダジイ	○			404		スイバ	○		○
325		マデバシイ	○			405		ヒメスイバ		○	
326		クヌギ	○			406		アレチギンギシ	○		
327		アラカシ	○			407		ナガバギンギシ	○		
328		シラカシ	○			408		エゾノギンギシ	○		
329		ウバメガシ	○	○		409	ナデシコ科	ノミツツリ		○	
330		コナラ	○			410		オランダミナグサ		○	
331		アベマキ	○		○	411		シロバナマンテマ	○		
332	ヤマモモ科	ヤマモモ	○	○		412		ミドリハコベ	○		
333	クルミ科	シナサワグルミ	○			413	ヒユ科	イノコヅチ	○		
334	カバノキ科	ハンキ	○			414		ヒナダイノコヅチ	○		
335	ウリ科	アマチャヅル	○			415		イヌビユ	○		
336		カラスウリ	○			416		シロザ			○
337		キカラスウリ	○			417		アリタソウ	○		
338		スズメウリ	○			418	ヤマゴボウ科	ヨウシュヤマゴボウ	○		
339	ニシキギ科	マサキ	○	○		419		ハゼラン			○
340		マユミ	○			420	スベリヒユ科	スベリヒユ	○		○
341	カタバミ科	イモカタバミ	○			421	ミズキ科	ハナミズキ	○	○	
342		ハナカタバミ	○			422		トキワヤマボウシ		○	
343		カタバミ	○	○	○	423	アジサイ科	ウツギ	○		
344		ムラサキカタバミ	○		○	424		アジサイ	○		
345		オウタチカタバミ	○	○	○	425		ガクアジサイ	○		
346		エゾタチカタバミ	○			426	サカキ科	サカキ	○		
347	トウダイグサ科	エノキグサ	○	○	○	427		ハマヒサカキ	○		
348		コニシキノウ	○	○	○	428		ヒサカキ	○	○	
349		オオニシキノウ	○	○	○	429		モッコク	○		
350		アカメガシワ	○	○	○	430	カキノキ科	カキノキ	○		
351		ナンキンハゼ	○	○	○	431	サクラソウ科	マンリョウ	○	○	
352	トケイソウ科	トケイソウ	○			432		ヤブコウジ	○		
353	ヤナギ科	カリリナボブラ	○			433		オカトラノオ		○	
354		セイヨウハコヤナギ	○			434		ヌマトラノオ		○	
355		ヤマナラシ	○	○		435		コナスビ	○	○	○
356		シダレヤナギ	○			436	ツバキ科	サザンカ	○	○	
357		ヤナギ属の一種 sp.1	○			437		カンツバキ	○		
358	スミレ科	タチツボスミレ	○			438		チャノキ	○		
359		ヒメスミレ			○	439	ハイノキ科	クロバイ	○		
360		マルバースミレ	○			440	エゴノキ科	エゴノキ	○		
361		スミレ		○		441		ハクウンボク	○		
362		スミレ属の一種	○		○	442	マタタビ科	キウイフルーツ	○		
363	オトギリソウ科	オトギリソウ		○		443		マタタビ	○		
364		コケオトギリ		○		444	ツツジ科	ネジキ	○		
365		ビヨウヤナギ	○			445		アセビ	○		
366	フウソウ科	アマリカフウロ		○		446		サツキ		○	
367	ミノハギ科	サルスベリ	○	○		447		モチツツジ	○		
368		ザクロ	○			448		コバミツバツツジ			
369		ヒシ	○			449		オオムラサキ	○	○	○
370		オニビシ	○			450		シヤンキョウボ	○		
371	アカバナ科	メマツヨイグサ			○	451		ケアケシバ	○		
372		コマツヨイグサ	○		○	452		ナツハゼ	○		
373		ユウゲショウ	○		○	453		スノキ	○		
374		マツヨイグサ		○		454	アオキ科	アオキ	○		
375	フトモモ科	ブラシノキ		○		455	アカネ科	ヒメツバムグラ	○	○	○
376	ウルシ科	ヌルデ	○			456		ヤエムグラ	○	○	
377		ハゼノキ	○	○		457		ヨツバムグラ		○	
378		ヤマハゼ	○			458		カリラマツバ		○	○
379		ヤマウルシ	○			459		クチナシ	○		
380	ムクロジ科	ヤマモミジ	○			460		ツルアリオシ			
381		トウカエデ	○	○	○	461		ヘクソカズラ	○	○	○
382		トネリコバノカエデ	○			462		ハクチョウゲ	○		
383		イロハモミジ	○	○		463	リンドウ科	ハナハマセンブリ	○		
384	ミカン科	ミカン属の一種		○		464		フデリンドウ		○	
385		イヌザンショウ	○			465		イヌセンブリ		○	
386	ニガキ科	ニワウルシ	○	○	○	466	マチン科	アイナエ		○	
387	センダン科	センダン	○		○	467	キョウチクトウ科	イケマ	○		
388	アオイ科	アオギリ	○			468		ガガイモ	○	○	
389		ムクゲ	○	○		469		キョウチクトウ	○	○	○
390	アブラナ科	アキノタネツケバナ	○			470		テリカズラ	○		
391		カラクサナズナ	○			471		ツルニチニチソウ	○		
392		ヒメムラサキハナナ		○		472		コカモメツル		○	
393		マメグンバイナズナ			○	473		スズサイコ		○	
394		イヌガラシ	○			474	ヒルガオ科	コヒルガオ			○
395	ビャクダン科	カナビクソウ	○	○	○	475		ヒルガオ	○		
396	タデ科	イタドリ	○			476		アオイゴケ	○		
397		ヒメツルソバ			○	477		マルバルコウ	○		
398		ミズヒキ	○			478	ナス科	クコ	○		
399		ヤナギタデ	○			479		イヌホオズキ	○		○
400		シロバナサクラタデ	○			480	ムラサキ科	ハナイバナ		○	

(注) 調査範囲：北千里区域、青山台3~4丁目、藤白台3丁目

出典：「すいたの自然 2021」（令和4年（2022年）3月、吹田市）

表 4.2.103 すいたの自然 2021 による北千里地域の分布情報（植物 4）

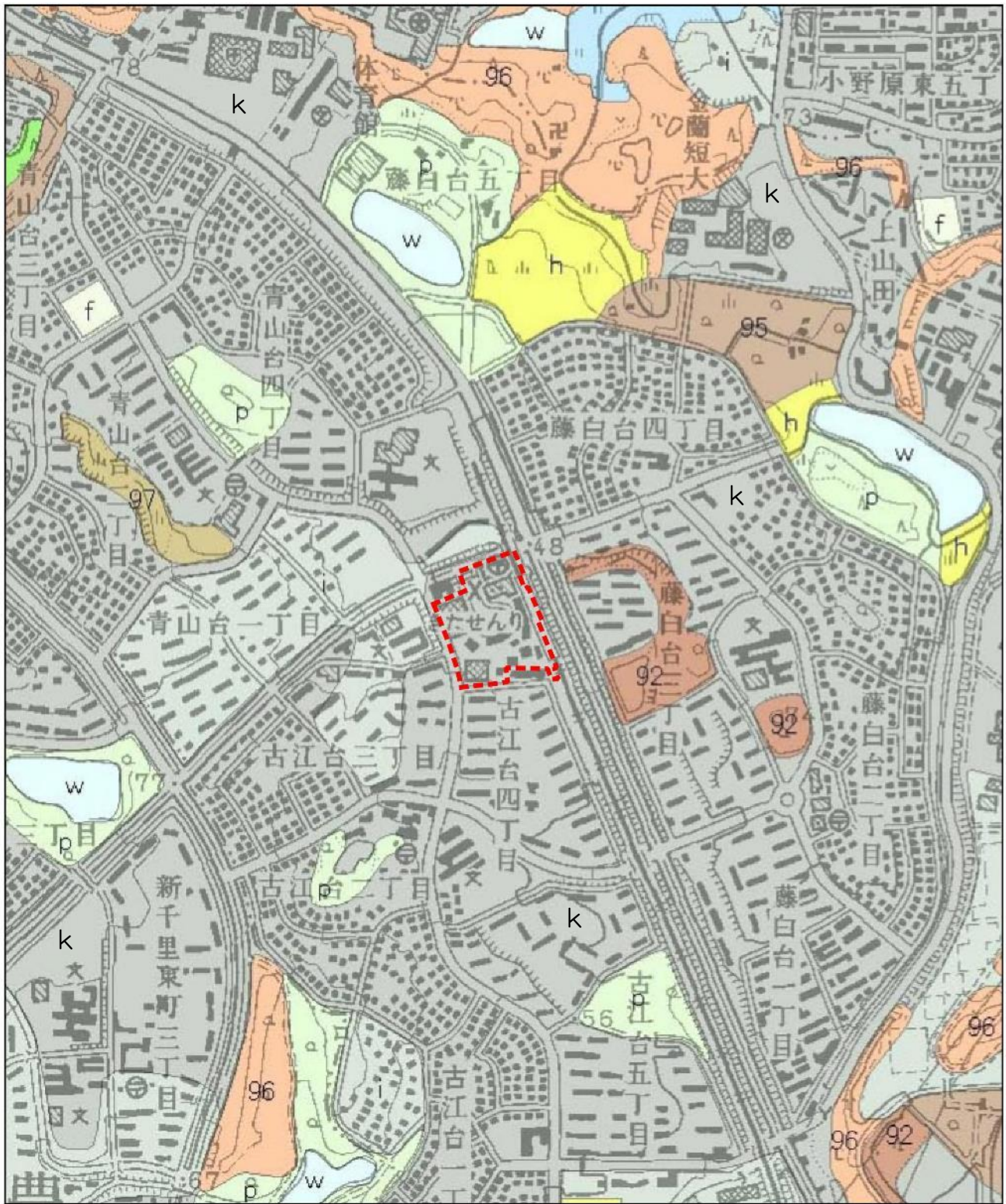
No.	分類科	種名	北千里 区域	青山台 3~4丁目	藤白台 3丁目	No.	分類科	種名	北千里 区域	青山台 3~4丁目	藤白台 3丁目
481	ムラサキ科	キュウリグサ		○		561	キク科	コウヤボウキ	○		
482	モクセイ科	チョウセンレンギョウ	○			562		フキ	○		
483		シナレンギョウ	○			563		コウゾリナ		○	
484		シマトネリコ	○	○	○	564		ハハコグサ	○		
485		オウバイ	○			565		セイタカハハコグサ	○		
486		ネズミモチ	○			566		ナルトサワギク	○		
487		トウネズミモチ	○		○	567		セイタカアワダチソウ	○	○	○
488		シナイボタ	○		○	568		アキノキリンソウ		○	
489		オリーブ		○		569		ノゲシ	○	○	○
490		キンモクセイ	○			570		センジュギク	○		
491		ギンモクセイ	○			571		カンサイタンポポ	○	○	
492		ヒイラギ	○			572		セイヨウタンポポ	○		
493	オオバコ科	マツバウンラン		○		573		オニタビラコ	○	○	○
494		オオバコ	○	○		574	トベラ科	トベラ	○		
495		ヘラオオバコ	○	○	○	575	ウコギ科	タラギ	○		
496		ツボミオオバコ		○		576		カクレミノ	○		
497		タチイヌフグリ	○			577		ヤツデ	○		
498		ワラサバソウ		○		578		キツタ	○		
499		カワヂシャ	○			579		ノチドメ	○	○	
500	アゼナ科	ウリクサ		○		580		オオチドメ	○	○	
501	シソ科	セイヨウジュウニヒトエ	○			581		チドメグサ	○	○	
502		コムラサキ			○	582	セリ科	ツボクサ	○		
503		シロシキブ			○	583		ミツバ	○		
504		クサギ	○			584		セリ	○		
505		トウバナ	○			585		ヤブジラミ	○		○
506		カキドオシ	○			586		オヤブジラミ			○
507		ヒメオドリコソウ	○			587	ガマズミ科	ガマズミ	○		
508		マルバハッカ		○		588		サンゴジュ	○		
509		ヒメジソ	○			589	スイカズラ科	ハナヅクバネウツギ	○		
510		イスコウジュ	○	○		590		スイカズラ	○	○	
511		シソ		○		591		ノヂシャ	○		
512		ウツボグサ	○	○							
513		シロバナタツナミソウ	○	○							
514		タツナミソウ	○	○							
515		コバナタツナミ	○	○							
516	サギゴケ科	ムラサキサギゴケ		○							
517		トキワハゼ	○								
518	キリ科	キリ	○								
519	ハマウツボ科	セイヨウヒキヨモギ		○							
520	キツネノマゴ科	キツネノマゴ	○	○							
521	ノウゼンカズラ科	アメリカノウゼンカズラ	○								
522	クマツヅラ科	シチハング			○						
523	モチノキ科	イヌツゲ	○								
524		ソヨゴ	○								
525		クロガネモチ	○	○							
526		ウメドトキ	○								
527	キキョウ科	ツリガネニンジン	○								
528		ホタルブクロ	○								
529		キキョウ			○						
530		ヒナキキョウソウ		○							
531		ヒナギキョウ		○							
532	キク科	ブタクサ	○								
533		ヨモギ	○	○	○						
534		オトコヨモギ	○	○							
535		ノコンギク	○								
536		ヨメナ	○								
537		アメリカセンダングサ	○								
538		コセンダングサ	○	○							
539		リュウノウギク	○								
540		ノアザミ	○	○							
541		アメリカオニアザミ	○		○						
542		オオキンケイギク	○		○						
543		コスモス	○								
544		コダチダリア	○								
545		ヒメジョオン	○	○	○						
546		ヒメムカシヨモギ	○	○	○						
547		ペラペラヨメナ			○						
548		ハルジオン	○	○							
549		ヘラバヒメジョオン	○	○							
550		オオアレチノギク	○								
551		ツワブキ	○	○							
552		ウラジロチチコグサ	○	○	○						
553		チチコグサモドキ	○								
554		ウスベニチチコグサ	○	○							
555		チチコグサ	○	○							
556		ブタナ	○	○	○						
557		ニガナ		○							
558		ハナニガナ		○							
559		オオジシバリ	○								
560		フランスギク		○							



(注) 調査範囲：北千里区域、青山台 3~4 丁目、藤白台 3 丁目

出典：「すいたの自然 2021」（令和 4 年（2022 年）3 月、吹田市）



図 4.2.15 植生図 (すいたの自然 2021 より)



凡 例	 事業計画地	 1:10000											
	<p>凡 例</p> <table border="0"> <tr> <td>92: アカマツ植林</td> <td>f: 路傍・空地雑草群落</td> </tr> <tr> <td>95: その他植林</td> <td>h: ゴルフ場・芝地</td> </tr> <tr> <td>96: 竹林</td> <td>i: 緑の多い住宅街</td> </tr> <tr> <td>97: 外国産樹種植林</td> <td>k: 市街地</td> </tr> <tr> <td></td> <td>p: 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>w: 開放水域</td> </tr> </table>	92: アカマツ植林	f: 路傍・空地雑草群落	95: その他植林	h: ゴルフ場・芝地	96: 竹林	i: 緑の多い住宅街	97: 外国産樹種植林	k: 市街地		p: 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等		w: 開放水域
92: アカマツ植林	f: 路傍・空地雑草群落												
95: その他植林	h: ゴルフ場・芝地												
96: 竹林	i: 緑の多い住宅街												
97: 外国産樹種植林	k: 市街地												
	p: 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等												
	w: 開放水域												

出典：環境省生物多様性情報システムホームページ

図 4.2.16 事業計画地周辺の現存植生図

(9) 人と自然とのふれあいの場

事業計画地及びその周辺における人と自然とのふれあいの場の分布状況は、図 4.2.17 に示すとおりである。

事業計画地周辺を通る散策・観光ルートとしては、「ぶらっと吹田」（吹田市ホームページ）のコースマップにおいて「ピアノ池・三色彩道コース」、「さくらコース」、「竹林散策コース」、「あろっく吹田／観光マップ」において「北千里・公園コース」、「北千里・水辺コース」を紹介している。

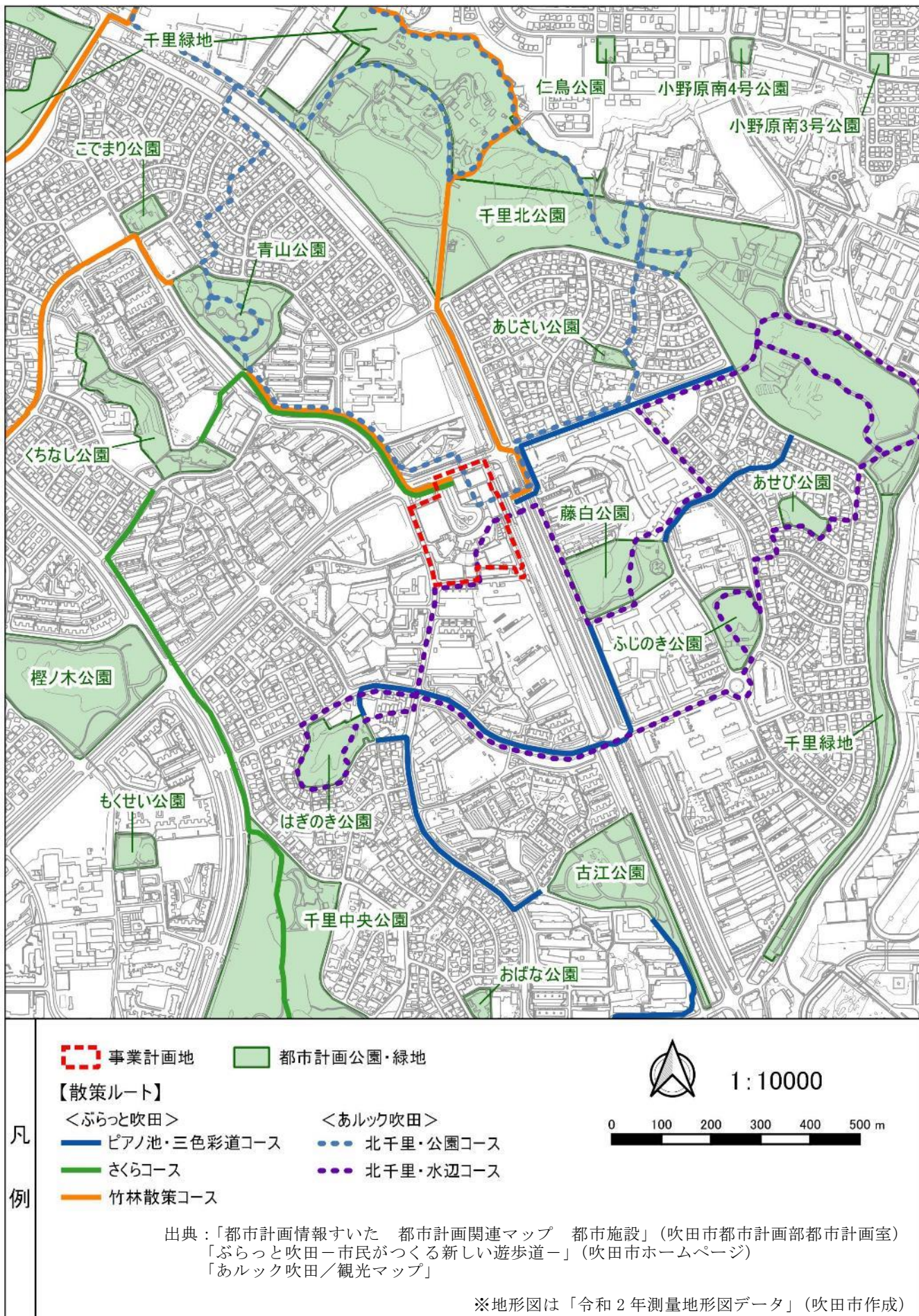


図 4.2.17 事業計画地及びその周辺における人と自然とのふれあいの場の分布状況

(10) 景 観

事業計画地は、北千里地域に位置している。本地域を含む千里ニュータウンにおいては、開発から年数が経っていることから、住宅地区や地区・近隣センターの一部で更新が進みつつあり、今まではぐくんできたまちの風格やゆとり、潤いのある環境を保つために、市民参加によって「千里ニュータウンのまちづくり指針」を策定している。

また、「吹田市景観まちづくり条例」第9条に基づいて、「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準」（平成21年4月1日策定（最終改定：令和4年4月1日））を定めている。同景観形成基準においては、①良好な景観の形成に関する方針、②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等について定めている。

事業計画地周辺においては、「4.2.1 社会的概況」の「(7) 関係法令による規制等」の図4.2.8に示したが、複合住宅地区（藤白台5丁目(1)）、戸健・低層住宅地区（青山台3丁目(1)）、戸健・低層住宅地区（青山台4丁目(2)）戸健・低層住宅地区（青山台4丁目(1)）、中高層住宅地区（青山台1丁目(1)）、中高層住宅地区（青山台2丁目(1)）、公共・公益施設地区（藤白台4丁目(1)）、中高層住宅地区（藤白台3丁目(2)）、中高層住宅地区（藤白台3丁目(1)）、中高層住宅地区（藤白台1丁目(1)）の10の景観形成地区を指定している。

現時点では事業計画地は景観形成地区には該当しないが、今後指定に向けて検討を進める。

(11) 文化財

「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)、「大阪府文化財保護条例」(昭和 44 年大阪府条例第 5 号) 及び「吹田市文化財保護条例」(平成 9 年吹田市条例第 8 号) に基づく史跡名勝天然記念物を表 4.2.104 に、大阪府地図情報提供システム文化財地図(埋蔵文化財) より、事業計画地周辺の埋蔵文化財を図 4.2.18 に示す。

事業計画地は、埋蔵文化財に指定されていない。

表 4.2.104 吹田市内の史跡・名勝・天然記念物

区分	種別	名称	登録年月日	所在地
国指定文化財	史跡	吉志部瓦窯跡	S46.6.23	岸部北 4
	史跡	七尾瓦窯跡	S55.3.24	岸部北 5
国登録文化財	名勝	旧中西氏庭園	H25.8.1	岸部中 4
	名勝	旧西尾氏庭園	H25.8.1	内本町 2
府指定文化財	史跡	吉志部瓦窯跡(工房跡)	H5.3.31	岸部北 4
市指定文化財	天然記念物	ヒメボタル生息地とそのヒメボタル	H23.4.11	吹田千里緑地第 4 区

出典：大阪府内指定文化財一覧表(令和 4 年 2 月更新；大阪府)

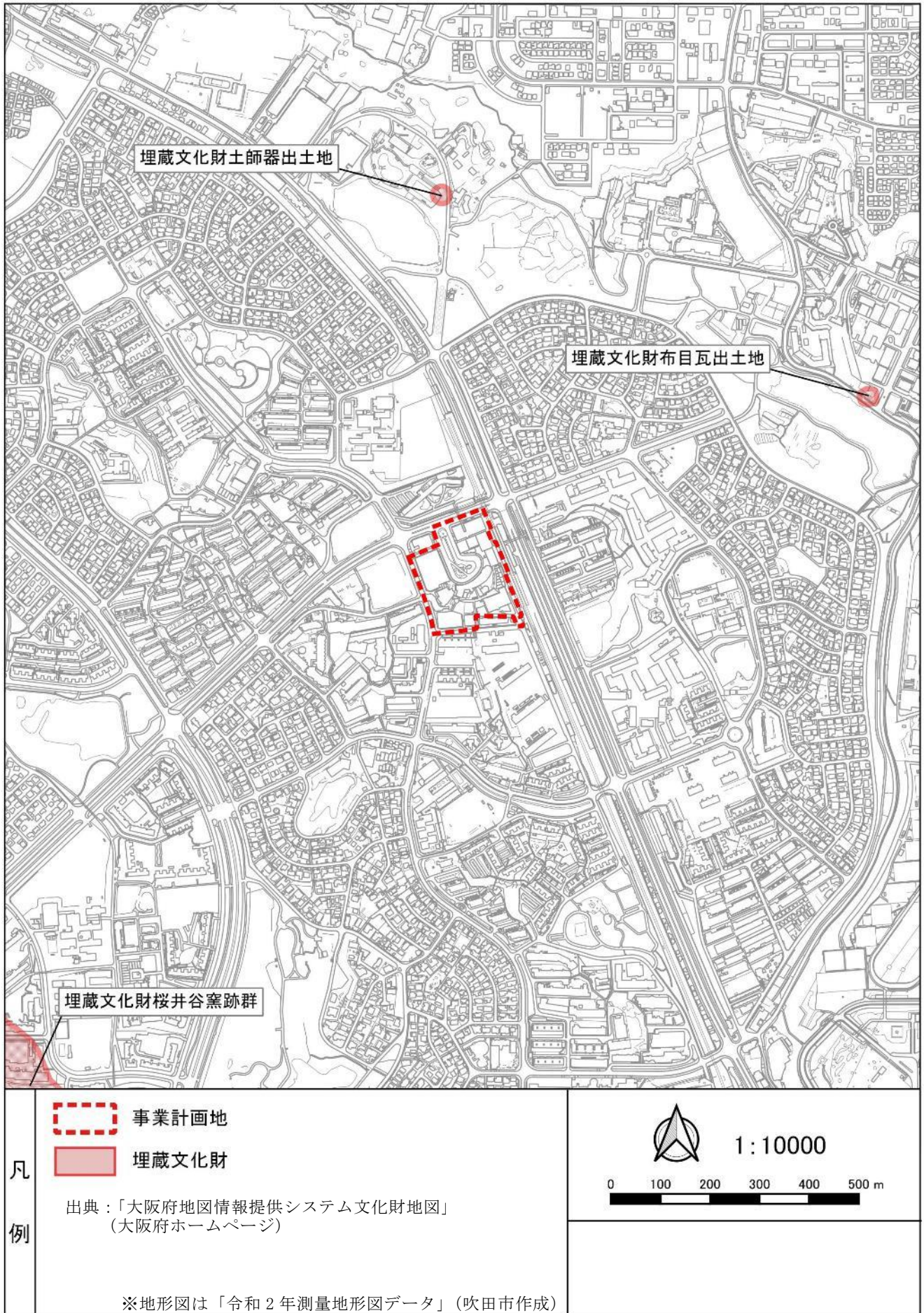


図 4.2.18 事業計画地及びその周辺における文化財の状況

(12) 廃棄物

吹田市におけるごみの排出量の推移は、表 4.2.105 に示すとおりである。

令和 2 年度のごみの排出量は、約 10.8 万トンであり、そのうち家庭系ごみは約 7.6 万トン、事業系ごみは約 3.2 万トンである。家庭系ごみの排出量はやや増加傾向にあるが、事業系ごみについては平成 30 年をピークに減少傾向である。

表 4.2.105 ごみ排出量の推移

年度	家庭系ごみ (トン)	事業系ごみ (トン)	ごみ合計 (トン)	1 人/日 (g)	人口 (9 月 30 日) (人)
平成 28 年度	69,046	35,585	104,631	776	369,441
平成 29 年度	70,028	35,602	105,630	781	370,365
平成 30 年度	72,459	36,287	108,746	801	371,753
令和元年度	73,552	34,993	108,545	795	372,948
令和 2 年度	75,870	31,740	107,610	785	375,522

出典：「すいたの環境（吹田市環境白書）令和 3 年版（2021 年版）資料編」

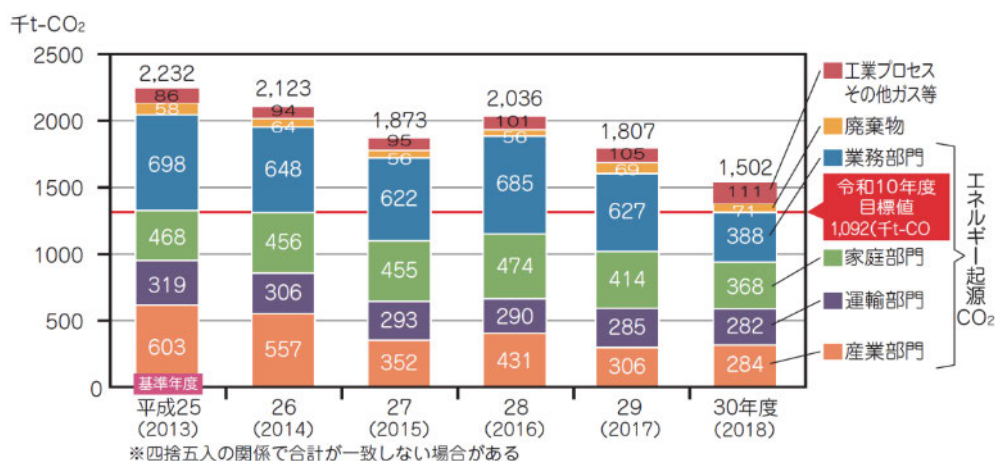
（令和 3 年（2021 年）12 月、吹田市）

(13) 地球環境

ア 地球温暖化

「大阪府環境白書 2021 年版」（令和 3 年 12 月、大阪府）によると、大阪府における平成 29 年度（2017 年度）の温室効果ガス排出量は 5,332 万トンであり、基準年度の平成 2 年度（1990 年度）の 5,947 万トンに比べて 10.3%減少している。また、温室効果ガス排出量の 9 割以上を占める二酸化炭素排出量は、平成 29 年度（2017 年度）において 4,954 万トンであり、平成 2 年度（1990 年度）の 5,277 万トンに比べて 6.1%減少している。

また、吹田市域の温室効果ガス排出量の推移は図 4.2.19 に示すとおりである。吹田市域の平成 30 年度（2018 年度）の温室効果ガス排出量は 1,502 千トンとなっており、基準年度の平成 25 年度（2013 年度）の 2,232 千トンに比べて 32.7%減少している。



出典：「すいたの環境（吹田市環境白書）令和 3 年版（2021 年版）」

（令和 3 年（2021 年）12 月、吹田市）

図 4.2.19 吹田市域の温室効果ガス排出量の推移

(14) 防災・安全

ア 過去の地震発生状況

吹田市内本町の地震観測所で震度 3 以上だった地震（2000 年以降）について、地震が発生したときの日時、震央地、最大震度等を表 4.2.106 に整理した。なお、阪神・淡路大震災は補足的に記載している。吹田市では震度 3 以上の地震を過去 9 回観測しており、最大震度が最も大きかったのは 2018 年 6 月の大阪府北部地震であった。

表 4.2.106 吹田市で発生した震度 3 以上の地震

地震の発生日時	震央地	深さ	マグニチュード	最大震度	吹田市最大震度
1995/01/17 05:46:52	大阪湾	16 km	7.3	震度 7	震度 4※
2000/10/06 13:30:17	鳥取県西部	9 km	7.3	震度 6 強	震度 3
2000/10/31 01:42:52	三重県南部	39 km	5.7	震度 5 弱	震度 3
2001/08/25 22:21:25	京都府南部	8 km	5.4	震度 4	震度 3
2004/09/05 19:07:07	三重県南東沖	38 km	7.1	震度 5 弱	震度 3
2004/09/05 23:57:16	三重県南東沖	44 km	7.4	震度 5 弱	震度 3
2004/09/07 08:29:36	三重県南東沖	41 km	6.5	震度 4	震度 3
2013/04/13 05:33:17	淡路島付近	15 km	6.3	震度 6 弱	震度 3
2016/10/21 14:07:22	鳥取県中部	11 km	6.6	震度 6 弱	震度 3
2018/06/18 07:58:34	大阪府北部	13 km	6.1	震度 6 弱	震度 5 強

出典：「震度データベース検索」（気象庁ホームページ）

※大阪北部の震度

イ 過去5年間の浸水被害

吹田市における過去 5 年間の浸水被害状況を表 4.2.107 に示す。過去 5 年間では 8 回浸水被害が発生した。

表 4.2.107 吹田市の過去 5 年間の浸水被害状況

発生年月日	降 雨 状 況				被 害 状 況					
	総降雨量 (mm)	時間最大 雨量 (mm)	10 分間 最大雨量 (mm)	雨量計 設置場所 (上段は市役所本庁)	民家床 上浸水 (件数)	民家床 下浸水 (件数)	店舗等の 床浸水 (件数)	地下施 設浸水 (件数)	道路 冠水 (件数)	
平成 28 年度 (2016 年度)	6 月 23 日	85.5 (78.5)	47.5 (44.0)	17.5 (16.0)	(千里第二小学校)	—	3	—	3	1
	計					—	3	—	3	1
平成 29 年度 (2017 年度)	8 月 18 日	8.0 (69.5)	6.5 (62.0)	2.5 (18.0)	(夢つながり未来館)	—	—	—	—	1
	10 月 22 日	167.5	14.5	3.0		—	2	—	1	—
	計					—	2	—	1	1
平成 30 年度 (2018 年度)	7 月 5 日	183.5 (174.5)	31.0 (31.5)	7.0 (9.0)	(夢つながり未来館)	—	—	—	1	3
	7 月 6 日	119.5 (119.5)	31.5 (32.0)	10.0 (12.0)	(夢つながり未来館)	—	3	2	1	1
	9 月 4 日	欠測 (41.5)	欠測 (29.0)	欠測 (12.5)	(気象庁豊中市観測所)	—	—	1	—	—
	計					—	3	3	2	4
令和元年度 (2019 年度)	7 月 17 日	64.0 (20.5)	61.5 (18.0)	18.5 (7.0)	(夢つながり未来館)	—	2	1	—	—
	計					—	2	1	—	—
令和 2 年度 (2020 年度)	7 月 8 日	120.0	24.5	12.5		—	1	1	—	—
	計					—	1	1	—	—

出典：「浸水被害状況」（吹田市ホームページ）

ウ 地震被害想定

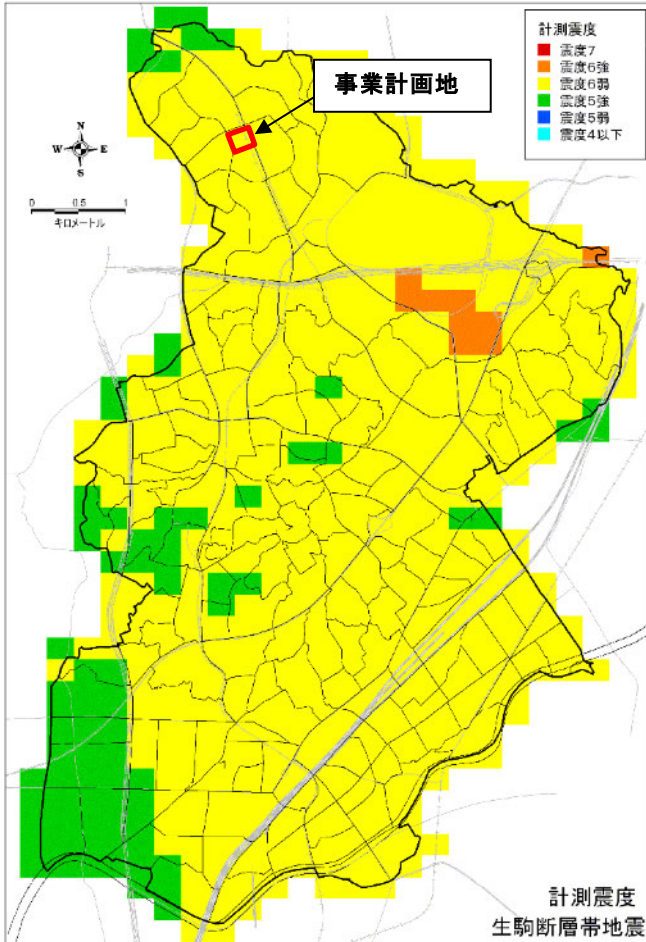
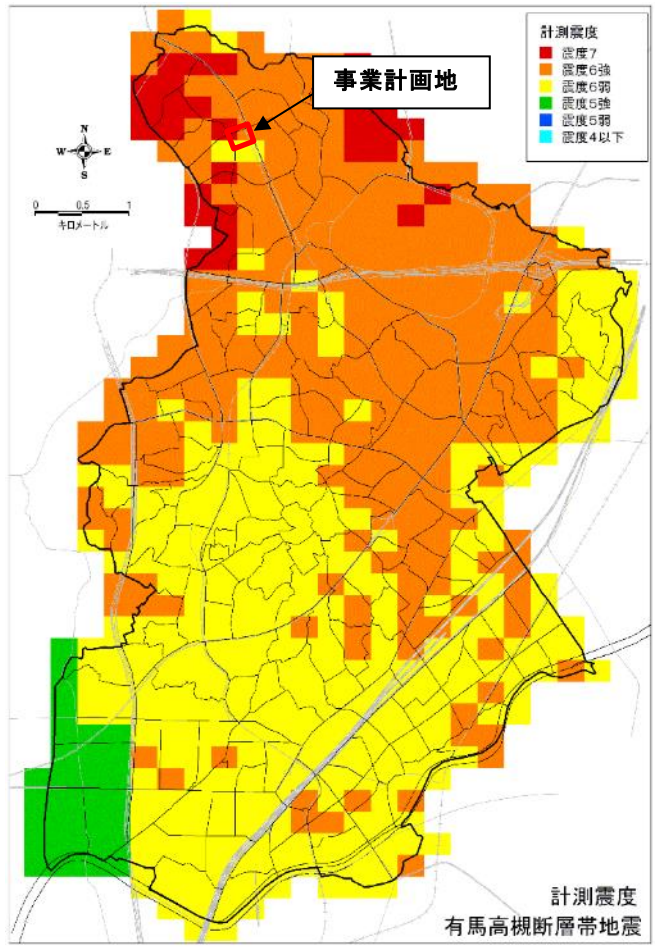
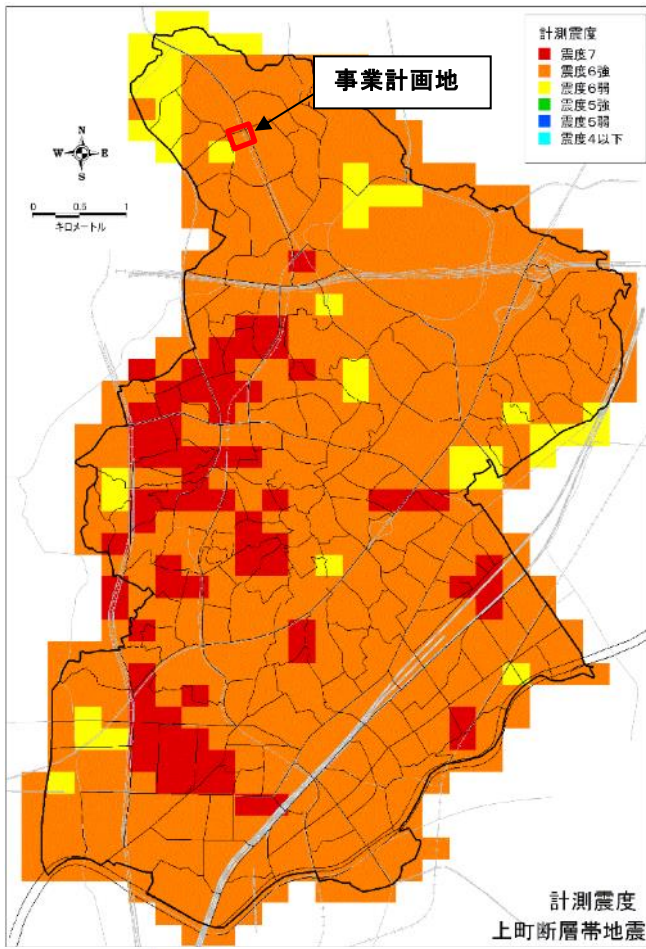
吹田市における地震被害想定を表 4.2.108 に示す。また、地震動予測結果を図 4.2.20 に、液状化予測結果を図 4.2.21 に示す。地震被害想定は、上町断層帯地震、有馬高槻断層帯地震、生駒断層帯地震の3つの地震で予測している。

事業計画地は、上町断層帯地震では震度6弱～震度6強、有馬高槻断層帯地震では震度6弱～震度7、生駒断層帯地震では震度6弱の地震動予測がされている。また、液状化については、いずれの地震においても「液状化危険度が高い」に区分される。

表 4.2.108 吹田市の地震被害想定

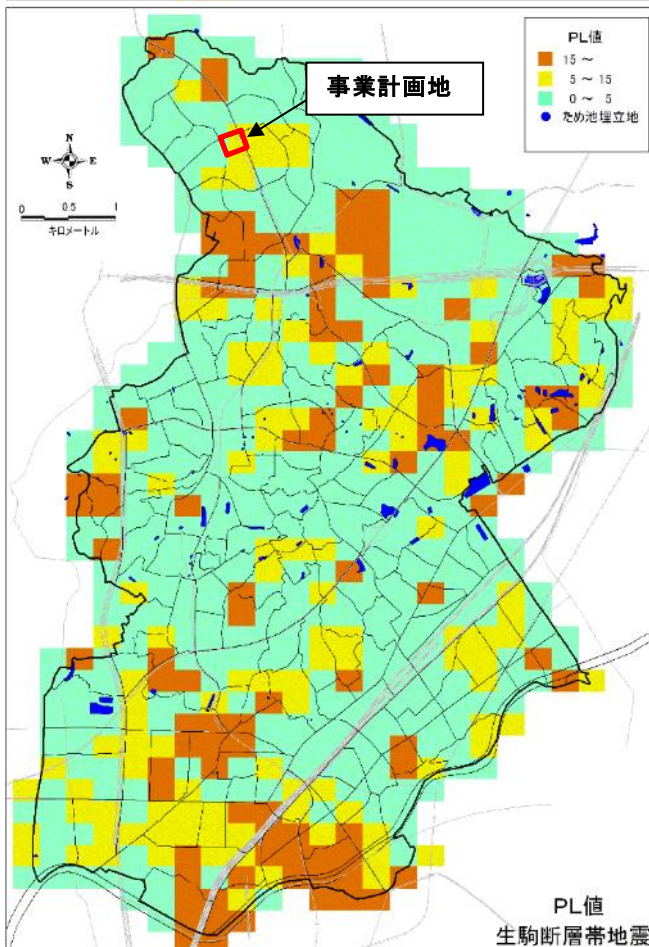
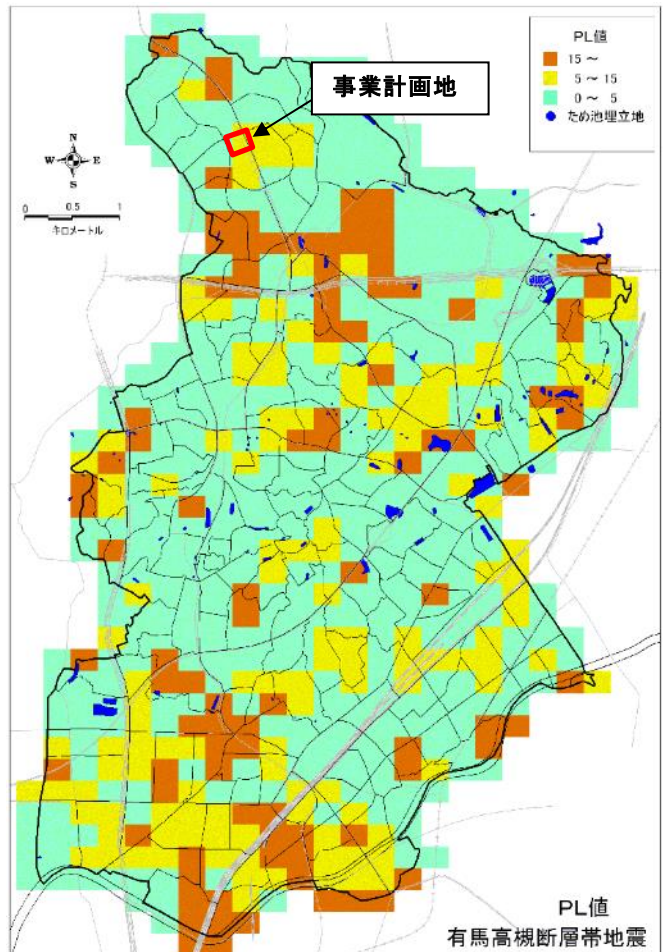
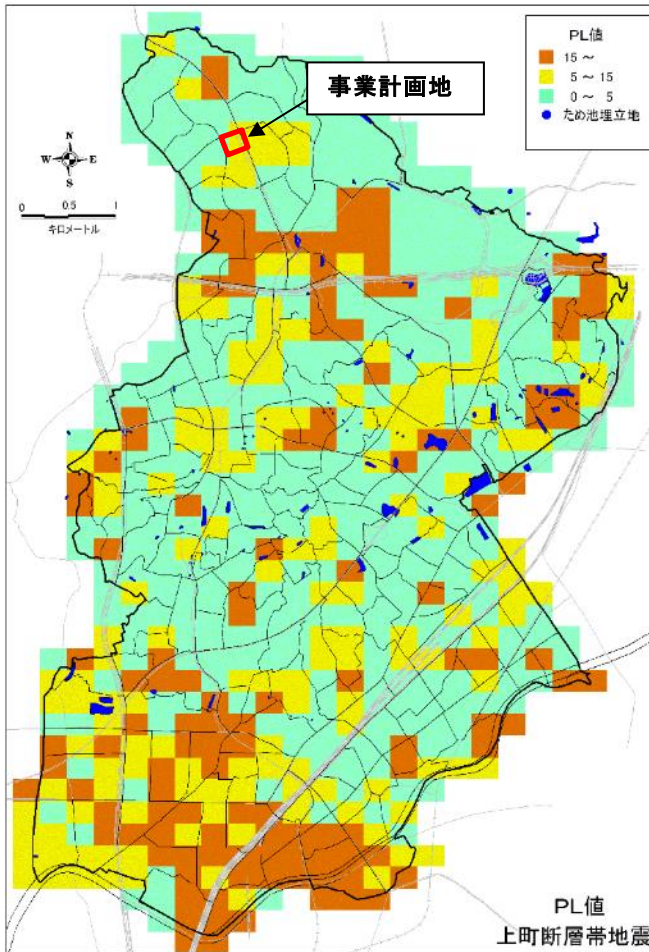
被害予測結果		上町断層帯地震		有馬高槻断層帯地震		生駒断層帯地震		
建 物 被 害	木造建物	全壊棟数・率	25,061	53.6%	7,713	16.5%	3,577	7.6%
		半壊棟数・率	10,677	22.8%	8,185	17.5%	5,375	11.5%
	非木造建物	全壊棟数・率	3,292	14.6%	907	4.0%	218	1.0%
		半壊棟数・率	4,060	18.0%	1,668	7.4%	817	3.6%
	全体	全壊棟数・率	28,353	40.9%	8,620	12.4%	3,795	5.5%
		半壊棟数・率	14,737	21.3%	9,853	14.2%	6,192	8.9%
火災	全出火[件]		49		16		7	
	炎上出火(3日)[件]		46		10		3	
	残火災 (夕刻)[件]	1%風速	6		0		0	
		平均	2		0		0	
	焼失棟数 [棟]	1%風速	6,499		14		16	
		平均	4,039		5		10	
人 的 被 害 (早朝)	死者数[人]		1,364		203		29	
	負傷者数[人]		4,628		5,758		3,165	
	重傷者数[人]		239		382		267	
	罹災者数[人]		179,779		84,401		36,553	
	避難者数[人]		52,134		24,477		10,599	

出典：「吹田市地震被害想定」（平成25年10月）



出典：「吹田市地震被害想定」
 (平成 25 年 10 月)

图 4.2.20 地震動予測結果



PL 値	液状化危険度
0～5	液状化危険度は低い。 特に重要な構造物に対して、より詳細な調査が必要。
5～15	液状化危険度が高い。 重要な構造物に対してはより詳細な調査が必要。液状化対策が一般には必要。
15 以上	液状化危険度が極めて高い。 液状化に関する詳細な調査と液状化対策は不可避。

出典：「吹田市地震被害想定」
(平成 25 年 10 月)

図 4.2.21 液状化予測結果

エ 土砂災害（特別）警戒区域

事業計画地周辺の土砂災害（特別）警戒区域を図 4.2.22 に示す。事業計画地周辺には 6 箇所
の土砂災害（特別）警戒区域が存在するが、事業計画地は警戒区域に該当しない。

オ 内水浸水想定区域

事業計画地周辺の内水浸水想定区域を図 4.2.23 に示す。本区域は吹田市の想定最大降雨量
（時間雨量 147mm）を想定したものである。事業計画地では、計画地東側を流れる山田川の内
水浸水が想定しており、時間雨量 147mm の場合 1m 未満の浸水が想定される。

なお、事業計画地周辺には、洪水想定浸水区域は存在しない。

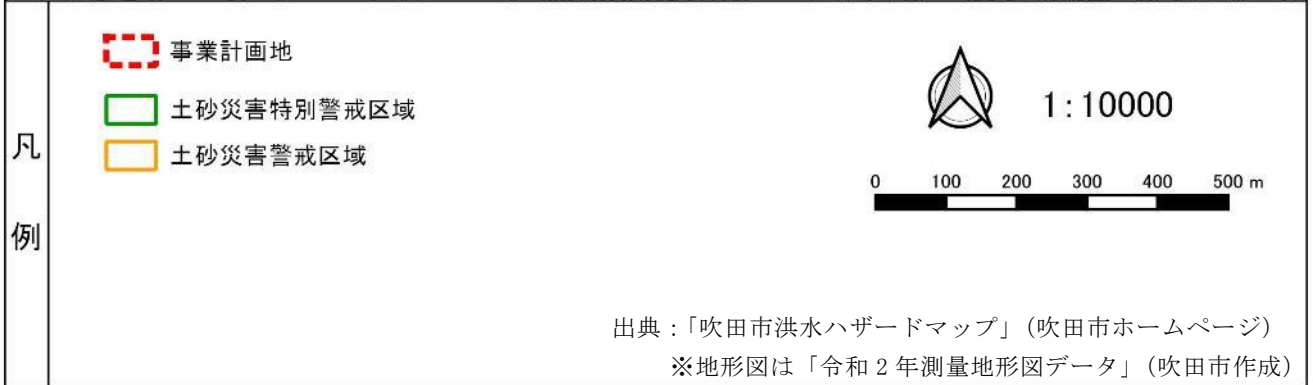
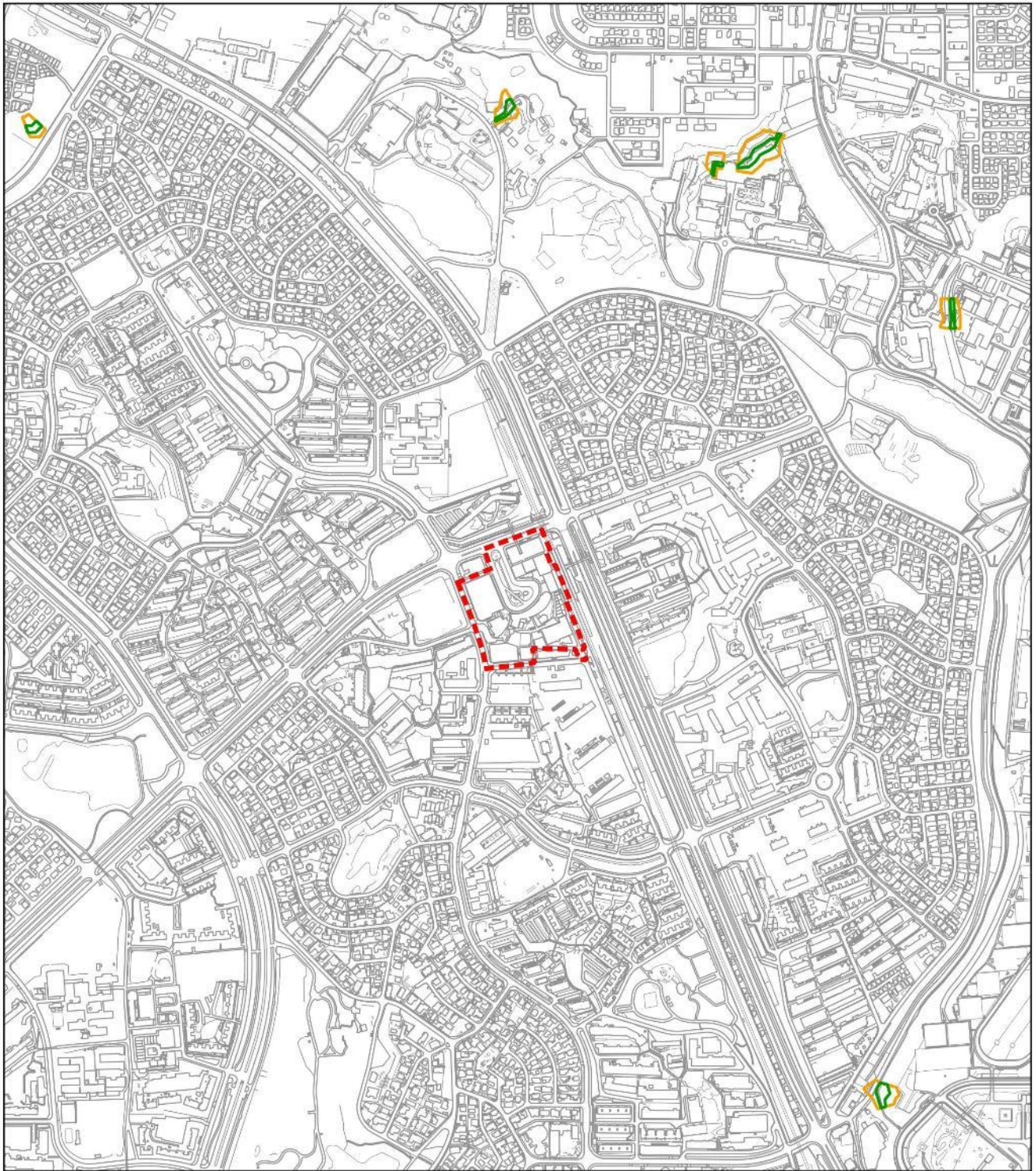
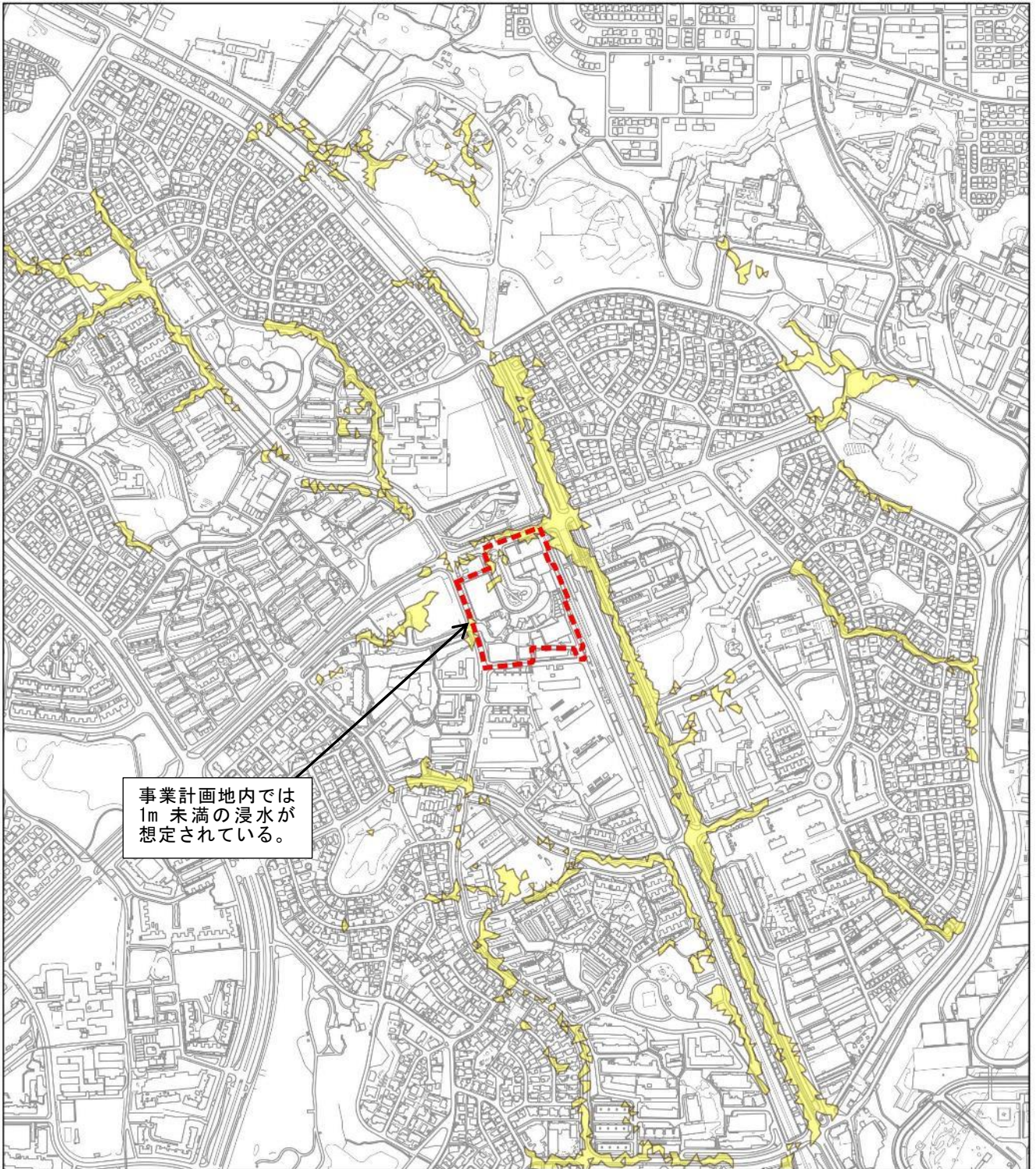




図 4.2.22 事業計画地周辺における土砂災害（特別）警戒区域



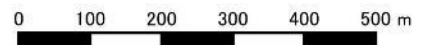
事業計画地内では
1m 未満の浸水が
想定されている。

-  事業計画地
-  内水浸水想定区域

※図の範囲は3m未満の内水浸水想定区域を示す。



1:10000



凡
例

出典：「吹田市洪水ハザードマップ」（吹田市ホームページ）

※地形図は「令和2年測量地形図データ」（吹田市作成）

図 4.2.23 事業計画地周辺における内水浸水想定区域

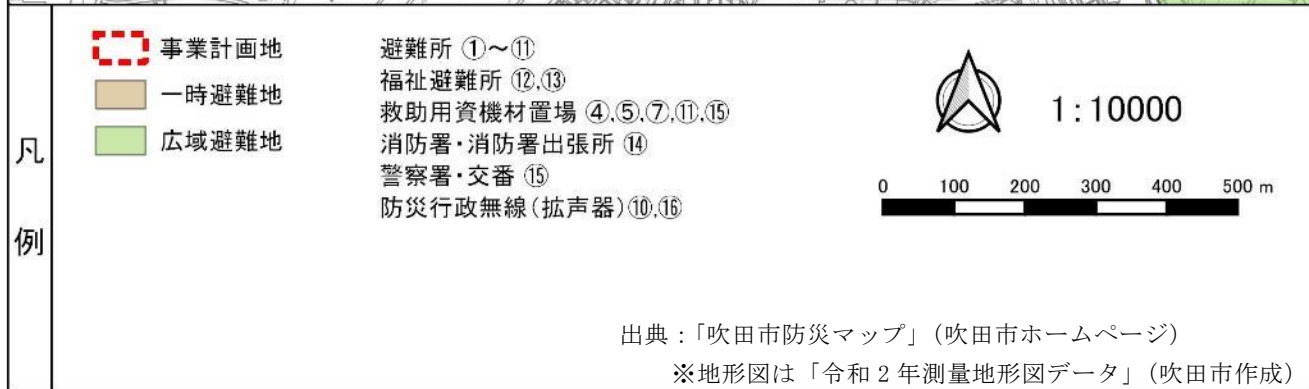
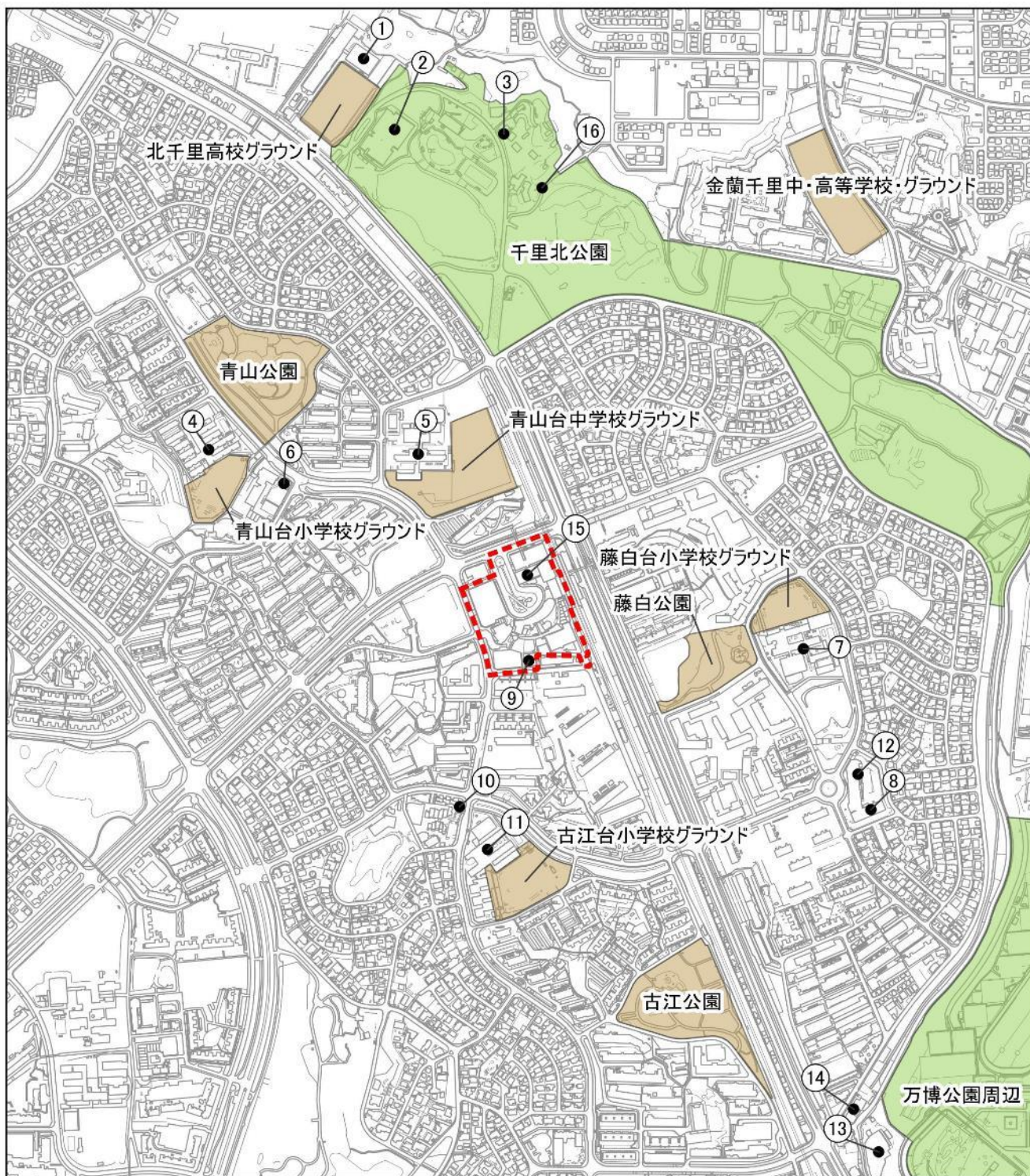
カ 避難所等

吹田市防災マップにおける事業計画地周辺の避難所等を表 4.2.109 及び図 4.2.24 に示す。事業計画地内では、既存の北千里地区公民館が避難所に、北千里交番が救助用資機材置場である。また、一時避難地としては周辺の青山台中学校グラウンドや藤白公園などが、広域避難地としては千里北公園と万博公園周辺が該当する。

表 4.2.109 吹田市防災マップにおける避難所等

No.	名称	区分
①	北千里高校体育館	避難所
②	北千里市民体育館	避難所
③	自然体験交流センター（わくわくの郷）	避難所
④	青山台小学校	避難所、救助用資機材置場
⑤	青山台中学校	避難所、救助用資機材置場
⑥	青山台市民ホール	避難所
⑦	藤白台小学校	避難所、救助用資機材置場
⑧	藤白台市民ホール	避難所
⑨	北千里地区公民館	避難所
⑩	古江台市民ホール	避難所、防災行政無線（拡声器）
⑪	古江台小学校	避難所、救助用資機材置場
⑫	藤白台デイサービスセンター	福祉避難所
⑬	障害者支援交流センター（あいほうふ吹田）	福祉避難所
⑭	北消防署	消防署・消防署出張所
⑮	北千里交番	警察署・交番、救助用資機材置場
⑯	千里北公園	防災行政無線（拡声器）

※番号は図 4.2.24 に対応している。



出典：「吹田市防災マップ」(吹田市ホームページ)

※地形図は「令和2年測量地形図データ」(吹田市作成)

図 4.2.24 吹田市防災マップにおける避難所等

キ 自主防災組織

事業計画地周辺における自主防災組織結成状況を表 4.2.110 及び表 4.2.111 に示す。単一自治会等では、古江台地区で 1 組織、藤白台地区で 11 組織、青山台地区で 14 組織が結成されている。連合単位では、青山台地区、古江台地区、藤白台地区でそれぞれ 1 組織が結成されている。

表 4.2.110 自主防災組織結成状況（単一自治会等）

No.	地区	自治会等の名称	所在地	年度
1	古江台	グランドメゾン北千里古江台管理組合	古江台 3-1-22	平成 25 年度 (2013 年度)
2	藤白台	北千里アーバンライフ自治会	上山田 1-7	平成 18 年度 (2006 年度)
3		グランドール北千里自治会	上山田 3-1	平成 18 年度 (2006 年度)
4		北千里グランドパークスクエア自治会	上山田 7	平成 20 年度 (2008 年度)
5		ローレルコート北千里自治会	上山田 6-8	平成 20 年度 (2008 年度)
6		北千里パークスクエア自治会	上山田 1-13	平成 20 年度 (2008 年度)
7		千里藤白台リッツハウス管理組合	藤白台 1-1	平成 21 年度 (2009 年度)
8		ゆらら藤白台管理組合	藤白台 2-9-1	平成 25 年度 (2013 年度)
9		OPH 藤栄会防災・防犯対策委員会	藤白台 3-5	平成 26 年度 (2014 年度)
10		ラ・ヴァンス北千里自治会	上山田 8-23	平成 26 年度 (2014 年度)
11		藤白台住宅自治会	藤白台 1-2	平成 28 年度 (2016 年度)
12		サンメゾン千里藤白台防災対策委員会	藤白台 1-1-2	令和元年度 (2019 年度)
13	青山台	府営千里青山台連合 (1~6 棟、15 棟)	青山台 2-6	平成 14 年度 (2002 年度)
14		府営千里青山台連合 (7~14 棟)	青山台 2-6	平成 14 年度 (2002 年度)
15		青山台公団 7、8 ブロック (C48~61 棟)	青山台 1-3	平成 14 年度 (2002 年度)
16		青山台公団 9 ブロック (C62~66 棟)	青山台 1-3	平成 14 年度 (2002 年度)
17		青山台公団 10 ブロック (C67~73 棟)	青山台 1-3	平成 14 年度 (2002 年度)
18		青山台 A 住宅	青山台 2-7	平成 14 年度 (2002 年度)
19		青山台公団 4~6 ブロック (C24~31 棟、C43~47 棟)	青山台 1-2	平成 14 年度 (2002 年度)
20		青山台公団 4~6 ブロック (C32~41 棟)	青山台 1-2	平成 14 年度 (2002 年度)
21		青山台公団住宅 1、2 ブロック	青山台 4-3	平成 14 年度 (2002 年度)
22		青山台公団 3 ブロック	青山台 1-2	平成 14 年度 (2002 年度)
23		青山台公団 74 ブロック	青山台 4-1	平成 14 年度 (2002 年度)
24		青山台 2、3 丁目	青山台 2-10	平成 15 年度 (2003 年度)
25		青山台 4 丁目	青山台 4-9	平成 15 年度 (2003 年度)
26		府営千里青山台防災対策委員会	青山台 2-6	令和 2 年度 (2020 年度)

※出典：「自主防災組織結成状況」（吹田市ホームページ）

表 4.2.111 自主防災組織結成状況（連合単位）

No.	名称	結成年月日	組織構成	活動内容
1	青山台地区防災対策委員会	平成 15 年 2 月 1 日	連合自治会、防犯協議会、子ども会育成協議会 福祉委員会、体育振興協議会、青少年対策委員会 青少年指導員、ジュニアリーダー育成会、小中幼 P T A 高齢クラブ、商店会、民生児童委員ほか	防災意識啓発、防災訓練 情報収集・伝達・初期消火 救出・救護・避難誘導 資機材備蓄、防災セミナー参加
2	古江台地区防災対策委員会	平成 18 年 3 月 12 日	連合自治協議会、市民ホール運営委員会 防犯協議会、体育振興協議会、高齢クラブ 青少年対策委員会、子ども会 小中幼 P T A、福祉委員会、パイオ対策委員会ほか	防災意識啓発 予防活動 防災訓練 情報収集・伝達・初期消火 救出・救護・避難誘導
3	藤白台地区まちづくり協議会	令和 2 年 10 月 11 日	連合自治会、福祉委員会、民生・児童委員協議会 青少年対策委員会、防犯協議会、高齢クラブ連合会 体育振興会、保護司、小学校 P T A、藤白台保育園 青山台中学校、藤白台小学校、市民ホール運営委員会	防災対策、防災計画作成・改正 広報、災害時要援護者登録

※出典：「自主防災組織結成状況」（吹田市ホームページ）

ク 防災用備蓄倉庫

「吹田市備蓄計画」（令和 2 年 12 月改訂）においては、分散備蓄として、各避難所（市立小・中学校等）に備蓄スペース（救助用資器材倉庫含む）を整備することとしている。また、防災用備蓄倉庫については、既存施設の活用を基本として表 4.2.112 に示す整備を行うものとしている。

表 4.2.112 防災用備蓄倉庫一覧

地域	備蓄倉庫名（仮称）	所在地
J R以南地域	J R以南地域備蓄倉庫	幸町 20-2
山田・千里丘地域	山田・千里丘地域備蓄倉庫	山田西 2-10-1
豊津・江坂・南吹田地域	豊津・南吹田地域備蓄倉庫	検討中
片山・岸部地域	片山・岸部地域備蓄倉庫	検討中
千里山・佐井寺地域	千里山・佐井寺地域備蓄倉庫	検討中
千里ニュータウン地域	千里ニュータウン地域備蓄倉庫	千里万博公園 3-3

4.2.4 周辺事業の有無

事業計画地から概ね 500m 以内の周辺地域において実施又は実施が予定されている事業については、「吹田市開発事業の手續等に関する条例」（平成 16 年 3 月 31 日条例第 13 号（最終改正：令和 4 年 1 月 25 日条例第 1 号））において大規模開発に該当する事業が 3 件ある。

周辺事業の名称及び事業内容については、表 4.2.113 に示すとおりである。

表 4.2.113 周辺事業の状況

事業の名称	(仮称) 吹田市藤白台 3 丁目プロジェクト	(仮称) 吹田市藤白台 5 丁目計画
事業の種類	共同住宅	住宅団地の建設(集合住宅、戸建住宅、保育所、有料老人ホーム、商業施設)
事業の実施箇所	吹田市藤白台 3 丁目 119 番 90	吹田市藤白台 5 丁目 125 番 23
事業者の名称	株式会社 日本エスコン	株式会社日本エスコン 中電不動産株式会社
事業の規模	事業区域：6,524.59 m ² 建物高さ：25.0m	敷地面積約：66,000 m ² 建物高さ：30.85m 住宅戸数：共同住宅 664 戸 戸建住宅 49 戸
事業の進捗状況	大規模開発事業手続中 (令和 4 年 5 月 23 日構想届提出)	大規模開発事業手続中 (令和 2 年 3 月 6 日構想届提出)
事業の名称	吹田市青山台 4 丁目宅地開発	
事業の種類	戸建住宅	
事業の実施箇所	吹田市青山台 4 丁目 119 番 432	
事業者の名称	エイ・アンド・ケイ建物株式会社	
事業の規模	事業区域：0.4ha 計画戸数：17 戸	
事業の進捗状況	大規模開発事業手続中 (平成 28 年 2 月 16 日構想届提出)	

出典：「大規模開発事業構想の経過書」（吹田市ホームページ）

5 本事業における環境に対する取組方針

北千里駅周辺活性化ビジョン（平成 28 年 4 月）においては、事業計画地が含まれる千里北地区センターの目指すべき姿の実現に向けた取組を検討するにあたり、「実現のための視点」と「地区センターのあり方」を整理している。

「実現のための視点」としては、「にぎわい創造」、「環境先進性」、「安全安心」の 3 つの視点をとりあげ、特に「環境先進性」としては、地区センターの再整備において、「エネルギー」「資源循環」「生活環境」「みどり」「都市環境」の分野において、これまで育まれてきた千里ニュータウンの高い環境先進性の取組を継承・発展することが必要と示している。

また、「地区センターのあり方」の視点の 1 つとして、「環境先進的な拠点形成」を挙げており、「再整備においては、地区センターの緑化や低炭素化、ヒートアイランド対策、資源循環の実現、エネルギーの効率的な利用のためのエネルギー融通の実現など、様々な取組を実現することにより、全国トップクラスの環境先進性を持つ地域拠点の形成を目指します」と示している。

本事業の実施にあたっては、上記の考え方を踏まえつつ、北千里駅前のランドマーク的な位置づけとなる建物となることを考慮し、第 2 章に記述した「事業者の環境に対する取組方針」に基づき、環境に対する以下の取組を実施する方針とする。

(1) 省エネルギー、温暖化対策の実施

- ・ 工事中には排出ガス対策、低騒音対策等の環境に配慮した機械を採用するとともに、廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルに努めるものとする。
- ・ 住宅等の設計においては、ZEH-M 設計等のエネルギー低減対策を講じた設計を検討する。
- ・ 再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。

(2) 緑豊かな都市景観に配慮した対策の実施

- ・ 駅前交通広場を中心とした植栽により、緑豊かな都市景観に配慮した空間を創出するものとする。
- ・ 周辺の景観に配慮した建築物の設計に努めるものとする。

(3) 災害時における安全・安心機能を高める対策の実施

- ・ 災害時や緊急時に自立可能な設備の設置や、支援場所や避難場所としての活用可能な空間の整備等を検討し、災害時の住民の安全に配慮するものとする。

6 本事業における環境取組内容

環境の保全及び良好な環境の創造のため、本事業の特性等を考慮して環境取組内容について検討した。

現時点で予定している環境取組内容は、表 6.1 に示すとおりであり、その概要は以下に示すとおりである。

なお、本事業の事業主体は市街地再開発組合であるため、本市は事業実施にあたっては以下の内容に取組むよう促す。

(1) 工事中

ア 排出ガス・騒音等の抑制

- ・建設機械は排出ガス対策型、低騒音型や低振動型を採用し、アイドリングや空ぶかしを抑制する等、環境に配慮した運転を行うものとする。

イ 工事中の排水等の対策

- ・工事中の濁水は、仮設沈砂池等を経由して公共下水道又は公共用水域（山田川）に放流し、道路等への濁水や土砂の流出を防止するものとする。

ウ 交通安全への配慮

- ・児童、生徒が安全に登下校できるよう、また、通勤が安全に行えるよう工事現場周辺の交通安全に配慮する等、事故防止に努めるものとする。

エ 廃棄物等の抑制

- ・廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルに努めるものとする。

(2) 施設の使用、供用時

ア 地球温暖化対策・省エネルギー

- ・省エネルギー型の照明機器や、グリーン購入法適合品、エコマーク商品等の資源循環や環境保全に配慮した製品を積極的に採用するものとする。
- ・太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用を積極的に検討する。

イ ヒートアイランド対策

- ・屋上緑化を行うことで高温化を抑制するとともに、植栽等による緑化を行い、事業計画地内の地表面温度の上昇を低減するよう努めるものとする。

ウ 廃棄物の減量・リサイクル

- ・分別を徹底するなど、可能な限り廃棄物の削減・リサイクルに努めるものとする。

エ 施設からの騒音等の抑制

- ・低騒音・低振動型の設備を採用することで可能な限り騒音・振動を抑制するものとする。

オ 高層建築物の周辺への配慮

- ・日照障害や風害について予測し、可能な限り影響の低減に努めるものとする。

カ 景観への配慮

- ・「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準」（最終改定：令和4年4月1日）を遵守し、景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計を行うものとする。

キ 安全への配慮

- ・災害時や緊急時に自立可能な設備や、支援場所や避難場所としての活用可能な空間の整備の検討等、災害時の住民の安全に配慮するものとする。

表 6.1 (1) 環境取組内容(工事中)

取組事項	実施の有無	取組内容
<p>■大気汚染や騒音などの公害を防止する。</p> <p>建設機械</p>		
1	実施する	排出ガス対策型、低騒音型や低振動型の建設機械を使用するものとする。
2	一部実施する	ハイブリット式パワーショベル等の低燃費型の建設機械は、現状では普及台数が少ないため、一部での使用となるが、可能な限り使用するものとする。
3	実施する	排出ガス、騒音の低減を図るため、アイドリングをしないものとする。
4	実施する	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行うものとする。
5	実施する	工事規模に応じた効率的な工事計画を立案し、稼働台数を抑制するものとする。
6	実施する	一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図るものとする。
7	実施する	機械類は適切に整備点検を行うものとする。
<p>工事関連車両</p>		
8	実施する	燃費や排出ガス性能のよい車両を使用するものとする。
9	実施する	大阪府条例に基づく流入車規制の遵守
10	実施する	工事関連車両であることを車両に表示するものとする。
11	実施する	工事関連車両の走行ルートや時間帯は、周辺道路の状況、住居の立地状況等に配慮して、一般交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて設定するものとする。
12	実施する	建設資材の搬出入における車両台数の抑制
13	実施する	作業従事者の通勤、現場監理等には、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗り等を奨励し、工事関連車両の台数を抑制するものとする。
14	実施する	ダンプトラックによる土砂の積み降ろしの際には、騒音、振動や土砂の飛散防止に配慮するものとする。
15	実施する	周辺への土砂粉じん飛散を防止するため、現地でタイヤ洗浄を行うものとする。
16	実施する	コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に配慮するものとする。
17	実施する	工事関連車両を場外に待機させないものとする。
18	実施する	クラクションの使用抑制

表 6.1(2) 環境取組内容(工事中)

取組事項		実施の有無	取組内容
19	アイドリングの禁止	実施する	自動車排出ガスの低減を図るため、アイドリングをしないものとする。
20	環境に配慮した運転	実施する	空ぶかしを抑制する等、環境に配慮した運転を行うものとする。
工事方法 ＜騒音・振動等＞			
21	防音シートなどの設置	実施する	建設作業時は、仮囲いと養生シートを設置し、解体作業時は、仮囲いと防音シートを設置するものとする。なお、必要に応じて防音シートや防音パネルの設置等、さらなる防音対策を行うものとする。
22	丁寧な作業	実施する	建設資材の落下を防止するなど、丁寧な作業を行うものとする。
23	騒音や振動の少ない工法の採用	実施する	杭の施行等の際には、騒音や振動の少ない工法を採用するものとする。
24	近隣への作業時間帯の配慮	実施する	騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯に行うものとする。
＜粉じん・アスベスト＞			
25	粉じん飛散防止対策	実施する	周辺への粉じん飛散を防止するため、解体・掘削作業、土砂等の堆積場の設置等を行う場合は、散水等の粉じん飛散防止対策を行うものとする。
26	アスベストの調査など	実施する	建築物の解体の際はアスベストの使用の有無を調査するとともに、調査結果を表示した標識を近隣住民の見やすい位置に設置し、市長にも報告するものとする。
27	アスベストの飛散防止対策	実施する	アスベストを含有する建築物などの解体の際には、確実な飛散防止対策を行うものとする。
＜水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下＞			
28	濁水や土砂の流出防止	実施する	工事中の濁水は、仮設沈砂池等を経由して公共下水道又は公共用水域（山田川）に放流し、道路等への濁水や土砂の流出を防止するものとする。
29	塗料などの適正管理及び処分	実施する	塗料等の揮発を防止し、使用済みの塗料缶や塗装器具の洗浄液は適正に処分するものとする。
30	土壌汚染対策	実施する	土壌調査を実施する際には、関係法令に準拠した地歴調査・土壌汚染状況調査を実施し、汚染が判明した場合には適切な措置方法について協議するものとする。
31	地盤改良時の配慮	実施する	セメント及びセメント系改良剤を使用する地盤改良の際は、六価クロム溶出試験を実施し、土壌や地下水を汚染しないよう施工するものとする。
32	周辺地盤、家屋などに配慮した工法の採用	実施する	周辺地盤、家屋等に影響を及ぼさない工法を採用するものとする。

表 6.1(3) 環境取組内容(工事中)

取組事項		実施の有無	取組内容
＜悪臭・廃棄物＞			
33	アスファルト溶解時の臭気対策	実施する	アスファルトを溶融させる際は、場所の配慮、溶解温度管理等の臭気対策を行うものとする。
34	現地焼却の禁止	実施する	現地では廃棄物等の焼却は行わないものとする。
35	解体時の環境汚染対策	実施する	解体を伴う工事の際は、保管されているPCB使用機器、空調施設などに使用されているフロン類などやその他有害廃棄物の状況を工事実施前に調査し、環境汚染とならないよう適正な処理を行うものとする。
36	仮設トイレ設置時の臭気対策	実施する	仮設トイレを設置する場合は、適切なメンテナンス、設置場所の配慮等により臭気対策を行うものとする。
37	産業廃棄物の適正処理	実施する	建設工事から生じる産業廃棄物は、適正に処理を行うものとする。
■地域の安心安全に貢献する。			
38	地域との連携における事故の防止	実施する	近隣自治会等から地域の交通情報の聴き取りを行い、十分な人数の警備員を配置し事故防止に努めるものとする。
39	児童などへの交通安全の配慮	実施する	児童や生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配慮するものとする。
40	夜間や休日の防犯対策	実施する	夜間や休日に工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないよう出入り口を施錠する等の対策を講じるものとする。
41	児童などへの見守り、声かけ	実施する	登下校中や放課後の児童や生徒の見守り、声かけ等に取り組むものとする。
42	地域の防犯活動への参加	実施する	近隣自治会等と連携し、地域の防犯活動に参加するものとする。
■環境に配慮した製品及び工法を採用する。			
＜省エネルギー＞			
43	エネルギー消費の抑制	実施する	エネルギー効率のよい機器の利用等により、工事中に使用する燃料、電気、水道水等の消費を抑制するものとする。
＜省資源＞			
44	残土発生の抑制	実施する	建設発生土は事業計画地での埋め戻しに使用する等、残土の発生を抑制するものとする。
45	廃棄物の減量	実施する	資材の梱包等を最小限にして廃棄物を減量するものとする。
■快適な環境づくりに貢献する。			
＜景観＞			
46	仮囲い設置時の配慮	実施する	仮囲いの設置に当たっては、機能性を確保した上で、景観面にも配慮するものとする。
47	仮設トイレ設置時の配慮	実施する	仮設トイレは、近隣住民や通行者に不快感を与えないよう、設置場所等を工夫するものとする。

表 6.1(4) 環境取組内容(工事中)

取組事項		実施の有無	取組内容
＜周辺の環境美化＞			
48	周辺道路の清掃	実施する	工事現場内外を問わず、ポイ捨てを防止し、周辺道路の清掃を行うものとする。
49	場内整理	実施する	建設資材、廃棄物等の場内整理を行うものとする。
＜ヒートアイランド現象の緩和＞			
50	打ち水	実施する	夏期において水道水を確保し、周辺道路等に打ち水を行うものとする。
■地域との調和を図る。			
＜工事説明・苦情対応＞			
51	工事内容の事前説明及び周知	実施する	近隣住民に工事実施前に工事概要、作業工程等を十分説明し、また工事実施中も適宜、現況と今後の予定を連絡するものとする。また、解体工事を行う場合は、市条例に基づき、事前に工事の概要を表示した標識を設置するものとする。
52	苦情対応	実施する	工事に関する苦情窓口を設置し連絡先等を掲示するとともに、苦情が発生した際には真摯に対応するものとする。
＜周辺の教育・医療・福祉施設への配慮＞			
53	工事内容の事前説明及び工事計画の配慮	実施する	事業計画地近傍に位置する吹田市立青山台中学校、青山台小学校、古江台小学校、藤白台小学校、北千里医療ビル等に対して、工事実施前に工事概要、作業工程等を十分説明するとともに、施設での行事や利用状況に配慮した工事計画とするものとする。
54	騒音、振動などの配慮	実施する	事業計画地近傍に位置する吹田市立青山台中学校、青山台小学校、古江台小学校、藤白台小学校、北千里医療ビル等に対して、騒音、振動、通風、採光などに特段の配慮をするものとする。
＜周辺の事業者との調整＞			
55	複合的な環境影響の抑制	実施する	工事が重複することによる複合的な騒音、振動、粉じん、工事関連車両の通行及びその他の環境影響を最小限に抑制するため、周辺地域における大規模な工事の状況を把握し、該当する事業者、工事施行者等と連絡を取り、可能な限り工事計画等を調整するように努めるものとする。

表 6.2 (1) 環境取組内容 (設備・施設等)

取組事項		実施の有無	取組内容
■地球温暖化対策を行う。			
56	大阪府建築物の環境配慮制度及び大阪府建築物環境性能表示制度の活用	実施する	大阪府建築物の環境配慮制度に適合した高い評価結果を目指すとともに、その評価結果を大阪府建築物環境性能表示制度により広告物などに表示するものとする。
57	ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)、ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング) 設計	実施する	集合住宅は ZEH-M 設計を検討し、消費するエネルギーを極力減らすように努めるものとする。
58	高効率及び省エネルギー型機器などの採用	実施する	空調、照明、給湯、換気、昇降機などの設備について、高効率や省エネルギー型の機器の採用を検討する。
59	再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用	実施する	広場等にソーラー式 LED 照明を設置するなど、太陽光発電の利用を検討する。
60	エネルギー効率の高いシステムの導入	実施する	住宅及び商業施設の建設時にエネルギー効率の高いシステムを検討する。
61	エネルギーを管理するシステムの導入	実施する	エネルギー管理システムの活用を検討する。
62	冷媒漏えい (使用時排出) の防止	実施する	高い地球温暖化係数を有する温室効果ガスを冷媒として使用する装置を有する設備 (空調機器、冷蔵冷凍庫など) を設置する際には、設置後に配管などからの冷媒の漏えい (使用時排出) が発生しないように設計するものとする。
63	建築物のエネルギー負荷の抑制	実施する	採光や通風性の考慮や断熱性能を向上させることで、建築物のエネルギー負荷を抑制するものとする。
64	長寿命な建築物の施工	実施する	長寿命の建築物を建設するものとする。
65	環境に配慮した製品の採用	実施する	グリーン購入法適合品、エコマーク商品、木材 (国産材、大阪府内産材)、インターロッキングブロック等の資源循環や環境保全に配慮した製品の採用を検討する。
66	宅配ボックスの設置	実施する	再配達によるエネルギー消費を減らすため、集合住宅には宅配ボックスの設置を検討する。
■ヒートアイランド対策を行う。			
67	建物屋根面、壁面の高温化抑制	実施する	高日射反射率塗料の塗布、再帰性高日射反射率建材の採用、屋上緑化などにより、建物の屋根面、壁面の高温化を抑制するよう努めるものとする。
68	地表面の高温化抑制	実施する	駅前交通広場を中心に植栽や保水性舗装等により、地表面の高温化を抑制するよう努めるものとする。
■自然環境を保全し、みどりを確保する。			
69	動植物の生息や生育への配慮	該当なし	動植物の生息・生育環境がないため該当しない。
70	地域のシンボルツリーの保全	該当なし	事業計画地にシンボルツリーがないため該当しない。

表 6.2 (2) 環境取組内容（設備・施設等）

取組事項		実施の有無	取組内容
71	既存の植生の保全	該当なし	既存の植生がない（植栽木等のみ）ため該当しない。
72	地域に応じたみどりの創出	実施する	敷地内のオープンスペースの緑化など、地域に応じた創意工夫によりみどりを創出し、良好な景観形成に努めるものとする。
73	駐車場緑化	実施する	屋外駐車場を設置する場合は緑化を検討する。
74	屋上緑化など	実施する	一部の建物で屋上緑化を行うことを検討する。
75	法面緑化	実施する	法面を設ける場合は緑化を検討する。
76	植栽樹種の選定	実施する	植栽樹種は、地域の環境に合わせた樹種を選定するものとする。
■水循環を確保する。			
77	水資源の有効利用	実施する	雨水を利用する設備（雨水タンク、散水設備等）の導入を検討する。
78	雨水流出を抑制する施設の設置	実施する	事業計画地の面積に応じて、雨水流出を抑制するために、雨水貯留型施設又は雨水浸透施設等を検討する。
79	雨水浸透への配慮	実施する	オープンスペースなどについては、雨水浸透に配慮し、浸透性のある舗装などの採用を検討する。
■地域の生活環境を保全する。 ＜大気・騒音・振動等＞			
80	騒音や振動を発生させる設備設置時の配慮	実施する	空調機などの騒音や振動を発生させる設備の設置においては、低騒音型機器の採用、壁などの遮音性の確保、設置場所に配慮するなど、騒音や振動対策を行うものとする。
81	住宅における防音サッシ等の設置	実施する	防音サッシ等を設置するものとする。
82	駐車場の配置計画時の配慮	実施する	周辺環境への自動車の排気ガスや騒音を防止するため、駐車場の設置については、住居に隣接しない計画とするなど近隣に配慮した計画とするものとする。
83	近隣への悪臭及び騒音の配慮	実施する	近隣への悪臭、騒音などを防止するため、窓、換気扇、排気口の位置、廃棄物置場の構造などに配慮するものとする。
84	ボイラーなどの機器設置時の排出ガス対策	実施する	ボイラー、タービン、エンジンなどの機器を設置する場合は、低NOx型機器を採用する等の排出ガス対策を行うものとする。
85	屋外照明や広告照明設置時の配慮	実施する	屋外照明や広告照明については、近隣住民に対する光の影響を抑制するものとする。
86	建築資材による光の影響の考慮	実施する	建築資材（ガラス、太陽光パネルなど）による太陽の反射光については、設置の際に光の影響を考慮するものとする。
87	環境に配慮した塗料の使用	実施する	塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物（VOC）の含有率が低いものを使用するものとする。
88	周辺の教育、福祉や医療施設への配慮	実施する	事業計画地近傍に位置する吹田市立青山台中学校、青山台小学校、古江台小学校、藤白台小学校、北千里医療ビル等に対して、騒音、振動、通風、採光等に特段の配慮をするものとする。

表 6.2 (3) 環境取組内容（設備・施設等）

取組事項		実施の有無	取組内容
＜中高層建築物（高さ10メートルを超える建築物）＞			
89	日照障害対策	実施する	日照障害については、建築基準法の日影規制対象外地域（工業地域を除く）を含めた地域についての日影図を作成し、発生する範囲を事前に把握し、近隣住民に説明するとともに、できる限りその軽減をするよう努めるものとする。
90	電波障害の事前把握及び近隣説明	実施する	電波障害の発生が想定される範囲を、現地調査、机上計算、影響範囲図作成などにより事前に把握する。周辺への影響が認められる場合には、近隣住民に説明するとともに対策を実施するものとする。
91	電波障害発生時の改善対策	実施する	電波障害が生じた場合は、CATV、共同受信施設などにより改善対策を実施するものとする。
92	プライバシーの配慮	実施する	近隣住民のプライバシーを侵害するおそれがある場合は、適切な対策を講じるよう努めるものとする。
—	風害対策	実施する	風害については、既存資料や数値解析等により影響を予測するとともに、できる限りその影響を低減するよう努めるものとする。
■景観まちづくりに貢献する。			
93	地域への調和	実施する	吹田市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重し、地域に調和したものとなるよう配慮するものとする。
94	景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計	実施する	景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「景観まちづくり計画」の景観まちづくりの基本目標・基本方針、景域別景観まちづくり方針に基づいた計画と設計を行うものとする。
95	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画及び設計	実施する	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画と設計を行うものとする。
96	重点地区指定に向けた協議	実施する	事業計画地が1haを超えるため、重点地区の指定について検討する。
97	景観形成基準の遵守	実施する	景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進するものとする。
98	屋外広告物に関する基準の遵守	実施する	屋外広告物の表示等に関する基準を遵守し、景観まちづくりを推進するものとする。

表 6.2 (4) 環境取組内容（設備・施設等）

取組事項		実施の有無	取組内容
■安心安全のまちづくりに貢献する。			
99	歩行者が安全に通行できる工夫	実施する	周辺状況に応じ、歩行者デッキや民地内の歩行者通路等を配置するなど、計画地内全体に歩行者ネットワークを構築し、歩行者が安全に通行できるゆとりのある歩行者空間を整備するものとする。
100	災害に対する建築物・工作物の強靱性を高める取組	実施する	災害時の防災対策や緊急時に対応できる設備機器を積極的に導入し、耐震性能、防火性能の向上等、安心安全に配慮した整備を検討する。
101	災害時の自立性を維持する取組	実施する	災害時の停電、断水等に対し、その復旧までの期間、自給自足を可能とする施設の設置等、災害時の自立性を維持する取組を検討する。
102	災害時に備えた地域等との連携に関わる取組	実施する	地域や行政との協定の締結、自主防災組織の結成への誘導等、災害時に備えた地域等との連携に関わる取組を検討する。
103	災害時の避難や救助等の応急対応に関する取組	実施する	災害時の支援拠点や避難場所として活用可能な空間の整備等、避難や救助等の応急対応に関する取組を検討する。
104	犯罪を発生させない都市（まち）づくりに関する取組	実施する	防犯カメラの設置等、犯罪を発生させない都市（まち）づくりに関する取組を検討する。
105	犯罪に備えた地域等との連携に関わる取組	実施する	パトロールや見守り等、犯罪に備えた地域等との連携に関わる取組を検討する。

7 環境要素、調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点

7.1 環境影響評価の項目

7.1.1 環境影響要因の抽出

本事業の実施に伴う環境影響要因としては、「工事」、「存在」及び「供用」の区分ごとに、事業の内容（種類及び規模等）を考慮して抽出した。その結果は、表 7.1.1 に示すとおりである。

環境影響要因は、「吹田市環境影響評価技術指針」（令和 3 年（2021 年）8 月改定、吹田市）（以下「技術指針」という。）において例示の「住宅団地建設」及び「商業施設建設」に伴う標準的な環境影響要因をもとに抽出した。

表 7.1.1 環境影響要因の抽出結果

区分	環境影響要因
工 事	<ul style="list-style-type: none">・ 建設機械の稼働・ 工事関連車両の走行・ 工事の影響
存 在	<ul style="list-style-type: none">・ 緑のある景観形成・ 建設物等の存在
供 用	<ul style="list-style-type: none">・ 人口の増加・ 施設の供用・ 冷暖房施設の稼働・ 駐車場の利用・ 施設関連車両の走行・ 歩行者の往来

7.1.2 環境要素の選定

技術指針に示された環境要素のうち、事業特性及び地域特性を勘案した上で、前項で抽出した環境影響要因により影響を受けると考えられ、予測・評価を行う必要があると考えられる環境要素の選定結果は、表 7.1.2 に示すとおりである。

表 7.1.2 環境影響要因・環境要素関連表

環境影響要因	工事			存在		供用						
	建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	緑のある景観形成	建築物等の存在	人口の増加	施設の供用	冷暖房施設の稼働	駐車場の利用	施設関連車両の走行	歩行者の往来	
目標	分野	環境要素										
再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー					○	○	○		○	
資源を大切に 社会システムの形成	廃棄物等	一般廃棄物					○	○			○	
		産業廃棄物		○			○					
		建設発生土		○								
		フロン類		○								
健康で快適な暮らしを支える 環境の保全	大気・熱	大気汚染	○	○						○	○	
		悪臭			○			○				
		ヒートアイランド現象				○	○		○		○	
	水	水質汚濁	公共用水域			×						
			地下水			×						
		底質汚染										
	土	土壌汚染			×							
		地形、地質	土砂流出、崩壊			×						
			斜面安定			×						
	騒音・振動等	騒音	騒音	○	○				○	○	○	○
振動			○	○				○		○		
低周波音								○	○			
自然の恵みが実感できる みどり豊かな社会の形成	人と自然	動植物、生態系			×	×	×					
		緑化（緑の質、緑の量）				○						
		人と自然とのふれあいの場			×	×						
快適な都市環境の創造	構造物の影響	景観				○	○					
		日照障害					○					
		テレビ受信障害					○					
		風害					○					
	文化遺産	文化遺産（有形・無形・複合）			×							
		防災・安全	自然災害危険度				○	○	○	○		
			人為的災害危険度							○		
	地域防災力					○	○	○	○			
地域社会	コミュニティ			○			○					
	交通混雑、交通安全		○				○		○	○		

(注) 表中の凡例は、以下のとおりである。

○：影響があると考えられる項目

×：「住宅団地建設」及び「商業施設建設」に伴う標準的な環境要素として例示されている項目のうち、本事業では影響がないと考えられるため、調査・予測項目から除外した項目

7.1.3 調査・予測項目から除外した環境要素及びその理由

技術指針において例示されている「住宅団地建設」及び「商業施設建設」に係る環境影響評価の標準的な環境要素のうち、本事業では調査・予測項目から除外した環境要素及びその理由は、表 7.1.3 に示すとおりである。

表 7.1.3 除外した環境要素及びその理由

分野	環境要素		環境影響要因	除外した理由
水	水質汚濁	公共用水域	【工事】 工事の影響	本事業の工事内容は主に既存建物の解体工事及び新築建物の建設工事であり、新たな大規模な土地造成は想定されない。また、建物の解体及び新築工事中の濁水は、沈砂処理等の排水処理をした後に公共下水道又は公共用水域に排水する。現場での処理が困難なコンクリート排水等は持ち帰って適切に処理し、公共用水域への排水は行わない。これより、工事による影響は著しいものではないと考えられる。
		地下水	【工事】 工事の影響	
土	土壌汚染		【工事】 工事の影響	本事業の工事内容は主に既存建物の解体工事及び新築建物の建設工事であり工事による土壌汚染の影響はない。現況において汚染された土壌が存在する場合の影響が懸念されるが、工事着手前に工事区域の土壌の汚染状況に問題がないかを確認し、問題が確認された場合は土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき適切に対応するため、工事による土壌汚染への影響は生じないと考えられる。
	地形、地質	土砂流出、崩壊	【工事】 工事の影響	事業計画地は既開発地であり、新たな地形・地質の改変はなく、大きな斜面安定の変化も生じないと考えられる。
斜面安定				
人と自然	動植物、生態系		【工事】 工事の影響 【存在】 緑のある景観形成 建築物等の存在 【供用】 施設の供用	事業計画地は既開発地であり、動植物の生育・生息地の改変は生じないと考えられる。
	人と自然とのふれあいの場		【工事】 工事の影響 【存在】 緑のある景観形成	事業計画地は既開発地であり、人と自然とのふれあいの場の改変は生じないと考えられる。
文化遺産	文化遺産（有形・無形・複合）		【工事】 工事の影響	事業計画地は史跡・名勝・天然記念物の指定はなく、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない。事業中に遺跡等が確認された場合は文化財保護法に基づく届け出を行い、適切な措置を講じる。これより、文化遺産の保護・保全に支障は生じないと考えられる。

7.2 調査、予測及び評価の方法

7.2.1 調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点

7.1 節で選定した環境要素の現況調査及び予測の方法は表 7.2.1 に、現地調査の地点及び範囲は図 7.2.1 にそれぞれ示すとおりである。

表 7.2.1 (1) 現況調査及び予測の方法（温室効果ガス、エネルギー）

	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
現況調査	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の原単位 同種・類似事業の対策実施状況 関係法令等による基準等 	特に設定しない	至近年	既存資料の収集・整理による方法
	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
予測	【環境影響要因】 <ul style="list-style-type: none"> 人口の増加 施設の供用 冷暖房設備等の稼働 施設関連車両の走行 【予測項目】 <ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス排出量 エネルギー使用量 	事業計画地	事業活動が定常の状態になる時期	原単位を基に算出する方法又は類似事例から推定する方法

表 7.2.1 (2) 現況調査及び予測の方法（廃棄物等）

	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
現況調査	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物等の状況（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土、フロン等） 撤去建築物等の状況 関係法令等による基準等 	事業計画地及びその周辺地域	至近年	既存資料の収集・整理による方法
	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
予測	【環境影響要因】 <ul style="list-style-type: none"> 工事の影響 【予測項目】 <ul style="list-style-type: none"> 発生量・排出量及び処理・処分方法（産業廃棄物、建設発生土、フロン類） 	事業計画地	工事期間全体	原単位から推定する方法又は事業計画の内容、類似事例から推定する方法
	【環境影響要因】 <ul style="list-style-type: none"> 人口の増加 歩行者の往来 【予測項目】 <ul style="list-style-type: none"> 発生量・排出量及び処理・処分方法（一般廃棄物） 		事業活動が定常の状態になる時期	
	【環境影響要因】 <ul style="list-style-type: none"> 施設の供用 【予測項目】 <ul style="list-style-type: none"> 発生量・排出量及び処理・処分方法（一般廃棄物、産業廃棄物） 			

表 7.2.1 (3) 現況調査及び予測の方法（大気汚染）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
		<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染の状況（窒素酸化物、浮遊粒子状物質） 気象の状況（風向、風速） 関係法令等による基準等 	事業計画地及びその周辺地域（地点は未定）	過去5年
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	【環境影響要因】 <ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働 【予測項目】 <ul style="list-style-type: none"> 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 	事業計画地及びその周辺地域（地点は未定）	工事に起因する汚染物質排出量が最大となる時期	理論計算式による方法又は類似事例から推計する方法
	【環境影響要因】 <ul style="list-style-type: none"> 工事関連車両の走行 【予測項目】 <ul style="list-style-type: none"> 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 	事業計画地及びその周辺地域の道路沿道（地点は未定）		
	【環境影響要因】 <ul style="list-style-type: none"> 駐車場の利用 【予測項目】 <ul style="list-style-type: none"> 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 	事業計画地及びその周辺地域（地点は未定）	事業活動が定常の状態になる時期	
【環境影響要因】 <ul style="list-style-type: none"> 施設関連車両の走行 【予測項目】 <ul style="list-style-type: none"> 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 	事業計画地及びその周辺地域の道路沿道（地点は未定）			

表 7.2.1 (4) 現況調査及び予測の方法内容（悪臭）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
		<ul style="list-style-type: none"> 悪臭の状況（苦情の発生状況） 関係法令等による基準等 	事業計画地及びその周辺地域（地点は未定）	過去5年
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	【環境影響要因】 <ul style="list-style-type: none"> 工事の影響 【予測項目】 <ul style="list-style-type: none"> 悪臭の影響の程度 	事業計画地（敷地境界）	工事に起因する悪臭の影響が最大となる時期	類似事例から推定する方法
	【環境影響要因】 <ul style="list-style-type: none"> 施設の供用 【予測項目】 <ul style="list-style-type: none"> 悪臭の影響の程度 		事業活動が定常の状態になる時期	

表 7.2.1 (5) 現況調査及び予測の方法（ヒートアイランド現象）

	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
現況調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気温の状況 ・ 土地被覆の状況 ・ 人工排熱の状況 	事業計画地及びその周辺地域（地点は未定）	至近年	既存資料の収集・整理による方法
	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
予測	<p>【環境影響要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑のある景観形成 ・ 建築物等の存在 ・ 冷暖房設備等の稼働 ・ 施設関連車両の走行 <p>【予測項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地被覆の変化 ・ 人工排熱の変化 ・ 建物の密集度の変化 	事業計画地	事業活動が定常の状態になる時期	事業計画の内容から推定する方法又は類似事例から推定する方法

表 7.2.1 (6) 現況調査及び予測の方法（騒音）

	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
現況調査	・環境騒音の状況(等価騒音レベル、時間率騒音レベル)	事業計画地 (敷地境界4地点、 図7.2.1参照)	平日・休日 各1日 24時間連続	騒音に係る環境基準 について(平成10年 環境庁告示第64号) に定める測定方法
	・道路交通騒音の状況(等価騒音レベル)	事業計画地周辺 の道路沿道 (道路沿道6地点、 図7.2.1参照)		
	・自動車交通量等の状況(車種別交通量、車速、道路構造等)	事業計画地及び その周辺地域	至近年	目視による交通量観測
	・関係法令等による基準等			既存資料の収集・整理による方法
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	【環境影響要因】 ・建設機械の稼働 【予測項目】 ・特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)に定める騒音レベル	事業計画地(敷地境界)	工事に起因する騒音の影響が最大になる時期	伝搬理論計算式による方法
	【環境影響要因】 ・工事用車両の走行 【予測項目】 ・騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)に定める等価騒音レベル	事業計画地周辺の道路沿道		
	【環境影響要因】 ・施設の供用 ・冷暖房施設の稼働 【予測項目】 ・特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号)に定める騒音レベル ・騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)に定める等価騒音レベル	事業計画地(敷地境界)	事業活動が定常の状態になる時期	
	【環境影響要因】 ・駐車場の利用 【予測項目】 ・騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)に定める等価騒音レベル			
	【環境影響要因】 ・施設関連車両の走行 【予測項目】 ・騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)に定める等価騒音レベル	事業計画地周辺の道路沿道		
	【環境影響要因】 ・歩行者の往来 【予測項目】 ・騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)に定める等価騒音レベル	事業計画地及びその周辺地域(地点は未定)		

表 7.2.1 (7) 現況調査及び予測の方法（振動）

	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
現況調査	・環境振動の状況(時間率振動レベル)	事業計画地 (敷地境界4地点、 図 7.2.1 参照)	平日・休日 各1日 24時間連続	振動規制法施行規則 (昭和51年総理府令 第58号)に定める測 定方法
	・道路交通振動の状況(時間率振動レベル、地盤卓越振動数)	事業計画地周辺 の道路沿道 (道路沿道6地点、 図 7.2.1 参照)		
	・自動車交通量等の状況(車種別交通量、車速、道路構造等)	事業計画地及び その周辺地域	至近年	既存資料の収集・整 理による方法
	・関係法令等による基準等			
	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
予測	【環境影響要因】 ・建設機械の稼働 【予測項目】 ・振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)に基づく特定建設作業の規制に関する基準に定める振動レベル	事業計画地(敷地境界)	工事に起因する振動の影響が最大になる時期	伝搬理論計算式による方法
	【環境影響要因】 ・工事関連車両の走行 【予測項目】 ・振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)に基づく道路交通振動の限度に定める振動レベル	事業計画地周辺 の道路沿道		
	【環境影響要因】 ・施設の供用 【予測項目】 ・特定工場等において発生する振動の規制に関する基準(昭和51年環境庁告示第90号)に定める振動レベル	事業計画地(敷地境界)	事業活動が定常の状態になる時期	
	【環境影響要因】 ・施設関連車両の走行 【予測項目】 ・振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)に基づく道路交通振動の限度に定める振動レベル	事業計画地周辺 の道路沿道(地点は未定)		

表 7.2.1 (8) 現況調査及び予測の方法（低周波音）

	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
現況調査	・低周波音の状況(低周波音圧レベル)	事業計画地 (敷地境界4地点、 図 7.2.1 参照)	平日・休日 各1日 24時間連続	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境省)に定める測定方法
	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
予測	【環境影響要因】 ・施設の供用 ・冷暖房施設の稼働 【予測項目】 ・低周波音圧レベル	事業計画地(敷地境界)	事業活動が定常の状態になる時期	類似事例から推定する方法

表 7.2.1 (9) 現況調査及び予測の方法（緑化）

	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
現況調査	緑の質（現存植生状況）、 緑の量（緑被の状況）	事業計画地及び その周辺地域（地 点は未定）	適宜	既存資料調査及び現 地踏査による方法
	関係法令等による基準等			
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	【環境影響要因】 ・緑のある景観形成 【予測項目】 ・緑の質（植栽予定樹種 の環境適合性等） ・緑の量（緑被の変化 及び全体の緑の構成）	事業計画地	工事の完了後 一定期間をお いた時期	事業計画の内容から 推定する方法又は類 似事例から推定する 方法

表 7.2.1 (10) 現況調査及び予測の方法（景観）

	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
現況調査	・地域の景観特性 ・関係法令等による基準等	事業計画地及び その周辺地域（地 点は未定）	至近年	既存資料の収集・整 理による方法
	・代表的な眺望地点（近景域、中 景域、遠景域）からの景観			
	・圧迫感の状況	事業計画地の近 景～遠景域（約 3km）の眺望地点	1回（適期）	現地調査、写真撮影 による方法
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	【環境影響要因】 ・緑のある景観形成 ・建築物等の存在 【予測項目】 ・主要な景観構成要素の改変の程 度及び地域の景観特性の変化 の程度 ・代表的な眺望地点からの眺望の 変化の程度	現況調査結果を 踏まえ、景観の状 況を適切に把握 できる眺望地点 （地点は未定）	工事完了から 一定期間をお いた時期	完成予想図（フォト モンタージュ又はパ ース図）を作成する 方法
【環境影響要因】 ・建築物等の存在 【予測項目】 ・圧迫感の変化の程度	視覚に関する物理的 指標（水平見込み角、 迎角等）の解析によ る方法			

表 7.2.1 (11) 現況調査及び予測の方法 (日照阻害)

	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
現況調査	・日照阻害の状況	事業計画地およびその周辺地域 (地点は未定)	現況を把握できる時期 (冬至日)	日影図を作成する方法
	・関係法令等による基準等	事業計画地およびその周辺地域 (地点は未定)	適宜	既存資料の収集・整理による方法
	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
予測	【環境影響要因】 ・建築物等の存在 【予測項目】 ・冬至日における日影の範囲、日影時刻及び時間数等 ・特に配慮すべき施設等における日影時刻及び時間数等	事業計画地及びその周辺地域 (地点は未定)	工事完了後の冬至日	日影図を作成する方法

表 7.2.1 (12) 現況調査及び予測の方法 (テレビ受信障害)

	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
現況調査	・テレビ電波の送信の状況 ・高層建築物及び住宅等の分布状況	事業計画地およびその周辺地域 (地点は未定)	適宜	既存資料調査及び現地調査による方法
	・既存建物による影響の状況		至近年	机上解析 (建造物障害予測の手引き (地上デジタル放送) (日本 CATV 技術協会) の方法)
	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
予測	【環境影響要因】 ・建築物等の存在 【予測項目】 ・テレビ受信障害の程度及び範囲	事業計画地およびその周辺地域 (地点は未定)	工事完了時期	机上解析 (建造物障害予測の手引き (地上デジタル放送) (日本 CATV 技術協会) の方法)

表 7.2.1 (13) 現況調査及び予測の方法 (風害)

	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
現況調査	・地域の風の状況 ・風の影響に特に配慮すべき周辺の施設の状況	事業計画地及びその周辺地域 (地点は未定)	適宜	既存資料の収集・整理による方法
		予測項目	予測範囲・地点	予測時点
予測	【環境影響要因】 ・建築物等の存在 【予測項目】 ・平均風向、平均風速、最大風速等の状況及び変化の程度	事業計画地およびその周辺地域 (地点は未定)	工事完了時期	流体数値解析 (CFD) による方法

表 7.2.1 (14) 現況調査及び予測の方法（自然災害危険度）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
		<ul style="list-style-type: none"> 過去の災害等の状況 地域防災計画等 関係法令等の基準等 	事業計画地及びその周辺地域（地点は未定）	適宜
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	【影響要因】 <ul style="list-style-type: none"> 緑のある景観形成 建築物等の存在 人口の増加 施設の供用 【予測項目】 <ul style="list-style-type: none"> 自然災害が及ぼす影響の内容及び程度 	事業計画地及びその周辺地域（地点は未定）	事業活動等が定常の状態になる時期	既存の基準、指針、ガイドライン等に沿って予測する方法又は類似事例から推定する方法

表 7.2.1 (15) 現況調査及び予測の方法（人為的災害危険度）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
		<ul style="list-style-type: none"> 過去の災害等の状況 地域防災計画等 関係法令等の基準等 	事業計画地及びその周辺地域（地点は未定）	適宜
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	【影響要因】 <ul style="list-style-type: none"> 施設の供用 【予測項目】 <ul style="list-style-type: none"> 人為的災害が及ぼす影響の内容及び程度 	事業計画地及びその周辺地域（地点は未定）	事業活動等が定常の状態になる時期	既存の基準、指針、ガイドライン等に沿って予測する方法又は類似事例から推定する方法

表 7.2.1 (16) 現況調査及び予測の方法（地域防災力）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
		<ul style="list-style-type: none"> 過去の災害等の状況 地域防災計画等 関係法令等の基準等 	事業計画地及びその周辺地域（地点は未定）	適宜
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	【影響要因】 <ul style="list-style-type: none"> 緑のある景観形成 建築物等の存在 人口の増加 施設の供用 【予測項目】 <ul style="list-style-type: none"> 地域防災力に及ぼす影響の内容及び程度 	事業計画地及びその周辺地域（地点は未定）	事業活動等が定常の状態になる時期	既存の基準、指針、ガイドライン等に沿って予測する方法又は類似事例から推定する方法

表 7.2.1 (17) 現況調査及び予測の方法 (コミュニティ)

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
	・コミュニティの状況 (施設の位置、分布、機能、利用状況、住民組織、通学区域、公共交通機関及び避難場所等の状況)	事業計画地及びその周辺地域 (地点は未定)	適宜	既存資料の収集・整理及び現地踏査による方法
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	【影響要因】 ・工事の影響 【予測項目】 ・コミュニティ施設にもたらす影響の程度及び地域住民の交通経路に与える影響の可能性	事業計画地及びその周辺地域 (地点は未定)	工事中	コミュニティ施設の位置、区域及び分布状況と事業計画とを重ね合わせる方法
	【影響要因】 ・人口の増加 【予測項目】 ・コミュニティ施設にもたらす影響の程度及び地域住民の交通経路に与える影響の可能性		事業活動等が定常の状態になる時期	

表 7.2.1 (18) 現況調査及び予測の方法 (交通混雑、交通安全)

現況調査	調査項目	調査項目	調査時期・頻度	調査方法
	・地域の状況 (日常生活圏等の状況、道路の状況、交通安全の状況)	事業計画地及びその周辺地域	至近年	既存資料の収集・整理による方法
・道路及び交差点の状況 (車種別交通量、滞留長・渋滞長、歩行者数等)	事業計画地周辺の交差点 (6 地点、図 7.2.1 参照)	平日・休日各 1 日 (12 時間)	目視による観測及び「交通渋滞実態調査マニュアル(案)」(土木研究所)の方法	
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	【影響要因】 ・工事用車両の走行 【予測項目】 ・事業の実施により変化する交通量、交通流、交通安全の状況	事業計画地及びその周辺地域	工事最盛期	現況調査結果と工事計画等をもとに、交通量の増加率及び交通安全の状況を予測する方法
	【影響要因】 ・人口の増加 ・駐車場の利用 ・施設関連車両の走行 ・歩行者の往来 【予測項目】 ・事業の実施により変化する交通量、交通流、交通安全の状況		事業活動等が定常の状態になる時期	





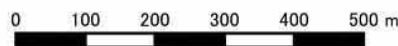




凡 例	 : 事業計画地	 1:10000 
	 : 主要な走行ルート	
	 : 環境騒音・振動・低周波音の調査地点	
	 : 道路交通騒音・振動・地盤卓越振動数、断面交通量の調査地点	
	 : 交差点交通量・信号現示調査地点	※地形図は「令和2年測量地形図データ」(吹田市作成)

図 7.2.1 現地調査地点・範囲

7.2.2 評価の方法

本事業における環境要素の評価は、現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境取組内容等を勘案して以下の観点で行う。

(1) 温室効果ガス、エネルギー

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・温室効果ガスの排出量が可能な限り低減されていること。

(2) 廃棄物等

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・廃棄物の最終処分量が、発生抑制、再利用等により可能な限り低減されていること。
- ・産業廃棄物・建設発生土が適正に処理されていること。
- ・地域における廃棄物の処理に支障を来さないこと。

(3) 大気汚染

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・大気汚染の発生が可能な限り低減されていること。
- ・「環境基本法」に基づき定められている環境基準の達成及び維持に支障を来さないこと。
- ・「吹田市第3次環境基本計画」に定めている目標値の達成及び維持に支障を来さないこと。

(4) 悪臭

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・悪臭への影響が可能な限り低減されていること。
- ・「吹田市第3次環境基本計画」に定めている目標値の達成及び維持に支障を来さないこと。

(5) ヒートアイランド現象

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・人工排熱の増加が可能な限り低減されていること。

(6) 騒音

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・騒音の発生が可能な限り低減されていること。
- ・「環境基本法」に基づき定められている環境基準の達成及び維持に支障を来さないこと。
- ・「騒音規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に定められている特定建設作業の規制基準並びに特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準等との整合が図られていること。
- ・「吹田市第3次環境基本計画」に定めている目標値の達成及び維持に支障を来さないこと。

(7) 振 動

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・振動の発生が可能な限り低減されていること。
- ・「振動規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に定められている特定建設作業の規制基準並びに特定工場等において発生する振動の規制に関する基準等との整合が図られていること。
- ・「吹田市第3次環境基本計画」に定めている目標値の達成及び維持に支障を来さないこと。

(8) 低周波音

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・低周波音の発生が可能な限り低減されていること。
- ・「吹田市第3次環境基本計画」に定めている目標値の達成及び維持に支障を来さないこと。

(9) 緑 化

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・駅前交通広場等への植栽、建物への壁面緑化等の検討により、周辺の環境と調和した都市緑化に配慮されていること。
- ・「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」に定める計画の目標の達成及び維持に支障を来さないこと。
- ・緑化計画が周辺地域の植生と調和していること。

(10) 人と自然とのふれあいの場

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・人と自然とのふれあいの場を可能な限り保全すること。
- ・「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」に定める計画の目標の達成及び維持に支障を来さないこと。

(11) 景 観

- ・景観への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・「吹田市景観まちづくり計画」に定める基本目標の達成及び維持に支障を来さないこと。

(12) 日照障害

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・日照障害の影響が可能な限り低減されていること。

(13) テレビ受信障害

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・テレビ受信に与える影響が可能な限り低減されていること。

(14) 風 害

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・風害の影響が可能な限り低減されていること。

(15) 防災・安全

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・災害危険度及び地域防災力への影響が可能な限り低減されていること。
- ・周辺の住民に対する安全性が確保されていること。

(16) コミュニティ

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・コミュニティ施設及びコミュニティ施設の持つ機能に与える影響が可能な限り低減されていること。

(17) 交通混雑、交通安全

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・地域の交通に著しい影響を及ぼさないこと。
- ・歩行者の交通安全の確保に配慮されていること。

8 その他の事項

本事業の実施に際しては、下記をはじめとする関係法令に定める事項のほか、「吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】」等のまちづくりに関する指針に定める事項を遵守するものとする。

【関係法令】

〈事業に係る法律〉

- ・ 建築基準法
 - ・ 都市計画法
 - ・ 都市再開発法
 - ・ 宅地造成等規制法
 - ・ 道路法
 - ・ 水道法
 - ・ 下水道法
 - ・ ガス事業法
 - ・ 電気事業法
 - ・ 消防法
- 等

〈環境に係る法律〉

- ・ 環境基本法
 - ・ 大気汚染防止法
 - ・ 水質汚濁防止法
 - ・ 騒音規制法
 - ・ 振動規制法
 - ・ 悪臭防止法
 - ・ 土壌汚染対策法
 - ・ 景観法
 - ・ 文化財保護法
- 等

〈事業に係る条例〉

- ・ 大阪府福祉のまちづくり条例
 - ・ 大阪府生活環境の保全等に関する条例
 - ・ 大阪府景観条例
 - ・ 吹田市開発事業の手続等に関する条例
 - ・ 吹田市環境まちづくり影響評価条例
 - ・ 吹田市景観まちづくり条例
 - ・ 吹田市屋外広告物条例
 - ・ 吹田市建築基準法施行条例
 - ・ 吹田市環境基本条例
 - ・ 吹田市環境の保全等に関する条例
 - ・ 吹田市水道条例
 - ・ 吹田市緑の保護及び育成に関する条例
 - ・ 吹田市下水道条例
 - ・ 吹田市文化財保護条例
- 等